

元気あふれ
人がつながり
安心して暮らせる
～ 誇れるまち『尾道』～



「人財」「資源」「広域拠点性」
3つの「尾道オリジナル」を高め
独創的なまちづくり

尾道市総合計画

平成 29年 3月

 尾道市

ごあいさつ

本市は、緑豊かな中山間地域から尾道水道周辺地域を経て独特の多島美を有する島しょ部に至るまで、他にはない景観や歴史、文化に育まれた多彩な資源と、瀬戸内の十字路に位置する広域的な交流拠点としての優位性など、様々な特長を有しています。本市ではこれまで、これらの資源や優位性を活かしながら、市民の皆様とともに個性的で魅力的なまちづくりに取り組んできました。こうした取組は、平成 26 年（2014 年）の文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）の受賞、平成 27 年（2015 年）から 2 年連続での日本遺産認定につながっており、確かな歩みを感じております。



これからは、平成 30 年（2018 年）に尾道市制施行 120 年、平成 31 年（2019 年）に尾道港開港 850 年、平成 32 年（2020 年）に新しい市本庁舎完成、東京オリンピック・パラリンピック開催など、本市にとって、大変重要な期間であり、これらを好機と捉え、更なる飛躍に結び付けていかなければなりません。また、社会が大きく変化し、人口減少が進行する中で、少子高齢化に対応した子育て支援、健康づくりの取組、インフラ整備など、本市が将来に向けて持続可能なまちであるための基礎を固め、新しい時代に向けて挑戦していく期間でもあります。

この総合計画は、「元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる ～誇れるまち『尾道』～」を本市が将来目指すべき都市像として掲げ、多様な政策課題への対応策の方向性と展開すべき施策を見定めたものです。本市の持つ「人財」「資源」「広域拠点性」の 3 つの魅力『尾道オリジナル』と表現し、これらをさらにみがき高め、尾道だからこそできる独創的なまちづくりを展開することで、市民の皆様が誇れる、さらには、多くの人々から選ばれるまちの実現を目指してまいります。

結びに、計画の策定にあたり、長期にわたり熱心かつ活発なご審議をいただきました審議会委員の皆様をはじめ、市民満足度調査、パブリックコメントを通じて、貴重なご意見をいただきました市民並びに関係者の皆様、心からお礼を申し上げます。

平成 29 年 3 月

尾道市長 平谷 祐宏



尾道市民憲章

昭和53年(1978年)4月18日制定

わたくしたちは、自然の景観に恵まれ、古い歴史をもつ尾道をこよなく愛し、誇りとします。

わたくしたちは、先人の偉業をしのびつつ、郷土の発展と健康で明るく住みよいまちづくりのために、この市民憲章を定めます。

- 1 伝統を生かし 文化遺産をうけつぎ 風格のあるまちにしよう
- 1 きれいな海 緑と太陽の輝く 清潔なまちにしよう
- 1 人を尊び人を愛し 健康で ころ豊かなまちにしよう
- 1 互いにゆずりあい きまりを守る 平和なまちにしよう
- 1 生きて働らくことに喜びをもち 希望にみちたまちにしよう

基本構想

第1章 序論	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 総合計画の性格と役割	3
1 本計画の性格	3
2 本計画の役割	4
第3節 計画の構成と期間	5
第4節 社会・経済潮流	6
1 人口減少と少子高齢化の進展	6
2 経済・雇用環境の変化	6
3 グローバル化の進展	6
4 安全・安心な社会の構築	7
5 高度情報化社会の進展	7
第5節 本市の地域特性	8
1 社会環境	8
2 経済環境	8
3 市民や関係団体等の意識	9
第6節 これまでのまちづくりの総括	10
1 「個性をみがくまち」の総括	10
2 「人が輝くまち」の総括	11
3 「安らぎのあるまち」の総括	12
第2章 基本構想本論	14
第1節 まちづくりの考え方	14
1 多様で豊富な人財	14
2 歴史と文化に育まれた資源	14
3 交流を支える広域拠点性	15
第2節 都市像	16
第3節 まちづくりの基本的方向	18
1 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり	18
2 魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり	18
3 誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり	18
第4節 体系図	19
第3章 目標人口	20
1 総人口の推移	20
2 将来目標人口の設定について	21
第4章 計画の推進方針	24
1 効果的・効率的な行政運営	24
2 市民が主役となったまちづくり	24
参考資料	25

基本計画

第1章 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり

政策目標1 活力ある産業が育つまち

政策分野1 産業

施策目標1	地域経済を支える産業に活気がある	30
施策目標2	多様な産業が育っている	32
施策目標3	農林水産業が活性化している	34
施策目標4	産業の担い手が育っている	36
施策目標5	誰もが働きやすい雇用環境が整っている	38

政策目標2 活発な交流と賑わいのあるまち

政策分野1 観光・交流

施策目標1	観光消費が増えている	40
施策目標2	国内外との交流が活発に行われている	44

政策分野2 景観

施策目標1	景観が保全・整備されている	48
-------	---------------	----

政策分野3 移住・定住

施策目標1	移住・定住の取組が活発に行われている	50
-------	--------------------	----

第2章 魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり

政策目標3 心豊かな人材を育つまち

政策分野1 歴史・文化・芸術

施策目標1	歴史・文化・芸術が継承され、活かされている	54
-------	-----------------------	----

政策分野2 学校教育

施策目標1	夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く人材が育っている	56
施策目標2	学校施設が整備されている	60

政策分野3 生涯学習

施策目標1	いつでも学べる環境が整っている	62
施策目標2	学校・家庭・地域の連携により子どもたちが健やかに成長している	64
施策目標3	スポーツを楽しんでいる	66

政策目標4 人と地域が支え合うまち

政策分野1 協働

施策目標1	協働のまちづくりの意識が定着している	68
施策目標2	地域でまちづくりを行う仕組みが形成されている	70

政策分野2 人権

施策目標1	人権が尊重されている	72
施策目標2	男女がともに認め合い、支え合う社会が実現している	74

第3章 誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり

政策目標5 市民生活を守る安全のまち

政策分野1 生活基盤	
施策目標1 生活基盤が整い市民が安全に暮らしている……………	78
施策目標2 利用しやすい生活交通が確保されている……………	80
施策目標3 良好な住環境が整っている……………	82
政策分野2 防災・防犯・交通安全	
施策目標1 防災・防犯・交通安全体制が充実している……………	84
政策分野3 消防	
施策目標1 消防体制が充実している……………	86
政策分野4 環境	
施策目標1 環境が保全されている……………	88

政策目標6 安心な暮らしのあるまち

政策分野1 子育て	
施策目標1 安心して子どもを産み育てられる環境が整備されている……………	92
政策分野2 健康・福祉・医療・介護	
施策目標1 健康寿命が延びている……………	96
施策目標2 高齢者や障害のある人が健康で安心して暮らしている……………	100
施策目標3 生活に課題を抱える人の支援体制が充実している……………	104
施策目標4 医療体制が充実している……………	106

第4章 計画推進を支える行政運営

1 市民ニーズに柔軟に対応できる行政運営……………	110
(1) 社会情勢に適応した柔軟な行政組織・機構、行政経営システム……………	110
(2) 行政におけるICTの有効活用……………	110
2 安定した財政基盤の確立による財政健全化……………	110
3 行政組織を支える市職員の能力向上……………	111
4 地域特性を活かした市の持続的発展……………	111
5 広域行政・連携の推進……………	111

附属資料……………	113
-----------	-----

尾道市総合計画

基本構想

第1章 序論

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成28年度（2016年度）を目標年次とする総合計画「活力あふれ感性息づく芸術文化のまち『尾道』～ともに高めあう尾道文化の創造～」を平成18年度（2006年度）に定め、各種の施策・事業を推進してきました。

また、近年、本市を取り巻く環境は、本格的な人口減少社会への突入や社会・経済のグローバル^{*1}化の進展等、大きく変化しており、市民のニーズや価値観、地域の課題等も多様化してきました。

このような情勢の中、環境の変化に対応したまちづくりを進め、本市が目指すべき姿と進むべき道筋を明らかにし、市民の願いを実現する持続可能なまちづくりの方向を示す指針として、総合計画を策定します。

なお、平成23年度（2011年度）の地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、基本構想の法的な策定義務は廃止されましたが、本市では、総合計画を、将来の健全な発展と市民生活の安定及び生活環境の向上を図るため策定する、市政の総合かつ長期的な計画と捉えていることから、平成27年（2015年）9月に「尾道市総合計画策定条例」を制定し、基本構想の策定を議会の議決事項として明記しています。



第2節 総合計画の性格と役割

1 本計画の性格

本計画は、まちづくりを進めるための最も基本となる計画であり、本市の最上位計画となります。次の点を考慮し、計画を策定します。

(1) 目標を中心とした計画

まちづくりを効果的に進めるためには、目指すべき方向が明確に示されていることが必要です。

このため、事業中心ではなく、まちづくりの目標や将来のまちの姿が分かりやすく示された目標を中心とした計画とします。

(2) 市民や地域が主体の計画

誰もが活躍できる社会の実現に向けた取組が進む中で、市民や地域が主役となり、行政との役割分担のもとで、主体的にまちづくりを進めることが重要です。

このため、行政や市民をはじめとした多様な主体がそれぞれの役割を担い、市民や地域が主体となったまちづくりを可能にする計画とします。

(3) まちづくりの成果が見える計画

達成すべき目標を実現するためには、そのための取組の成果を客観的に評価することが重要です。

このため、主要な施策・事業については、施策の効果を客観的に検証可能な指標を設定し、施策の進捗状況や取組の成果が分かりやすく示された計画とします。

※1 グローバル：人やもの、情報が国境を越えて、世界的規模で地球全体にかかわるさま。

2 本計画の役割

本計画は、まちづくりの長期的な展望を示すものであり、本市のまちづくりと関係する市民、事業者、他の行政機関等に対して、次のような役割を担うものです。

(1) 市民、事業者に対するまちづくりの指針

目標とするまちの状態を明らかにするとともに、市のみならず、市民・事業者が都市像の実現を目指し、協働※¹してまちづくりを進めていく際の指針となるものです。

(2) 他の行政機関等に対する調整・連携の指針

国や県など他の行政機関に対し、本市のまちづくりの方向性を明示し、必要な施策や事業の推進にあたり、調整・連携を図るための指針となるものです。

(3) 行政運営の指針

今後 10 年間に展望し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるため、本市が取り組む施策や事業を示し、推進するための行政運営の総合的な指針となるものです。



第3節 計画の構成と期間

【基本構想】

本市の目指すべき都市像や、まちづくりの考え方及び基本的方向を示し、基本計画・実施計画の基礎となるものです。

都市像を実現するためには、相当の期間を要すると考えられることから、計画期間は平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）の10年間と設定します。

【基本計画】

基本構想に掲げる都市像を実現し、基本的方向に沿ったまちづくりを行うために必要な政策目標や施策を示すものです。

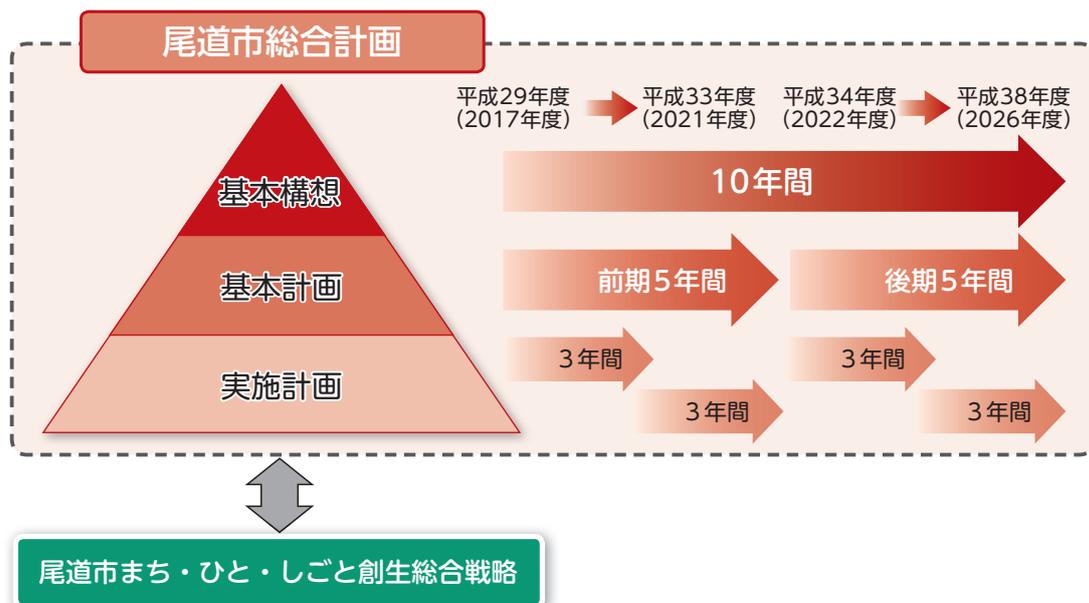
本市を取り巻く環境の変化や行財政の状況に対応するため、前期計画〔平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）〕と後期計画〔平成34年度（2022年度）から平成38年度（2026年度）〕を策定することとします。

【実施計画】

基本計画で定められた政策目標や施策を計画的かつ効率的に実施するための具体的な事業を示した計画です。

社会・経済情勢の変化に柔軟に対応するため、基本計画の前期・後期計画の期間中にそれぞれ2回、計4次の計画を策定するものとし、計画期間は、それぞれ3年間と設定します。

【構成図】



※平成27年度（2015年度）策定の「尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は人口減少克服・地方創生を目的とした5年間の計画であるのに対し、「尾道市総合計画」は本市の総合的な振興・発展等を目的とした10年間の最上位計画です。

※1 協働：市民と市とが、対等な立場で必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担のもと、目標の達成に向けて協力して取り組むこと。

第4節 社会・経済潮流

1 人口減少と少子高齢化の進展

わが国の人口は減少局面に入っています。特に地方においては、若年層を中心に東京等の大都市圏への人口流出が拡大しており、人口減少の加速化が想定されています。こうした東京一極集中を是正するため、若い世代が安心して生活を営み、子どもを生み育てられる社会・経済環境づくりが急務となっています。

また、本格的な少子高齢化の進展に対応するため、行政サービスの効率的な提供と、生活利便性の向上による定住環境の確保が必要です。さらに、これらの行政サービスがコンパクトにまとまった地域と、居住地域とがネットワークでつながることが重要であり、地域の実情に応じた交通体系の確保も求められています。

2 経済・雇用環境の変化

国内経済は、デフレからの脱却と経済再生に向けた取組により経済の好循環が進展し、緩やかな回復傾向にあります。一方で、地域による格差や内需の弱さも見られ、持続的な経済成長に向けた更なる経済政策の推進が必要です。

地方においても、地域経済の好循環の拡大のために、行政だけでなく、産業、金融、教育など様々な分野が、それぞれの強みを活かして連携し、地域の資源と資金を活用した経済構造改革を推進することが求められています。

また、少子高齢化が進む中で、労働力人口の減少が経済成長の制約になることが懸念されています。こうした中、女性や高齢者の労働参加が拡大傾向にあり、長期的な労働力の維持のためにも、女性や高齢者のニーズに対応した働く場の確保が求められています。

さらに、失業率が低下するなど雇用情勢が改善する一方で、終身雇用や年功序列といったこれまでの雇用制度が崩れ、非正規雇用者が増加しています。今後は、処遇の改善や正規雇用への転換等にも配慮しつつ、個人の事情に応じた働き方の多様化を推進し、労働生産性の向上を実現していくことが必要です。

3 グローバル化の進展

アジア諸国の経済成長に伴い、製造業の競争が激化しており、今後需要が見込まれる産業分野における技術力の向上や、技術力を活かした産業の高付加価値化等による国際競争力の強化を進めていく必要があります。さらに、豊かな語学力やコミュニケーション能力を身につけ、国際的に活躍できる「グローバル^{*1}人材」を育成することも急務となっています。

また、わが国を訪れる外国人観光客は年間 2 千万人に迫り、平成 32 年（2020 年）には 4 千万人、平成 42 年（2030 年）には 6 千万人を目標としています。さらに、外国人観光客による消費額も 3 兆円を突破するなど急速に増加しています。こうしたインバウンド※²観光の拡大は、地域の新たな需要や雇用の創出につながることも期待され、外国人観光客が快適かつ安全に滞在できるよう、受入体制の充実が求められています。

4 安全・安心な社会の構築

社会の成熟化が進む中で、福祉や防災、環境など様々な分野において、誰もが安全で、安心して暮らすことのできる社会づくりが求められています。

わが国では、高度経済成長期に建設された大量の社会資本が耐用年数を迎つつあり、老朽化の進行や維持管理・更新に要する費用の増大が想定されています。このため、施設の長寿命化や技術開発等による社会資本の効率的な維持管理・更新が求められています。

また、平均寿命が延伸する一方で、健康寿命※³と平均寿命の差が拡大することにより、医療費等の負担が大きくなることが懸念されています。個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障制度の持続可能性を高めるためにも、健康寿命の延伸が必要です。今後、国民の健康づくりに対する意識はさらに高まっていくと考えられ、生活習慣病※⁴の発症予防など健康づくりに向けた取組の充実が求められています。

5 高度情報化社会の進展

ICT※⁵の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化により、国民生活や企業活動が大きく変化しており、今後は、医療、介護、防災等の様々な分野における ICT の効果的な利活用の促進が期待されています。

また、行政サービスにおいても、ICT の有効活用が進められています。情報セキュリティ対策、個人情報の保護に取り組み、利便性の高い電子行政サービスの提供や行政の一層の効率化・省力化に向けて、積極的に活用することが求められています。

※¹ グローバル：人やもの、情報が国境を越えて、世界的規模で地球全体にかかわるさま。

※² インバウンド：inbound：外国人旅行者を自国へ誘致すること。海外から日本へ来る観光客を指す外来語。

※³ 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されず生活できる期間。

※⁴ 生活習慣病：不健全な生活の積み重ねによって引き起こされる心臓病・脳卒中・糖尿病などの病気。食生活や喫煙、飲酒、運動不足など、生活習慣との関係が深い病気の総称。

※⁵ ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

第5節 本市の地域特性

1 社会環境

人口減少社会が本格化する中で、本市においても少子高齢化の急速な進展による人口構造の変化が社会環境に様々な影響を及ぼしつつあります。出生数や生産年齢人口の減少によって、現役世代の負担感が増すことが予想されており、年少人口の増加につながる取組が必要です。

また、景気の回復に伴い、本市の求人数は増加傾向にあり、雇用情勢は改善しつつありますが、一方で、生産年齢人口の減少等から、将来的な労働力の不足が懸念される状況にあります。このため、女性や高齢者の活躍の場を拡大するなど、労働力人口の減少に対応した人材の確保が重要です。

なお、本市では、恵まれた自然環境を背景に、レモン・八朔等の柑橘類、わけぎ、いちじく、多種多様な水産物など、特色ある第一次産業が集積していますが、就業者の高齢化が進んでいることから、担い手の育成や新規就業者への支援が急務となっています。

本市の持続的な発展のためには、次代を担う子どもたちが地域に愛着と誇りを持てる教育の充実が重要であり、学校、家庭、地域が連携・協力した取組が求められます。

また、平成22年（2010年）における本市の健康寿命^{※1}は、男性が77.54歳、女性が82.07歳と、男性・女性ともに、県内でも低い数値となっており、健康づくりの推進により、健康寿命の延伸が求められます。

なお、本市の空き家率は、広島県の平均を上回るペースで高まっており、適切に管理されていない空き家の増加が、防災や衛生、景観等、市民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。このため、防災や防犯に加え、地域振興の観点からも空き家の活用等の対策を進めることが必要です。

2 経済環境

本市には造船業やプラスチック製品製造業をはじめとした多くの製造業が集積し、基幹産業^{※2}として本市の経済を支えています。今後も、本市の経済が発展していくためには、継続的に設備投資できるような環境の形成や中小企業の活性化が求められます。また、社会・経済のグローバル^{※3}化が進む中で、製造業の国際競争力の強化が一層求められるようになっており、既存産業の高付加価値化や新たな産業分野に対する技術力の向上等を促進することも重要です。

また、人口減少による市場縮小等を背景に産業構造が変化しつつある中で、医療、福祉、観光など、今後の成長が期待される分野において、新たな産業を創出するこ

とも必要です。産業の規模が縮小傾向にある卸売業や小売業においては、既存店舗の魅力向上や起業による新規店舗の出店等を促進し、地域内での消費を拡大していくことが求められます。

2年連続で日本遺産^{※4}に認定され、斜面市街地、尾道水道、瀬戸内海の多島美等が織りなす美しい景観や数多くの文化財が集積するなど、本市には個性豊かな地域資源が多数あります。このような地域資源の魅力に惹かれ、本市を訪れる観光客は増加傾向にあり、中国やまなみ街道の全線開通も追い風となり、今後、更なる観光客の増加が期待されます。一方で、観光消費の拡大を図るため、観光サービスの質的な改善等により、宿泊客の増加に取り組む必要があります。また、全国的に外国人観光客が増加する中で、尾道市を訪れる外国人観光客も増加傾向にあり、インバウンド^{※5}観光への対応力の充実も求められています。

3 市民や関係団体等の意識

本市では、市民や関係団体が日常生活の中で感じていることを意見として伺い、まちづくりの参考にさせていただくため、市民満足度調査等を実施しました。調査結果から、市民が今後10年で重要と考える取組として、「誰もが健やかに暮らせるまちをつくる」、「産業が活発で、多様な働く場が充実したまちをつくる」、「夢と志を抱く子どもたちを育てる」が上位となっています。

また、過去5年間の成果が高い取組として、「尾道の個性を活かした交流を促進する」、「尾道らしい景観と良好な環境を保全し創造する」、「尾道に培われてきた芸術・文化を未来に伝える」が上位となっています。

なお、市内の企業や団体へのアンケート調査から、本市の課題として、「空き家の増加・管理への対応」、「地域コミュニティ活動支援」、「市民活動の後継者育成」等の地域に関することや、「地域医療の質・量の確保」、「医師の確保」、「子育てに関する支援強化」等の医療・福祉に関すること、「インバウンド観光への対応」、「宿泊観光客の増加に向けた取組強化」、「尾道市のブランドイメージの活用」等の観光・交流に関することが多く指摘されています。

今後は、これらの意見を反映したまちづくりを推進していく必要があります。

※1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されず生活できる期間。

※2 基幹産業：経済活動の基盤となる重要な産業。

※3 グローバル：人やもの、情報が国境を越えて、世界的規模で地球全体にかかわるさま。

※4 日本遺産：地域の歴史的魅力や特色を活かし、日本の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定するもの。

※5 インバウンド：inbound：外国人旅行者を自国へ誘致すること。海外から日本へ来る観光客を指す外来語。

第6節 これまでのまちづくりの総括

1 「個性をみがくまち」の総括

中国やまなみ街道の全線開通など交流基盤の整備が進むとともに、松江市との姉妹都市提携や「瀬戸内しまのわ 2014」をはじめとした観光振興に関する取組の充実により国内外との交流が拡大しています。また、全国でも人気のサイクリングコースである瀬戸内しまなみ海道の国際的認知の高まり、2年連続で日本遺産^{※1}に認定されたこと、サイクリスト向け複合施設の整備もあり、世界各国からの来訪者も増加しています。市民満足度調査によると、10年前からの変化において、高速道路や港などの基盤整備が高く評価されている一方で、各地域のまちなかの賑わいづくりに関する取組が期待されています。

今後は、瀬戸内の十字路としての拠点性を活かした観光・交流機能の一層の強化に引き続き取り組み、観光客の受入体制を充実させるとともに、積極的なシティプロモーション^{※2}を行う必要があります。

商工業では、尾道流通団地の整備により、企業誘致を進めるとともに、市内の中小企業の活性化にも取り組んできました。農林水産業では、尾道ブランド^{※3}を活かした農産品の高付加価値化とともに、担い手育成や新規就業者への支援に取り組んできましたが、依然として後継者不足等の課題があります。市民満足度調査においても、産業の活性化や雇用の促進などの取組が期待されています。

今後は、産業団地の造成も含めた企業誘致を進めるとともに、既存産業の支援の更なる充実を図っていく必要があります。また、農林水産業における就業者の減少や高齢化に対応するため、新規就業者の確保ができる環境整備に取り組むことが重要です。

2 「人が輝くまち」の総括

文化財の保存・保全を積極的に展開するなど、芸術・文化・歴史を活かしたまちづくりに取り組んできたことが認められ、平成26年（2014年）に文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）を受賞しました。また、平成27年（2015年）から2年連続で日本遺産に認定されました。これまで、本市固有の良好な景観の保全、歴史的風致※4の維持向上とともに、環境保全意識の向上、ごみの減量化・再資源化等の取組を進めてきました。市民満足度調査においても、良好な景観や環境の形成、芸術・文化に関する取組が評価されています。

今後は、長い歴史の中で培われてきた芸術・文化の保存に引き続き取り組むとともに、これをさらに活用したまちづくりを推進していく必要があります。また、環境保全意識の向上にも引き続き取り組んでいく必要があります。

地域社会の高齢化や厳しい財政状況等に対応していくため、市民と市が連携して、それぞれの知恵と責任においてまちづくりに取り組んできました。こうしたことにより、地域課題に地域自らの力で解決していこうとする機運が高まっており、協働※5のまちづくりに対する市民意識の向上が図られています。市民満足度調査においても、行政への市民参加や官民協働に関する満足度は上昇しており、評価されています。

今後は、これまでの取組を継続するとともに、まちづくり団体※6の担い手不足の解消や、地域にとって効果的かつ効率的な支援に取り組む必要があります。

「尾道教育みらいプラン※7」によって、グローバル※8社会に適応した子どもの育成など、学校教育の充実に取り組んできました。成果があがっている取組がある一方で、学力の低下や生徒指導上の課題等も発生しています。また、差別のない明るい社会を目指して、男性・女性ともに、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会※9の実現や、生涯学習の充実、人権問題の啓発等にも取り組んできました。

今後は、学力向上を含む人材育成の更なる充実を図るとともに、家庭や地域の教育力の強化にも取り組んでいくことが必要です。また、インターネットによる人権侵害など人権問題の新たな課題にも取り組む必要があります。

-
- ※1 日本遺産：地域の歴史的魅力や特色を活かし、日本の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定するもの。
 - ※2 シティプロモーション：観光客増加、定住人口獲得、企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動。
 - ※3 尾道ブランド：農産物のブランド化と、尾道の教育、行政の進め方など尾道型のまちづくりをブランド化すること。
 - ※4 歴史的風致：地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な環境。
 - ※5 協働：市民と市とが、対等な立場で必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担のもと、目標の達成に向けて協力して取り組むこと。
 - ※6 まちづくり団体：町内会等の住民自治組織、NPO法人、ボランティア団体、企業等で、地域のために様々な取り組みを行う団体。
 - ※7 尾道教育みらいプラン：「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」、「信頼される学校づくり」の4つの基本方針による学校教育に関するプラン。
 - ※8 グローバル：人やもの、情報が国境を越えて、世界的規模で地球全体にかかわるさま。
 - ※9 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

3 「安らぎのあるまち」の総括

防災拠点の整備や、防災組織の育成を推進するなど、地域防災力及び市民の防災意識の向上に努めるとともに、消防機能の強化にも取り組んできました。また、快適な暮らしを実現するため、道路や公園、上下水道等の生活基盤の整備を着実に進めてきました。市民満足度調査によると、今後 10 年間ににおいても重要であると考えられており、一層の取組が求められています。

今後は、引き続き、防災対策の更なる充実や生活基盤の整備に取り組んでいくとともに、老朽化したインフラ^{※1}の効率的な維持・更新を実施していく必要があります。

少子化対策を検討するためのプロジェクトチームを立ち上げるとともに、子育て支援センター^{※2}や子育て世代包括支援センター^{※3}の整備など子育て支援の充実を図り、「子育てするなら尾道」と感じてもらえるまちづくりを推進してきました。また、地域包括ケアシステム^{※4}による取組や、質の高い地域医療の提供体制を充実させるため、医療施設の整備などを着実に推進してきました。市民満足度調査によると、健康・福祉に関する取組が、今後 10 年間ににおいても重要であると考えられており、一層の取組が求められています。

今後は、子育て支援や医療・福祉サービスの更なる充実を図るとともに、健康寿命^{※5}の延伸に関する取組を実施し、誰もが幸せに暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。



- ※1 インフラ：Infrastructure の略。生産や生活の基盤を形成する構造物、社会的生産基盤。
- ※2 子育て支援センター：地域全体の子育て家庭などを支援する施設。
- ※3 子育て世代包括支援センター：妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。
- ※4 地域包括ケアシステム：高齢者等が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援体制。
- ※5 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されず生活できる期間。

第2章 基本構想本論

基本構想は、まちづくりの考え方、目指すべき都市像、まちづくりの基本的方向を定めた総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものです。

第1節 まちづくりの考え方

まちづくりの考え方を示すキャッチフレーズを次のとおり設定し、本市が将来も発展していくために、本市の持つ「人財」「資源」「広域拠点性」の3つの『尾道オリジナル』をさらに高めていくことで、独創的なまちづくりを展開していきます。



高める『尾道オリジナル』

◆本市の持つ3つの魅力

1 多様で豊富な人財

誰もが活躍できる社会の実現に向けた取組が進む中で、これからのまちづくりにおいては、高いポテンシャル^{※1}を有した民間活力や市民力の活用が強く求められています。

本市の地域を支える多様な人々や、その人々が取り組んでいる活動は、まちづくりの基盤となるかけがえのない財産です。今後のまちづくりにおいても、こうした人財を大切に、本市の魅力として活かし、育てていきます。

2 歴史と文化に育まれた資源

本市が有する歴史的文化財、景観、稼ぐ力を生み出す地場産業等の豊富な地域資源は、国内外に誇ることでできる大きな強みです。本市が将来にわたって持続的に発展していくためには、地域文化を継承するとともに、資源のリノベーション^{※2}等が必要です。今後もこうした歴史と文化に育まれた資源を魅力として活かしていきます。

3 交流を支える広域拠点性

本市を取り巻く環境の変化により、地域間競争が一層激しさを増す中、個性を発揮し、多くの人々から選ばれるまちとして輝いていくためには、グローバル※³化する社会の中で尾道ブランド※⁴を国内外へ広く発信し、交流の拡大を図ることが重要です。

本市は、瀬戸内の十字路口に位置し、広域的な交流拠点としての優位性を有しています。今後も、こうした拠点性の高さを本市の魅力として活かしていきます。



※1 ポテンシャル：潜在的に持っている可能性、能力。

※2 リノベーション：renovation：既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上をさせたり、付加価値を与えること。

※3 グローバル：人やもの、情報が国境を越えて、世界的規模で地球全体にかかわるさま。

※4 尾道ブランド：農産品のブランド化と、尾道の教育、行政の進め方など尾道型のまちづくりをブランド化すること。

第2節 都市像

本市の都市像を次のとおり設定し、その実現に向けて取り組みます。



元気あふれ
人がつながり
安心して暮らせる
～ 誇れるまち『尾道』～



本市は、国内を代表する歴史や文化、自然環境に恵まれるとともに、造船業をはじめとした製造業や、特色ある産品を生み出す農業、水産物の食品加工業等の地域産業に支えられ、今日まで発展してきました。

また、中国やまなみ街道の全線開通により、瀬戸内の十字路としての拠点性が一層高まっており、瀬戸内しまなみ海道の景観等、個性豊かな資源を有することは、国内外に誇れる本市の大きな魅力・強みとなっています。これらを活かして、国内はもとより、世界に向けても情報発信していくことが必要です。

一方、人口減少社会の本格的な到来や急速な少子高齢化の進展など、本市を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しており、産業の活力の維持・拡大、人口減少に対応した地域力の強化と地域資源の活用、安全なまちを支える基盤整備などの取組の重要性が増しています。

こうした中、本市が将来にわたり、持続的に発展していくためには、地域経済を支える産業の活性化や更なる交流の拡大を推進していくことが必要です。産業を元気にすることで、新たな雇用を生み出し、地域の活性化、移住・定住人口の増加につなげていくことが必要です。

また、地域を支える基盤は、人と人のつながりです。豊かな地域社会を築くためには、本市の教育や生涯学習の充実によって、心豊かな人材を育て、先人が残してきた誇りや、尾道市民としての心のつながりを大切に、人と地域がつながる社会を実現していくことが必要です。

さらに、健康・福祉・医療・介護等の充実により、生活の質を高め、生きがいとやすらぎを感じることができるとともに、防災・防犯対策等の充実により、日常生活の安全を確保し、誰もが安心して快適に暮らすことのできるまちを目指す必要があります。

このような視点に立ち、「元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる ～誇れるまち『尾道』～」を本市が将来目指すべき都市像として掲げ、尾道らしい、尾道だからこそできる独創的なまちづくりを展開することにより、市民が誇れるまちの実現を目指します。

第3節 まちづくりの基本的方向

都市像を実現するため、「社会・経済潮流」や「これまでのまちづくりの総括」等を基に、本市がこれから進むべき「まちづくりの基本的方向」を示します。今後は、3つの基本的方向に基づき、まちづくりを推進します。

1 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり

地域間競争が一層激しさを増す中で、本市が将来にわたって発展し続けるためには、地域経済を支える産業を育成・創造するとともに、県内や中国四国地方のみならず、国内外との多様な交流が広がり、賑わいが生まれるまちづくりが必要です。このため、本市の基幹産業^{*1}である製造業の持続的な発展を促進するとともに、中小企業の活性化、新たな産業の創出など、地域経済を支える産業の創造が求められます。

さらに、瀬戸内の十字路口に位置する本市の交流拠点の優位性を活かし、観光消費の拡大や外国人観光客の受入体制の強化等の観光振興策を推進するなど、交流の拡大による地域の活性化が求められます。

また、こうした交流の拡大を通じて、本市が長い歴史の中で培ってきた様々な魅力を、国内外へ広く発信し、その価値をさらに高めていくことも必要です。

2 魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり

人口減少社会が本格的に到来する中で、地域の将来を支える人材の育成がこれまで以上に重要となっています。そのためには、個性と創造性に富み、世界へはばたく、魅力ある人材が育つとともに、市民一人ひとりが、地域に愛着と誇りを持つことのできるまちづくりが必要です。このため、地域の未来を担う子どもたちへの教育の充実を図るとともに、地域全体で主体的に子どもの教育を支援する体制づくりが求められます。

また、市民との協働^{*2}を一層推進し、市民一人ひとりが主役となったまちづくりに取り組むことにより、地域コミュニティを活性化することも求められます。

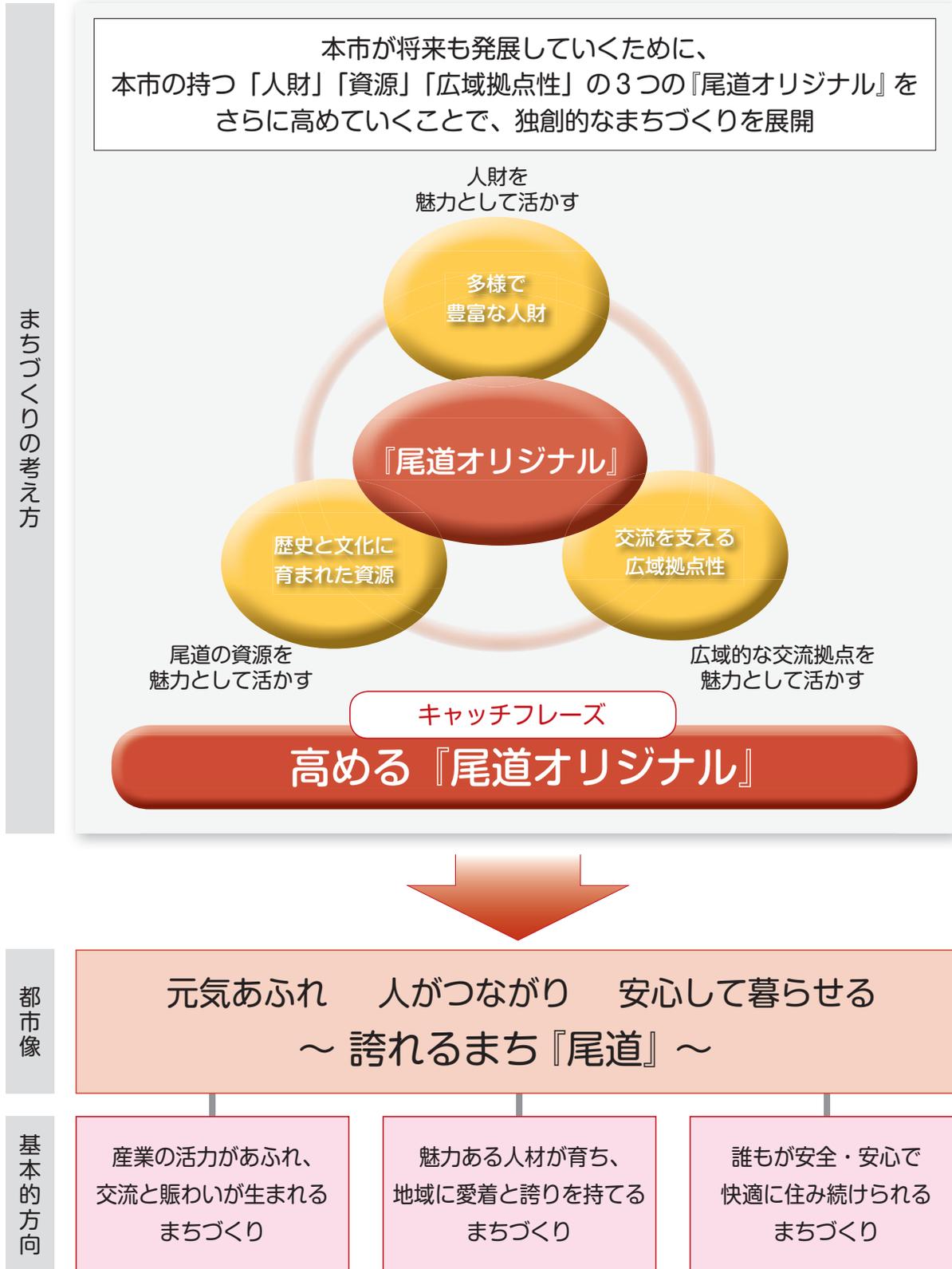
3 誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり

社会の成熟化が進む中で、誰もが心の豊かさや生きがいを感じながら、安全・安心で快適に暮らすことのできるまちづくりが、より一層重要となっています。

このため、市民の生命や財産を守り、快適な日常生活を支える生活基盤の維持更新が求められるとともに、地域全体が連携して、防災・防犯等の安全対策に取り組み、安全な暮らしを維持向上していくことが求められます。

また、人口減少と少子高齢化が進む中で、健康・福祉・医療・介護等の体制を充実させ、市民一人ひとりが安心して、健康で快適に暮らし続けることのできる環境づくりも求められます。

第4節 体系図



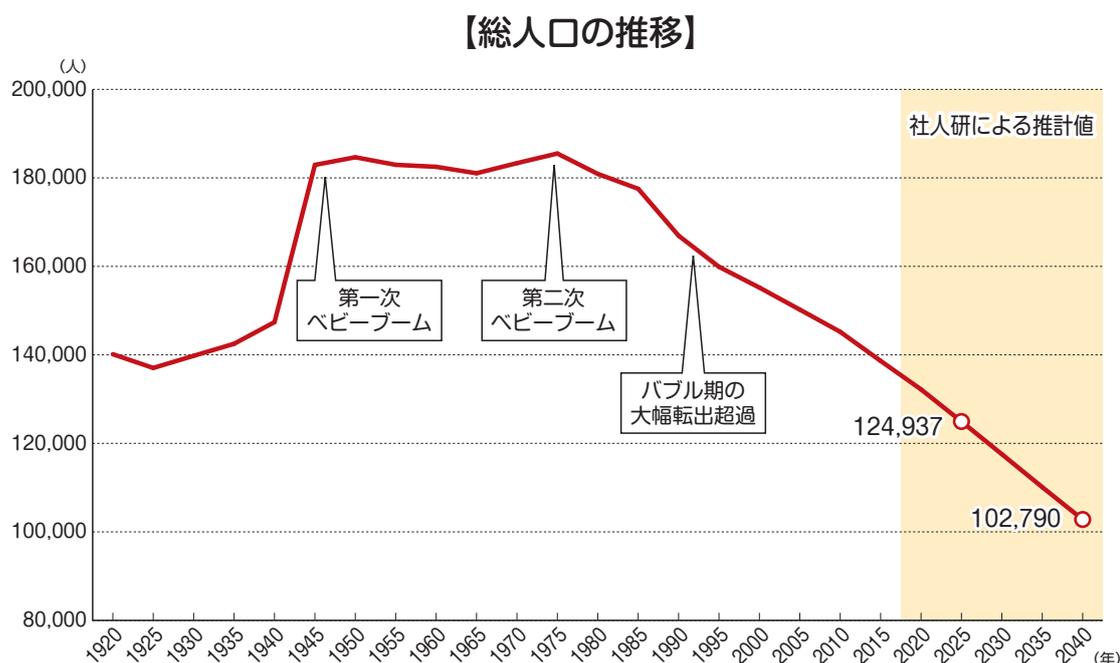
※1 基幹産業：経済活動の基盤となる重要な産業。

※2 協働：市民と市とが、対等な立場に必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担のもと、目標の達成に向けて協力して取り組むこと。

第3章 目標人口

1 総人口の推移

本市の人口は、減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の推計によると、平成 37 年（2025 年）には約 12 万 5 千人、平成 52 年（2040 年）には約 10 万 3 千人まで減少することが予想されています。



(注) 1945 年の数値は、1947 年に実施された国勢調査の数値を用いている。

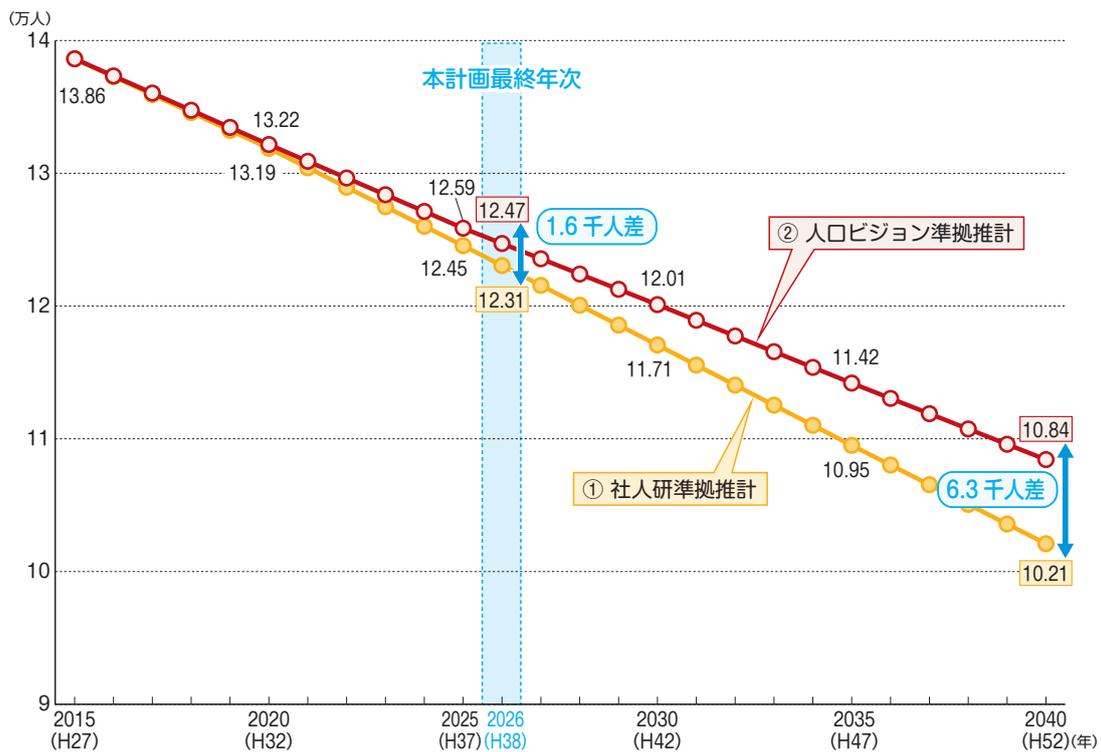
(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」

本市では、「尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成 27 年度（2015 年度）策定）」において、「若い世代の就労・結婚・出産・子育て環境の整備」、「子育て世代の転入促進と転出抑制」、「交流人口の拡大による地域活性化と定住移住促進」の 3 つを基本的視点として掲げ、人口減少問題に取り組むこととしています。

2 将来目標人口の設定について

本計画の将来目標人口の設定については、尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでの検討を踏まえて行いました。将来人口推計の精度を高めるため、平成27年(2015年)の国勢調査の結果を用い、社人研の「日本の地域別将来推計人口(平成25年(2013年)3月推計)」(以下、社人研推計)を基に、①社人研準拠推計と②人口ビジョン準拠推計の2つのパターンを作成しました。①社人研準拠推計と②人口ビジョン準拠推計を比較すると、本計画の最終年次である平成38年(2026年)には①社人研準拠推計で12万3千1百人、②人口ビジョン準拠推計で12万4千7百人となり、約1千6百人の差が予想されています。

【社人研準拠推計と人口ビジョンによる人口推計の比較】



(注) 1. 本推計では、平成27年(2015年)の国勢調査の結果を基に年齢不詳を按分した数値を使用(社人研推計も同様の手法を適用)。以下同様。

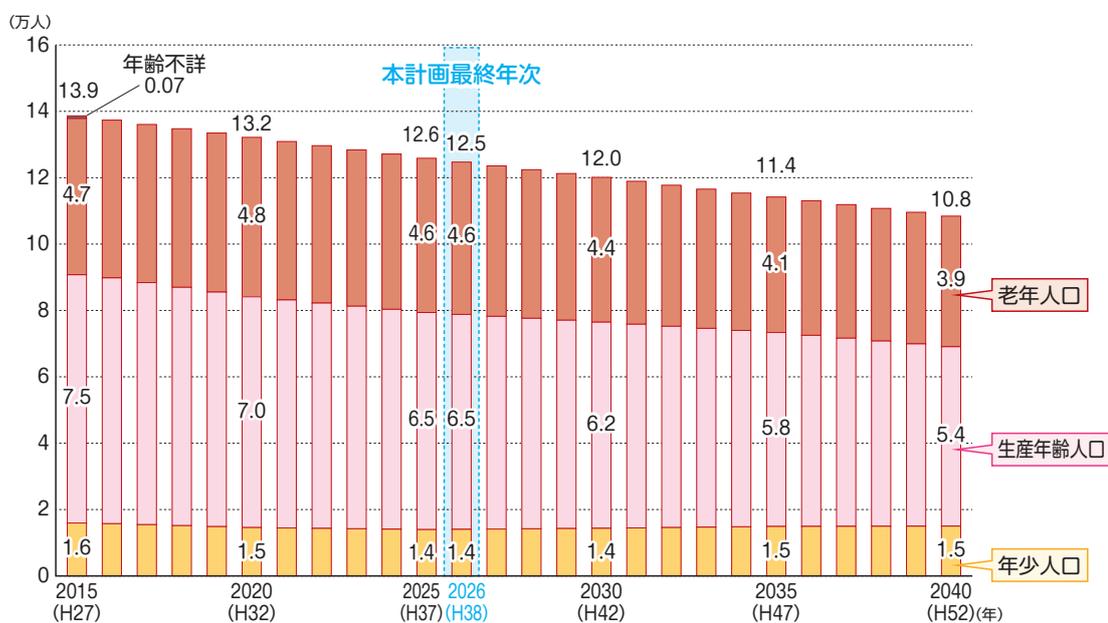
2. 2020年、2025年、2030年、2035年、2040年以外の年は5年間の変化を均等配分して推計。以下同様。

(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

以上の検討を踏まえ、本計画においては、「尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における人口推計に準拠し、本計画の最終年次である平成 38 年（2026 年）の尾道市の将来目標人口を **12 万 5 千人**と設定します。

年齢区分別人口を見ると、本計画の最終年次である平成 38 年（2026 年）には、老年人口（65 歳以上）、生産年齢人口（15 から 64 歳）、年少人口（14 歳以下）のいずれも現状より減少し、老年人口は 4 万 6 千人、生産年齢人口は 6 万 5 千人、年少人口は 1 万 4 千人と予想されています。

【将来目標人口（実数）】



(注) 1. 図表内の数値で小数点以下の値を表示している場合、四捨五入して表示しているため、合計が総数と一致しない場合がある。

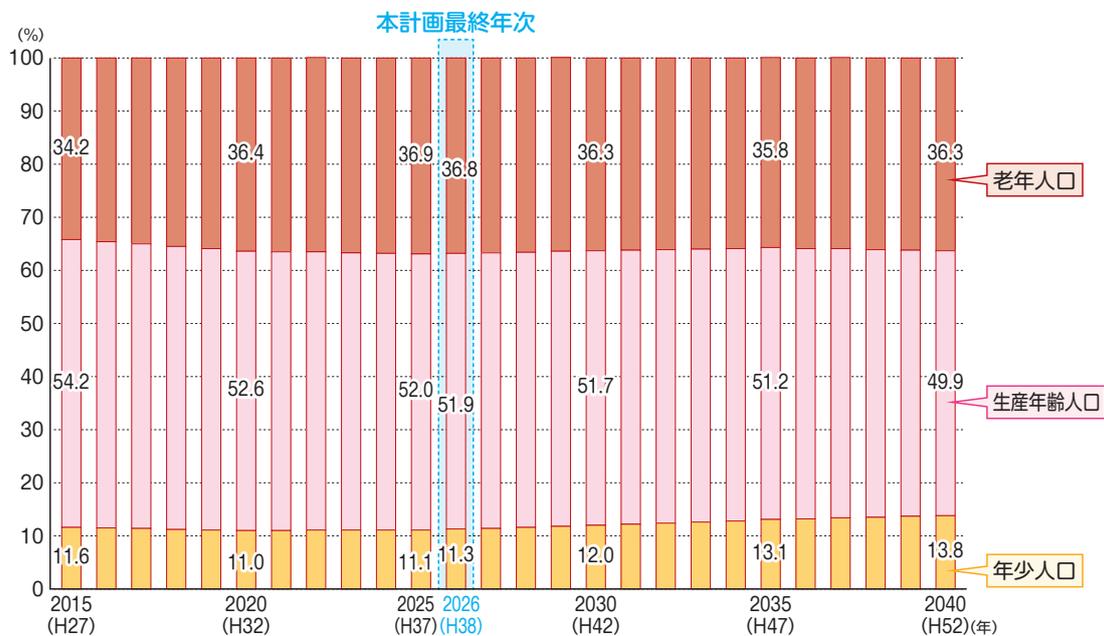
2. 平成 27 年（2015 年）は実績値であり、年齢不詳を含む数値。

(資料) 総務省「国勢調査」

年齢構成比率をみると、老年人口比率は今後も上昇し、本計画の最終年次である平成38年（2026年）には、現状よりも2.6ポイント高い36.8%となり、本計画の後半の2020年代が尾道市の高齢化のピークとなると予想されています。一方、生産年齢人口比率は現状よりも2.3ポイント低い51.9%、年少人口は現状よりも0.3ポイント低い11.3%となり、ともに構成比は現状よりも減少すると予想されています。

今後は、人口減少のペースを緩やかにするため、若者の定住促進や出生率向上の取組を行うなど、バランスのとれた人口構造の土台づくりに取り組むことが必要です。

【将来目標人口（年齢構成）】



(注) 1. 図表内の数値で小数点以下の値を表示している場合、四捨五入して表示しているため、合計が100%と一致しない場合がある。

2. 平成27年（2015年）は実績値であり、年齢不詳を除いた構成比。

(資料) 総務省「国勢調査」

第4章 計画の推進方針

社会・経済情勢等の変化により、市民、企業、行政が単独で取り組むことが難しい課題が増加しています。課題に対応するため、次のような視点に留意し、計画の効果的かつ着実な推進を図ります。

1 効果的・効率的な行政運営

人口減少や少子高齢化等の進展により、本市の財政は、今後厳しい局面を迎えることが予想され、限られた財源の中、行財政改革を推進するとともに、多様化する市民ニーズに的確に対応していく必要があります。このため、事業の見直しや重要度に応じて行政資源を投入するなど、選択と集中による施策展開に努め、持続可能で市民満足度を高める行政運営を推進します。

また、高度経済成長期に建設された公共施設が、今後一斉に更新時期を迎えることから、市民ニーズ等を踏まえながら、効率的な維持・更新を図るとともに、広域的な視点から、近隣市町との連携を推進するなど、市民にとってより効果的な行政サービスの実現に取り組みます。

なお、事業実施に当たっては、PDCA^{*1}サイクルによる効果的で効率的な取組を進めることが重要であり、施策の効果を客観的に検証できる指標を設定し、その進行管理を行うことにより、着実な計画推進を図ります。

2 市民が主役となったまちづくり

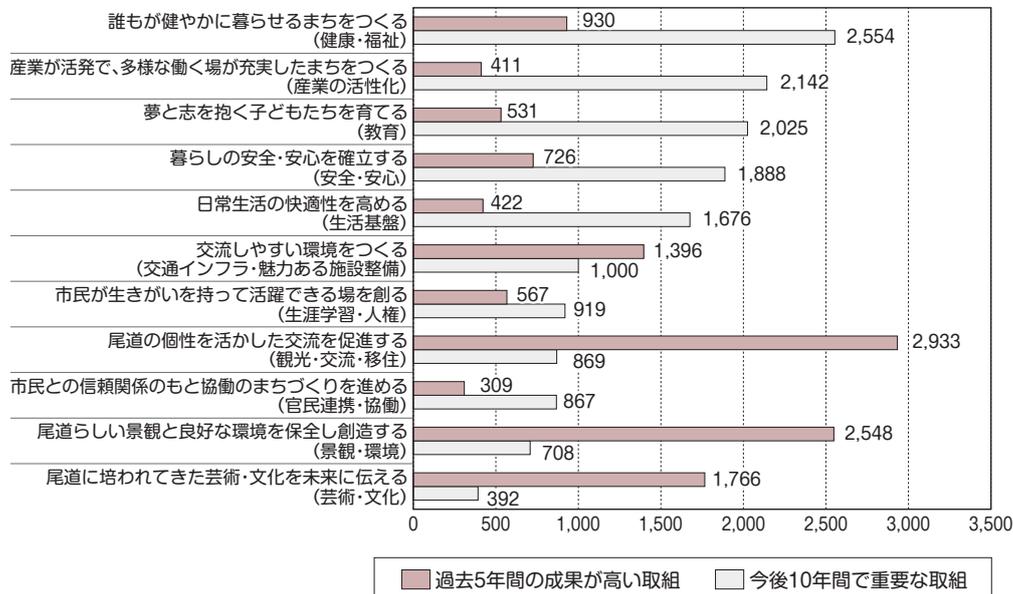
誰もが活躍できる社会の実現に向けた取組が進む中で、市民満足度の高いまちを実現するためには、自助^{*2}、共助^{*3}、公助^{*4}の相互連携を基盤に、市民が主役となったまちづくりが求められており、市民、活動団体、企業などの多様な主体との協働^{*5}により、ともにまちづくりに取り組みます。

また、市民一人ひとりが、市政に関心を持ち、理解を深めることができるように、多様な広報媒体を活用して、分かりやすい市政の情報発信に努めます。

参考資料

【過去5年間の成果が高い取組と今後10年間で重要な取組】

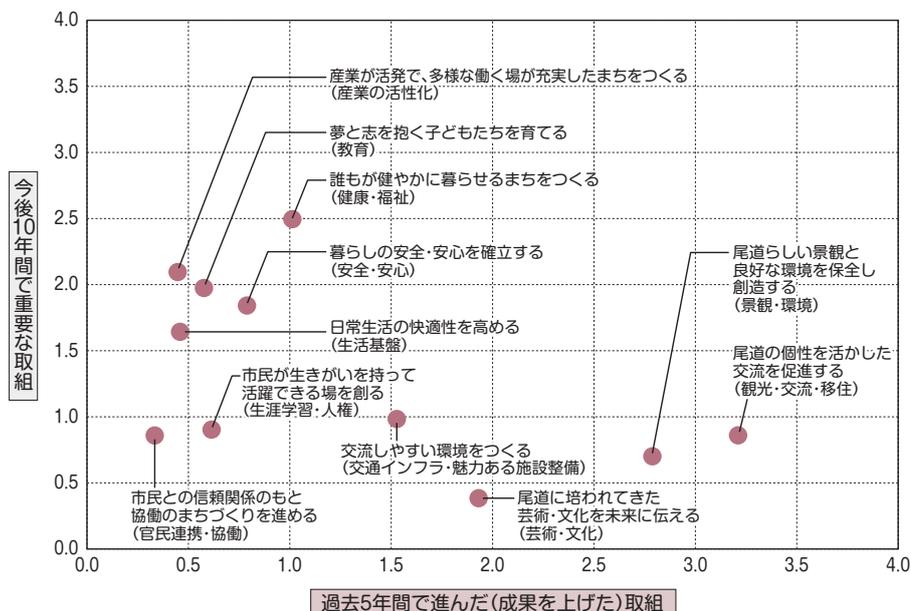
(「尾道市市民満足度調査(平成28年実施)」より)



※ グラフの数値は、1位：5点、2位：4点、3位：3点、4位：2点、5位：1点で得点化して集計したものの。

【過去5年間で進んだ(成果を上げた)取組と今後10年間で重要な取組の関係】

(「尾道市市民満足度調査(平成28年実施)」より)



※ グラフの数値は、1位：5点、2位：4点、3位：3点、4位：2点、5位：1点で得点化した総和を有効回答者数で除した値。(全員が1位に回答すれば5.0となる。最低点は0.0。)

- ※1 PDCA:Plan Do Check Action の略。施策などの計画を策定(Plan)、実施(Do)実施結果を評価(Check)して改善(Action)に結びつけその結果を次の計画に活用すること。
- ※2 自助：自分のことを自分ですること。
- ※3 共助：社会保険制度、医療や年金などの相互扶助のこと。
- ※4 公助：行政機関などによる支援のこと。
- ※5 協働：市民と市とが、対等な立場で必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担のもと、目標の達成に向けて協力して取り組むこと。

尾道市総合計画

基本計画

尾道市総合計画 基本計画

第1章

産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり

政策目標1 活力ある産業が育つまち

政策分野1 産業

施策目標1	地域経済を支える産業に活気がある	30
施策目標2	多様な産業が育っている	32
施策目標3	農林水産業が活性化している	34
施策目標4	産業の担い手が育っている	36
施策目標5	誰もが働きやすい雇用環境が整っている	38

政策目標2 活発な交流と賑わいのあるまち

政策分野1 観光・交流

施策目標1	観光消費が増えている	40
施策目標2	国内外との交流が活発に行われている	44

政策分野2 景観

施策目標1	景観が保全・整備されている	48
-------	---------------	----

政策分野3 移住・定住

施策目標1	移住・定住の取組が活発に行われている	50
-------	--------------------	----

政策
目標 1
活力ある
産業が育つ
まち

政策
分野 1
産業

施策
目標

1

地域経済を支える産業に 活気がある

現状と課題

本市では、県営尾道流通団地の整備により企業誘致を進めるとともに、市内の中小企業の活性化にも取り組んできました。人口減少に伴い地域間競争が一層激しさを増す中、本市の域内総生産は平成23年度（2011年度）以降、5千億円を維持しています。製造品出荷額等は、プラスチック製品製造業、輸送用機械器具製造業（造船業等）が占める割合が高くなっており、これらの基幹産業に加えて、食品製造業等の多様な産業が本市経済を支えています。今後も、本市が将来にわたって発展し続けるためには、円滑な企業活動への支援が求められています。

本市は、古くから海上交通の要衝であり、全国でも有数の海事産業^{※1}の集積地となっています。造船業においては、近年、我が国の受注量は増加していますが、アジア諸国の経済成長に伴い競争が激化しており、技術力を活かした産業の高付加価値化等により国際競争力を強化する必要があります。

また、本市の経済や雇用を支えてきた産業の多くは、比較的規模が小さい企業が占めており、こうした中小企業の経営の安定を図るためには、企業ニーズを把握し、ニーズに対応した支援が求められています。

さらに、若者の市外への転出が増加する中、製造業をはじめとした、慢性的な労働力不足が課題となっており、雇用の確保に取り組む必要があります。

一方、本市の商業については、市街地周辺にショッピングモール型店舗の立地などの新しい動きが見られる中、本市を訪れる観光客の増加に伴い、商店街を中心に、市民や来訪者が魅力を感じる尾道らしい個性的な店舗が出店されています。今後も、賑わい創出や施設整備を支援し、地域商業の活性化につなげていくことが求められています。

基本方針

- 本市の基幹産業^{※2}の持続的発展を支援するとともに、市民が誇りを持てる「海事都市^{※3}尾道」の実現を図ります。
- 市内企業の多くを占める中小企業が安定的に発展し、雇用確保が図られるよう、中小企業のニーズを把握し、活性化を促進します。
- 市民や来訪者にとって魅力的な商店街となるよう、賑わい創出や施設整備を支援し、地域商業の活性化を促進します。



施策

施策目標 地域経済を支える産業に活気がある

目標達成のための施策

① 基幹産業の支援	本市の産業振興のため、企業誘致とともに、企業留置につながる基幹産業の支援を推進します。
② 海事都市尾道の推進	造船業・造船関連産業の振興を図るとともに、人材確保・育成、海事思想の啓発により、海事産業の持続的発展と市民が歴史・文化・産業に誇りを持つ「海事都市尾道」を推進します。
③ 中小企業の支援	<p>商工団体等と連携しながら中小企業の資金調達を支援し、事業経営の安定化を図るとともに、販路拡大を支援するなど、活性化を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 中小企業金融支援事業 ◆ 産業支援員配置事業 ◆ 中小企業者等販路開拓支援事業 など

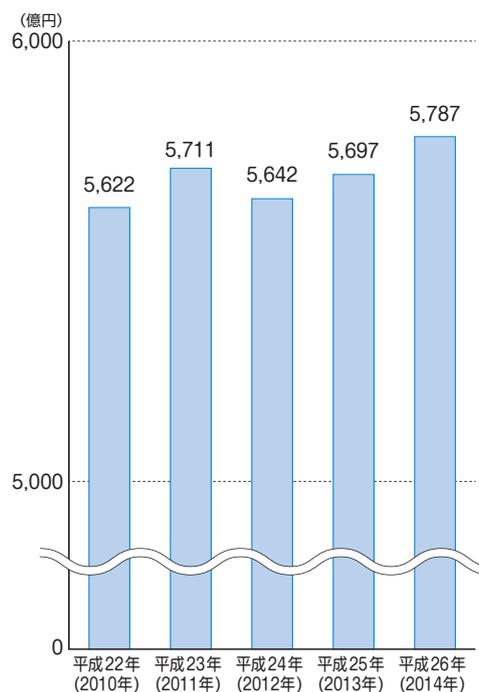
達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
1	製造品出荷額等	5,787 億円 / 暦年 (平成 26 年)	→
2	年間商品販売額	卸売業 2,015 億円 / 暦年 小売業 1,148 億円 / 暦年 (平成 26 年)	→
3	地域産業が活性化していると感じる市民の割合	20.6%	25.0%



洋上セミナー

製造業の製造品出荷額等の推移



(注) 従業者数 4 人以上の事業所
(資料) 経済産業省「工業統計表」

※1 海事産業：海運業・造船業・船用工業の総称。
 ※2 基幹産業：経済活動の基盤となる重要な産業。
 ※3 海事都市：海事産業が集積した、特色のある都市。

政策
目標 **1**
活力ある
産業が育つ
まち

政策
分野 **1**
産業

施策
目標 **2** 多様な産業が育っている

現状と課題

中国やまなみ街道の全線開通により、本市の「瀬戸内の十字路」としての拠点性が一層高まっており、企業立地・企業活動などに大きな期待が寄せられています。本市が将来にわたって持続的に発展していくためには、雇用の拡大につながる地場企業の増産投資や、拠点性を活かした企業立地の促進が不可欠であり、これらに継続的に取り組む必要があります。

また、瀬戸内しまなみ海道のサイクリングや、2年連続での日本遺産^{※1}の認定などによる、本市の国内外での認知度の上昇に伴い、観光客を対象としたビジネスにチャレンジする気運も高まっています。これらの地域資源を活用して、若者を中心に、市内で新しく創業しようとする人が増加しており、創業支援等の取組が求められています。さらに、「道の駅クロスロードみつぎ」などの農商工等連携^{※2}による地域経済の活性化や雇用の拡大も必要となっています。

基本方針

- 地域経済の活性化、雇用の拡大を図るため、新たな事業の創業・育成を支援するとともに、中小企業の活性化を図ります。
- 地域におけるものづくり産業の集積を図るため、既存企業の増産投資を支援するとともに、新たな企業進出を促進します。



道の駅クロスロードみつぎ

施策

施策目標 多様な産業が育っている

目標達成のための施策

① 新規ビジネスの発掘・育成・支援	市内で新しくビジネスを始めようとしている人や創業して間もない人を対象に必要な支援を行い、経済の活性化、雇用の拡大を図ります。
② 中小企業の支援(再掲)	
③ 企業立地の促進	地域における産業集積の形成及び活性化を図るため、企業誘致に向けた情報発信及び既存企業の増産投資の支援を行うとともに、新たな産業団地の整備を推進します。

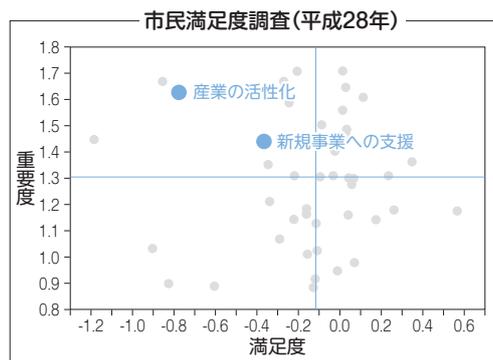
達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
4	創業支援制度利用者数	180人 (平成27年度)	200人
5	新規事業の展開が進んでいると感じる市民の割合	37.7%	40.0%



市民の意見

生活環境・取組(44項目)について、「産業の活性化」、「新規事業への支援」は、満足度が低く、重要度が高くなっています。



- (注) 1. 満足度は、
 「そう思う(満足)」: +2点、
 「ややそう思う」: +1点、
 「あまりそう思わない」: -1点、
 「そう思わない」: -2点として、
 それぞれの回答者数(不明を除く)を乗じ、その総和を有効回答者数で除して算出した平均値。同様に、重要性も、
 「重要である」: +2点、
 「やや重要である」: +1点、
 「あまり重要でない」: -1点、
 「重要でない」: -2点として、
 算出した平均値。(以下同様)
2. 縦軸の位置は満足度の全施策平均値(-0.122)、横軸の位置は重要度の全施策平均値(1.311)を示す。(以下同様)

※1 日本遺産: 地域の歴史的な魅力や特色を活かし、日本の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定するもの。

※2 農工商等連携: 農業と商業、工業等が連携し、新しい商品開発、販路開拓を推進する取組。

政策
目標 **1**
活力ある
産業が育つ
まち

政策
分野 **1**
産業

施策
目標 **3** 農林水産業が活性化している

現状と課題

本市は、レモンをはじめ、ネーブル、わけぎが国内一の生産地であり、ぶどう、イチジクなどについても屈指の生産地となっています。これら高品質な農作物の安定供給と、販路拡大を目的とした尾道ブランド^{*1} 認証制度を設け、農業者の生産意欲の喚起と所得の向上に取り組んでいます。一方、その多くは小規模経営であり、近年の後継者不足、耕作放棄地の増加、集落機能の低下、国際化の進展と産地間競争の激化による販売価格の低迷、有害鳥獣被害などの様々な課題があります。持続的・安定的な農業経営を実現するため、生産性の向上や、経営基盤の強化が求められています。

林業においては、手入れがなされずに放置された人工林などにより、森林の持つ、水源涵養^{*2}、土砂災害防止、地球温暖化防止などの多面的な公益的機能が失われつつあります。今後も、林道や里山を継続的に整備し、維持管理を行うなど、森林保全に努める必要があります。

漁業においては、本市の近海は、四季の魚種に富んだ良好な漁場であり、地産地消による地魚の魚食普及、フォアグラハギ等の高付加価値魚^{*3}の開発、アコウ等の地域産高級魚のブランド化に取り組んでいます。一方、近年の干潟・藻場の減少に伴う水産資源の減少や漁場環境の悪化など、漁獲量は年々減少しています。また、魚食離れに伴う魚価の低迷も重なり、漁業の減退傾向が続き、後継者不足も発生しています。そのため、水産資源を保護し、漁業経営の安定と向上を図る必要があります。

基本方針

- 農業経営の安定化を図るため、農産物の高付加価値化等に取り組み、農林水産業の生産性の向上を促進します。
- 森林の保全を図るため、林道や里山を継続的に整備し、維持管理に努めます。
- 漁業経営の安定化を図るため、漁場環境の改善や地魚の消費拡大を推進します。
- 訪日外国人をはじめとする交流人口の拡大や定住促進を図るため、本市固有の食と食文化に関する地域資源を掘り起こし、地域の魅力を発信します。

施策

施策目標 **農林水産業が活性化している**

目標達成のための施策

① 農林水産業の生産性の向上・高付加価値化の推進

経営の安定化を図るため、生産を支える環境の整備や、尾道ブランドを活かした高付加価値化等を推進します。

尾道ブランド発展支援事業

尾道ブランド農産物認証制度により認証された「尾道ブランド農産物」を生産する JA 生産部会等が行う生産量の増加や新規生産者の増加に資する取組を支援します。



- ◆ ほ場整備事業
- ◆ 各種稚魚稚貝放流事業
- ◆ 小規模農業基盤整備事業
- ◆ 地先^{*4} 資源増加対策事業 など
- ◆ イノシシ等農業被害対策事業

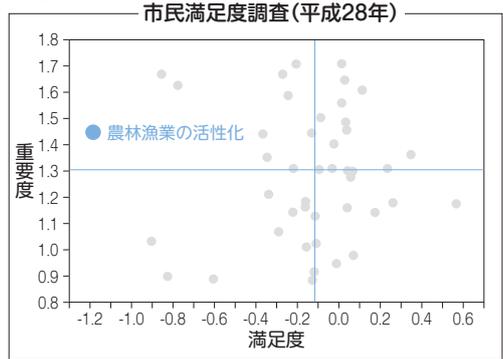
<p>② 6次産業※5化の支援</p>	<p>農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、農林漁業者等が行う新商品開発や販路開拓など、農山漁村地域ビジネスの取組を促進します。</p>
<p>③ 地産地消の推進</p>	<p>地元農産物等の活用と食育※6を通じた地域理解を図るため、生産者と消費者を結びつけ、地産地消を推進します。</p> <div style="border: 1px solid #f08080; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>尾道スローフード※7 まちづくり事業</p> <p>尾道固有の豊かな自然の恩恵を受けて育んできた食と食文化を守り、次世代への継承と食育、交流人口の拡大に取り組み、自然と調和する住みよいまちづくりを目指します。</p> </div> <div style="border: 1px solid #f08080; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>尾道季節の地魚の店認定事業</p> <p>尾道の地魚を積極的に提供している飲食店等を「尾道季節の地魚の店」に認定し、イベント開催や情報発信による地魚の地産地消を推進し、地域の活性化を図ります。</p> </div>
<p>④ 「食と農の景勝地※8」の取組推進</p>	<p>訪日外国人の受け入れなどによる交流人口の拡大や定住促進を図るため、本市固有の農林水産業及び食と食文化に関する地域資源を掘り起こし、歴史的なストーリーを交えた情報発信を推進します。</p>

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
6	ブランド認証農産物(累計)	2件	7件
7	集落法人※9などの生産基盤面積	574.3ha	600.0ha
8	主要魚種の漁獲量	645t (平成26年度)	➡
9	6次産業化支援件数(累計)	1件	3件

市民の意見

生活環境・取組(44項目)について、「農林漁業の活性化」は、満足度が低くなっています。



※1 尾道ブランド：農産物のブランド化と、尾道の教育、行政の進め方など尾道型のまちづくりをブランド化すること。
 ※2 水源涵養：雨水を蓄え、水源の枯渇を防ぐとともに、河川の流量を調節し、洪水を防ぐこと。
 ※3 高付加価値魚：優れた技術力やノウハウにより、原価と売価の差がある付加価値が大きい魚のこと。
 ※4 地先：その陸地に面する付近の水域。具体的な距離は決まっていない。
 ※5 6次産業：農産物の生産をベースとした加工、販売サービスの提供のこと。1次産業、2次産業、3次産業が一体となった産業体系。
 ※6 食育：心身の健康の基本となる、食生活に関する様々な教育。
 ※7 スローフード：伝統的な食材、料理方法、質のよい食品やそれを提供する生産者を守り、食生活や食文化について考えていく活動。
 ※8 景勝地：よい景色、自然のよい風景を見られる場所のこと。
 ※9 集落法人：集落(1~数集落)が1つの経営組織となって、集落の農地を1つの農場としてまとめ、効率的かつ安定的な農業経営を行う組織。安定的な農業経営を行う組織。

政策
目標 **1**
活力ある
産業が育つ
まち

政策
分野 **1**
産業

施策
目標 **4** 産業の担い手が育っている

現状と課題

本市の生産年齢人口は、近年減少が続いており、平成27年（2015年）は、約7万5千人となっています。将来的な労働力の不足が懸念される中、地場産業の強化が求められています。産業別人口においては、特に従業者が多い産業は、製造業、卸売業・小売業、医療・福祉となっており、全産業の従業者数のうち、製造業の構成比が約28%を占めています。このことから、製造業が雇用吸収力の高い重要な産業と考えられ、熟練技術者の退職に伴う技能承継と次世代の人材育成が課題となっています。

また、農林水産業のいずれも、後継者不足や、就業者の高齢化が進み、農林水産業を取り巻く環境は厳しくなっています。特に農業従事者数は、平成27年（2015年）で60歳以上が約90%を占めるなど、高齢化が進んでいます。引き続き、各種研修事業に対し支援を行うなど、就農、就漁のための取組が求められています。

基本方針

- 次世代を支える人材を確保するため、技能承継と人材育成を支援します。
- 農林水産業の活性化を図るため、担い手づくりの支援や農業生産法人^{*1}の経営力強化に努めます。



施策

施策目標 産業の担い手が育っている

目標達成のための施策

① 製造業等の人づくりの支援	<p>ものづくり産業の人材育成、技術・技能の継承などを促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 因島技術センター支援事業 ◆ 中小企業の人材育成支援事業 など
② 農林水産業の担い手支援	<p>農林水産業の人材育成支援など、担い手づくりを促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ おのみち「農」の担い手総合支援事業 ◆ 新規就農者育成交付金事業 ◆ 新規漁業就業者育成漁船漁具等整備事業 ◆ 中小漁業設備資金融資預託事業 など
③ 営農の組織化支援	<p>営農の組織化や経営の高度化に向け積極的に挑戦できる環境を整え、地域の核となる経営力の高い担い手を育成し、農業生産法人の経営力の強化、活性化を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 農地中間管理事業 など

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
10	因島技術センター研修修了者数（累計）	1,655 人	2,065 人
11	認定農業者※2 数	119 人	120 人
12	集落法人※3 数	8 法人	10 法人



※1 農業生産法人：農業経営のために農地等の権利を取得できる法人。

※2 認定農業者：自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者。

※3 集落法人：集落（1～数集落）が1つの経営組織となっており、集落の農地を1つの農場としてまとめ、効率的かつ安定的な農業経営を行う組織。安定的な農業経営を行う組織。

政策
目標 **1**
活力ある
産業が育つ
まち

政策
分野 **1**
産業

施策
目標 **5**

誰もが働きやすい雇用環境が
整っている

現状と課題

近年、少子高齢化に伴う労働力人口の減少や、グローバル^{*1}化による競争激化など、雇用を取り巻く環境は大きく変化しており、若者、高齢者、女性、男性、障害のある人など、市民一人ひとりが家庭、地域、職場で自分の力を発揮し、生きがいを持てる社会の実現が求められています。将来にわたって安心して暮らせる活力ある地域社会を実現するためには、女性・高齢者等のマンパワーを最大限に活かすことが必要です。本市の求職者は、45歳以上が約4割を占めており、中高年層が多いことや女性の求職者の半数以上がパート勤務を希望していることなどが特徴となっています。また、雇用情勢の改善に伴い、有効求人倍率は上昇していますが、業種によってはスキルや能力などの面で、求職と求人との条件が一致せず、求職者が希望する仕事に就けない「雇用のミスマッチ」も発生しています。意欲を持ったすべての人が能力を発揮し、活躍できるよう、ニーズに対応した就労環境づくりや、雇用の場の拡大が必要です。

また、男女共に仕事と生活に対する意識やニーズが変化し、「ワーク・ライフ・バランス^{*2}（仕事と生活の調和）」等を求める傾向が強まり、「働き方改革」に取り組む企業が増えています。本市においても、市内の企業が働きやすい雇用環境を整え、人材を確保することができるよう、雇用情報の提供や企業の魅力発信などの支援が求められています。こうした中、UIJターン^{*3}就職を支援するとともに、関係機関等と連携し、新卒者等の地元就職を促進する必要があります。

基本方針

- 将来にわたって安心して暮らせる活力ある地域社会を実現するため、意欲を持った女性・高齢者・障害のある人等の活躍を促進します。
- 男女を問わず、働きながら子育てや介護などに参加できる社会の実現を図るため、仕事と生活を両立できる環境づくりを促進します。
- 若者の市内定着と市外への流出を抑制するため、関係機関等と連携し、地元就職を促進します。



施策

施策目標 誰もが働きやすい雇用環境が整っている

目標達成のための施策

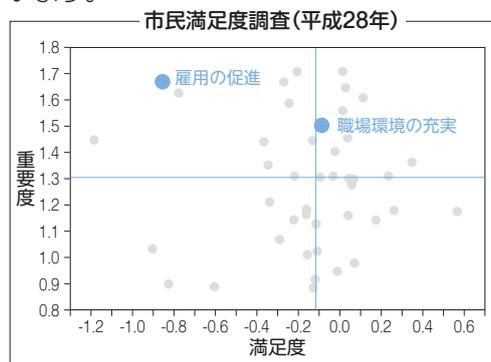
① 就労の支援	<p>仕事や就職に不安や悩みを持つ人が相談できる場として、専門のアドバイザーによる個別相談窓口を開設するなど、きめ細やかな就労支援を図り、円滑な就職を促進します。</p> <p>◆ キャリアコンサルティング事業 など</p>
② 女性・高齢者・障害のある人等の活躍の促進	<p>あらゆる分野で女性が能力を発揮できる環境づくりや、高齢者が豊富な経験を活かし、積極的に社会参加できる社会づくり、また、障害のある人の雇用の場の拡大に努めるなど、働く意欲のある人の活躍を促進します。</p> <p>◆ 女性の再就職支援事業 など</p>
③ 魅力ある働きやすい職場づくりの促進	<p>職場環境の充実を図るため、国や県の諸制度を活用し、仕事と生活を両立できる環境づくりを促進します。</p>
④ 地元就職への支援	<p>企業合同説明会の開催や就職関連情報の提供に加え、企業の魅力発信などにより、UIJ ターン就職を支援するとともに、関係機関等と連携し、地元就職を促進します。</p> <p>◆ ふる里就職促進事業 ◆ 企業の魅力発信事業 など</p>

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
13	職場環境が充実していると感じる市民の割合	46.8%	50.0%
14	女性再就職支援者数	未計測	20人

市民の意見

生活環境・取組（44項目）について、「雇用の促進」は、満足度が低く、重要度が高くなっています。「職場環境の充実」は、満足度は中程度であり、重要度は高くなっています。



※1 グローバル：人やもの、情報が国境を越えて、世界的規模で地球全体にかかわるさま。
 ※2 ワーク・ライフ・バランス：Work Life Balance：仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
 ※3 UIJ ターン：3つの人口遷流現象（Uターン、Iターン、Jターン）の総称。
 Uターン：出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻ることに。
 Iターン：出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。
 Jターン：出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻ることに。

政策
目標 **2**
活発な交流
と賑わいの
あるまち

政策
分野 **1**
観光・交流

施策
目標 **1**

観光消費が増えている

現状と課題

本市では、2年連続での日本遺産^{※1}認定や中国やまなみ街道の全線開通も追い風となり、国内外から観光客が増加しており、観光目的も多様化しています。

また、瀬戸内しまなみ海道は、全国でも人気のあるサイクリングロードとして、島しょ部の個性を活かした交流促進と地域のイメージアップを図るなどした結果、サイクリストが増加しています。サイクリングは、新たな観光ツールとして広域での回遊性を促進し、地域の魅力発信に貢献しています。サイクリスト向け複合施設の整備などにより、尾道駅前エリアの賑わいが創出されました。さらに、平成29年(2017年)からJR西日本の豪華寝台列車「瑞風」の尾道駅への停車、平成30年(2018年)には尾道駅舎の建替えも予定されています。

今後、日本遺産の認定に加え、「食と農の景勝地^{※2}」の取組などにより、更なる国内外からの観光客の増加が期待されている一方で、滞在(宿泊)型観光への転換や、観光消費額の増加への取組が課題となっています。さらに、観光客の満足度をより一層高めるため、各道路管理者が責任を持ってサイクリングロードの維持管理を行うなど、安全・安心で快適に走行できる環境整備が必要です。

インバウンド^{※3}の流れが加速する中、日本遺産の認定や、本市の強みである歴史や文化、風土を感じるまちなみや景観を保全、維持、向上させながら、次世代を先取りする新しいものとの融合を図る尾道独自(オリジナル)の取組や情報発信が求められています。ホームページ、SNS^{※4}、アプリ^{※5}等をはじめとするプロモーションを一層充実させるとともに、多言語案内ツール(多言語総合案内看板、多国語音声設備、携帯端末アプリ)の活用、観光・サイクリングガイドの育成により、外国人観光客の受入体制の充実を図り、インバウンド戦略を優位に進めていく必要があります。

今後、「瀬戸内の十字路」の優位性を活かし、広域連携体制を強化するとともに、観光協会や尾道市立大学等と連携して、観光・交流を軸とした地域づくりを戦略的に推進していく必要があります。さらに、観光産業を基幹産業に育てることで、交流人口の増加、雇用の拡大、投資の促進という好循環を生み出し、地域経済を活性化することが求められています。

基本方針

- 各地域の特徴を活かした観光による地域づくりを行うため、本市のブランド力の戦略的な活用を図ります。
- 地域経済を活性化させるため、賑わいの創出を図り、宿泊者の増加、観光産業の振興を促進します。
- 観光振興による地域活性化のため、愛媛県今治市、上島町との広域連携による「しまなみDMO」の円滑な運営を図ります。
- 国際化に対応したインバウンド戦略を展開するため、SNSやデジタルサイネージ^{※6}の活用などにより、国内外に向けてまちの魅力を発信します。

施策

施策目標 観光消費が増えている

目標達成のための施策

<p>① 観光まちづくりの推進</p>	<p>観光による地域づくりを行い、まちなかの賑わい創出を図るため、瀬戸内しまなみ海道のサイクリングコースや日本遺産等、本市のブランド力を戦略的に活用します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>日本遺産推進事業</p> <p>「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」と「村上海賊の歴史遺産群のストーリー」が、全国で唯一、2年連続日本遺産に認定されました。交流促進等による地域の活性化を図るため、本市の魅力を国内外に発信し、特色を活かした事業を展開します。</p> </div> <p></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ しまなみ海道イベント開催事業 ◆ 中国やまなみ街道及び沿線施設の利用促進事業 ◆ 観光パートナー養成事業 ◆ レンタサイクル事業 など
<p>② しまなみ DMO^{※7}の形成推進</p>	<p>観光振興をはじめとする地域づくりを自律的かつ戦略的に推進するため、しまなみ DMO の設立を進めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>しまなみDMO形成推進事業</p> <p>瀬戸内しまなみ海道エリアの行政、民間事業者等が連携して自立的な事業体であるDMOを設立します。本市の特色であるサイクリングを活用するなど、「稼ぐ力」を向上させ、観光産業発展による地域経済活性化、雇用拡大を図り、しまなみファンの創出を移住・定住につなげます。</p> </div> <p></p>
<p>③ シティプロモーション^{※8}の強化</p>	<p>本市の観光地紹介、ホームページの再構築など、国内外に向けて、まちの魅力発信を推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>フィルム・コミッション^{※9}事業</p> <p>瀬戸内海を望む階段や坂道、路地越しに見える尾道水道、旅情を誘う雁木などの優れたロケーションは、これまでに数々の映像作品の舞台となっています。今後も、培ったノウハウを活かし、制作に関する各種サービスを提供することで、知名度の向上、観光集客力の強化等を図ります。</p> </div> <p></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ SNS やデジタルサイネージ等を活用した戦略的な情報発信 など

※1 日本遺産：地域の歴史的の魅力や特色を活かし、日本の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定するもの。
 ※2 景勝地：よい景色、自然のよい風景を見られる場所のこと。
 ※3 インバウンド：inbound：外国人旅行者を本国へ誘致すること。海外から日本へ来る観光客を指す外来語。
 ※4 SNS：Social Networking Service：人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイトおよびネットサービス。代表的なものに「フェイスブック」、「ツイッター」などがある。
 ※5 アプリ：アプリケーション・ソフト（利用者が求める特定の機能、目的のためパソコンやスマートフォンなどで使用するプログラム）の略称。
 ※6 デジタルサイネージ：表示と通信にデジタル技術を活用して、平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や情報を表示する広告媒体。
 ※7 DMO：Destination Management/Marketing Organizationの略。観光物件、自然、食、芸術・芸能など当該地域にある観光資源に精通し、地域とともに観光地域作りを行う法人。
 ※8 シティプロモーション：観光客増加、定住人口獲得、企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動。
 ※9 フィルム・コミッション：映画やテレビドラマ、CMなどのあらゆる映像製作のロケーション（屋外撮影）を支援するため、エキストラの募集、撮影に関する地域の情報提供等を行う機関。

④ インバウンド※1 対策の強化

インバウンド観光のより一層の振興を図るため、外国人に対する観光案内所の機能強化や多言語対応を促進するとともに、外航船の誘致に取り組むなど、尾道水道の賑わい創出を図ります。

外国人旅行者誘致事業

国のビジット・ジャパン事業※2 や広島県・愛媛県の訪日外国人誘致事業と連携し、海外の旅行事業者・マスコミなどを対象とした招聘事業や PR 事業を展開するとともに、無料公衆無線 LAN ※3 の整備や観光案内所での多言語対応など、受入体制を整備します。



⑤ 「食と農の景勝地※4」の取組推進（再掲）

国内外からの観光客の増加を図るため、民間活力も活用しながら滞在（宿泊）型観光への転換を図り、「瀬戸内の十字路」としての拠点性や日本遺産※5 に認定された本市の特色を活用した観光拠点施設の整備を推進します。

しまなみ海道サイクリングロード施設整備事業

瀬戸内しまなみ海道にブルーライン、距離標等の路面標示整備やサイクリング位置情報表示板を設置するなど、自転車で周遊するサイクリストに安全・安心で快適なサイクリングの機会を提供します。



⑥ 観光基盤の整備

千光寺公園リニューアル事業

千光寺公園展望台からの尾道水道を中心とした眺望は、市民に愛され親しまれるとともに、国内外からの観光客をひきつける魅力を有しています。この展望台をはじめとした公園内の施設等をリニューアルして、一層のイメージアップを図ります。

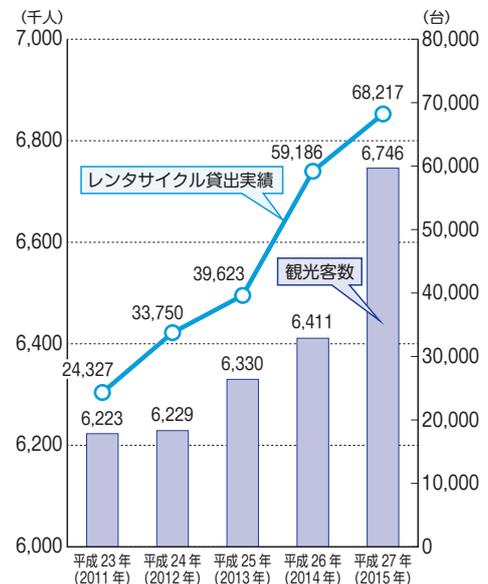


- ◆ 千光寺公園桜保存維持事業
- ◆ 夜間景観整備事業 など

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
15	総観光客数	6,746 千人 / 暦年 (平成 27 年)	7,230 千人 / 暦年 (平成 32 年)
16	観光消費額	264 億円 / 暦年 (平成 27 年)	➔
17	外国人観光客数	214,045 人 / 暦年 (平成 27 年)	290,000 人 / 暦年 (平成 32 年)
18	ホームページのページビュー数	400 万 PV / 暦年 (平成 27 年)	440 万 PV / 暦年 (平成 32 年)

尾道市観光客数、しまなみ海道レンタサイクル貸出実績（尾道市分：年度別）の推移



(資料) 尾道市資料



※1 インバウンド：inbound：外国人旅行者を自国へ誘致すること。海外から日本へ来る観光客を指す外来語。
 ※2 ビジット・ジャパン事業：訪日外国人旅行者の増加を目的としたプロモーションを行う国の事業。
 ※3 無線 LAN：無線通信を利用して、データの送受信を行う構内通信網システム。
 ※4 景勝地：よい景色、自然のよい風景を見られる場所のこと。
 ※5 日本遺産：地域の歴史的魅力や特色を活かし、日本の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定するもの。

政策
目標 **2**
活発な交流
と賑わいの
あるまち

政策
分野 **1**
観光・交流

施策
目標 **2** 国内外との交流が
活発に行われている

現状と課題

本市では、しまなみ交流館、ベル・カントホール、本因坊秀策囲碁記念館、尾道ふれあいの里、むかいしま文化ホールなど、各地域に多彩な交流施設が整備されており、これらの施設を活用したイベントや大会等を通じて、市内外との交流が活発に行われています。姉妹都市や海外の友好交流都市との交流、サイクリング等を通じたスポーツ交流、市技「囲碁」等を通じた文化交流、教育現場における海外の学校との交流など、交流の相手方や内容も、国内外を問わず多方面にわたっており、引き続き、交流の場の充実を図る必要があります。また、社会・経済のグローバル^{*1}化が進展する中、観光客等の訪日外国人も増加しており、市民と外国人が様々な形で交流することで、更なるまちの活性化が期待されています。

さらに、賑わいのあるまちづくりを進めるため、まちなかの空き店舗を利用して、創業を考えている若者を支援するなど、交流・定住を促進し、その経済効果を地域の活性化につなげていくことが求められています。

基本方針

- 多様な目的での交流を促すため、市民や観光客が参加しやすい交流の仕組みづくりを推進します。
- グローバル化の進展に対応するため、海外からの留学生受入の拡大や交流イベントなどにより国際理解を醸成します。
- 本市のブランド力をさらに高めるため、「美食と観光」をテーマとした各種施策を推進します。



新開 BISHOKU イベント

施策

施策目標 国内外との交流が活発に行われている

目標達成のための施策

<p>① まちなかの活性化</p>	<p>地域特性や消費者ニーズに対応した特色のある店舗づくりや、地域、商業・観光関係者、まちづくりに取り組む団体等が一体となった集客イベント等の取組を支援するなど、まちなかの賑わいづくりを推進します。</p> <div data-bbox="512 566 1425 801" style="border: 1px solid #f08080; padding: 5px;"> <p>尾道リノベーションプロジェクト</p> <p>リノベーションにより、民間団体等が行う、空き家・空き店舗を活用した拠点施設の整備、創業やイベント開催の支援などにより、市街地東側へ回遊性を高め、観光客等の滞在時間の延長を図るなど、市街地全体の活性化を図ります。</p> </div> <div data-bbox="512 813 1425 1025" style="border: 1px solid #f08080; padding: 5px;"> <p>まちなみ再生事業</p> <p>BISHOKU（美食・尾食）×観光をキーワードとして、イベントの開催や空き店舗の活用を支援することにより、まちなかの賑わいを創出し、交流人口の拡大を図ります。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 瀬戸田地域まちなか整備事業 ◆ 尾道商業会議所記念館活用事業 ◆ 全日本花いっぱい尾道大会開催 など
<p>② 国際交流の推進</p>	<p>海外からの留学生の受入や海外の学校との交流、外国人との交流イベントなどを通じ、本市を訪れる外国人と市民との交流を推進します。</p> <div data-bbox="512 1335 1425 1608" style="border: 1px solid #f08080; padding: 5px;"> <p>国際交流推進事業</p> <p>海外からの留学生の受入や交流イベントへの支援を行うことにより、市民が外国人と接して理解を深める機会を増やし、国際的な視野を持つ人材の育成を図ります。こうした取組により、観光を基幹産業にすることの前提となる外国人観光客を受け入れる「おもてなしマインド^{※2}」を醸成します。</p> </div>
<p>③ 交流環境の整備</p>	<p>市民や観光客が訪れやすく、参加しやすい交流の仕組みづくりを行い、交流環境の整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「みなとオアシス尾道」、「みなとオアシス瀬戸田」運営事業 ◆ サンセットビーチ整備事業 ◆ 各交流施設での自主事業の開催 など

※1 グローバル：人やもの、情報が国境を越えて、世界的規模で地球全体にかかわるさま。

※2 おもてなしマインド：おもてなしの心のこと。

④ 芸術・文化交流の推進

本市の長い歴史の中で引き継がれ培われてきた芸術・文化にふれ親しみ、未来に伝えるとともに、本市が豊かな感性に彩られたまちになることを目指し、芸術・文化交流を推進します。

絵のまち尾道四季展開催事業、高校生絵のまち尾道四季展開催事業



尾道の風景・風俗を題材にした他に類を見ない独創的な全国絵画公募展を開催し、市民の文化意識の高揚と心豊かな感性の涵養^{※1}に資する機会を創出するとともに、本市の個性と魅力を全国に発信します。また、高校生を対象にした全国絵画公募展では、副賞にフランス旅行が贈られ、本市と文化的友好を育むオンフルール市を表敬訪問することにより交流を深めます。

写真のまち尾道四季展開催事業



自然景観に恵まれ、歴史と文化の香り高い尾道をモチーフにした作品を全国から公募しています。写真文化の振興と交流人口の拡大を図り、写真の題材にもなる多くの魅力的資源を持つ尾道を広くPRします。

◆ 日本遺産^{※2}推進事業（再掲） など

達成度を測る指標

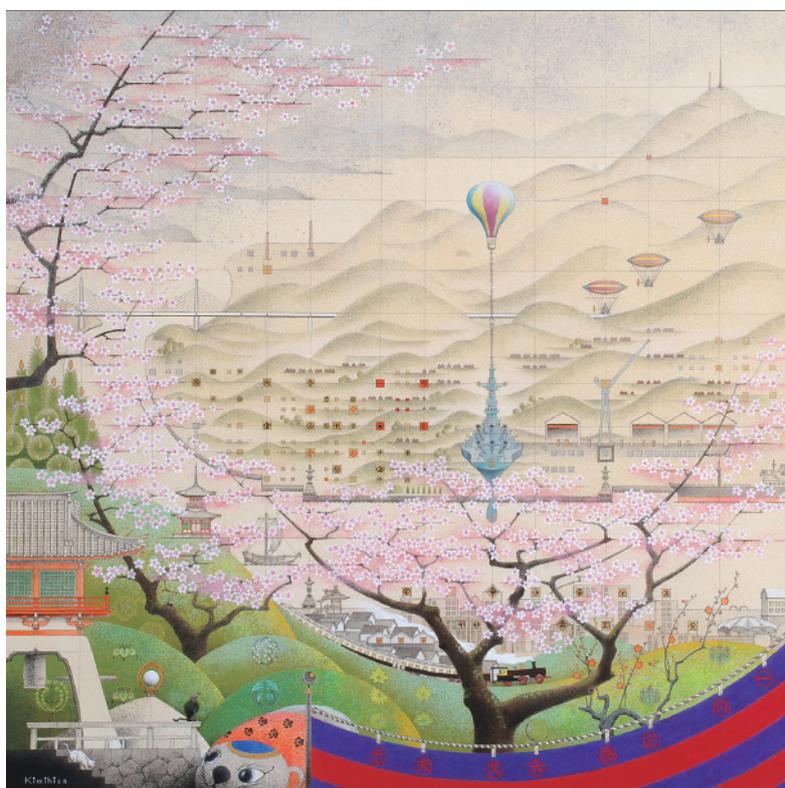
No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
19	まちなかが賑わっていると感じる市民の割合	34.0%	40.0%
20	国際交流が推進されていると感じる市民の割合	未計測	50.0%
21	他の自治体との広域的な交流が進んでいると感じる市民の割合	未計測	50.0%



外国人による日本語スピーチ大会&交流会



瀬戸田みなとオアシスひな祭りイベント



絵のまち尾道四季展尾道賞グランプリ 「坐・千光寺山（春）」

※1 感性の涵養：水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくり感性を養い育てること。
 ※2 日本遺産：地域の歴史的の魅力や特色を活かし、日本の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定するもの。

政策
目標 **2**
活発な交流
と賑わいの
あるまち

政策
分野 **2**
景観

施策
目標 **1**

景観が保全・整備されている

現状と課題

本市は、市街地、島しょ部、山地・丘陵地など、地域ごとに特徴のある景観資源を有しています。これらの美しい景観を市民の共有財産として守り、育てるため、尾道市景観条例、尾道市屋外広告物条例を制定するとともに、市内全域を景観計画区域に指定し、良好な景観形成のための取組を進めています。

また、古くからの商人のまちであるため、まちなかの賑わいの創出と、尾道らしいと感じさせる景観保全を中心とした施策の共存が求められています。尾道市歴史文化基本構想^{*1}や歴史的風致^{*2}維持向上計画に基づき、市民等と行政が協働^{*3}により、歴史と文化を活かしたまちづくりに取り組んだ結果、平成25年度（2013年度）に文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）を受賞し、平成27年度（2015年度）、平成28年度（2016年度）に2年連続で日本遺産^{*4}に認定されました。映画、CM等の映像により、本市の認知度が高まっており、千光寺南斜面を中心とした斜面地には若者を中心とした空き家再生の取組も行われています。さらに、貴重な文化財を後世に伝えるため、浄土寺をはじめとした重要文化財（建造物）の保存修理及び防災設備の整備を行っています。今後も、重要文化財（建造物）を所有している寺院の防災設備の老朽化に対応し、設備の更新を進めていく必要があります。

本市の歴史的風致を含めた歴史・文化資源や景観の保全・整備は、行政のみの取組ではなく、様々な過程を経た市民の動きが礎となったものであり、自然やまちなみ、尾道水道や瀬戸内しまなみ海道沿線など、今後も先人の残した「景観」という財産をまちづくりに活かせるよう、継続して保全に取り組む必要があります。

基本方針

- まちなかの賑わいの創出と、尾道らしさが感じられる景観保全を調和させるため、本市固有の景観を保全・創造するとともに、市民と行政が互いの責務に基づく景観づくりを推進します。
- 歴史的建造物、伝統行事、地域固有の風情等の魅力を守るため、歴史的風致の維持向上を図ります。



施策

施策目標 景観が保全・整備されている

目標達成のための施策

① 景観形成の誘導	<p>歴史、風土、文化と調和した本市固有の景観を保全・創造するとともに、市民と行政が協働して取り組む景観づくりを推進します。</p> <p>◆ 景観形成事業 など</p>
② 歴史的風致の維持向上	<p>本市の歴史的な魅力をさらに高める景観づくりを推進するなど、歴史的風致の維持向上を図ります。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">歴史的風致維持向上事業（通りの美装化等）</p> <p>歴史的風致維持向上計画に基づき、通りの美装化に取り組むなど、日本遺産のストーリーを構成している魅力的なまちなみと景観を未来へ伝えます。</p> </div> <p>◆ 夜間景観整備事業（再掲）</p> <p>◆ 日本遺産推進事業（再掲） など</p>

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
22	尾道の景観は観光の面からも大切な財産であり、観光都市尾道として守るべきものと感じる市民の割合	未計測	65.0%
23	歴史的風致の事業（通りの美装化、石畳化）により、尾道らしい景観や風景が良好に保たれていると感じる市民の割合	未計測	25.0%

※1 歴史文化基本構想：地域の文化財をその周辺環境も含め、総合的に保存・活用していくための基本構想。

※2 歴史的風致：地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な環境。

※3 協働：市民と市とが、対等な立場で必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担のもと、目標の達成に向けて協力して取り組むこと。

※4 日本遺産：地域の歴史的の魅力や特色を活かし、日本の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定するもの。

政策
目標 **2**
活発な交流
と賑わいの
あるまち

政策
分野 **3**
移住・定住

施策
目標 **1** **移住・定住の取組が活発に
行われている**

現状と課題

本市では、少子高齢化の進展や大都市圏等への転出超過によって、年少人口、生産年齢人口の減少による地域活力の低下が懸念されており、今後、人口構造の若返りが課題となっています。

このため、住みよい住環境や安心して子育てできる環境の充実を図るとともに、仕事の創出や働きやすい雇用環境を整えるなど、誰もが安心して生涯暮らせるまちづくりを行うことで、市の魅力を高め、新たな人を呼び込むことが必要となっています。近年、地方への移住希望者は増加する傾向にあり、本市への移住希望者も多くなっています。そのため多様なニーズに対応した、移住・定住に必要な情報を幅広く発信していくことが求められています。

さらに、本市のNPO※1団体は、尾道の魅力を活かした空き家再生を行い、移住者に地域の特性や地域の人を紹介することなど、移住・定住促進に取り組んでいます。こうした特色ある活動を行っている様々な地域、団体、企業等と連携しながら移住・定住に取り組んでいくことが必要となっています。

基本方針

- 子育て世代をはじめ、幅広い世代の転入を促進するため、住まい、子育て、仕事などの各分野において移住・定住の促進を十分に意識し、連携を図ります。
- 多様な移住・定住のニーズに対応するため、支援策などの情報発信や相談等に応じる仕組みづくりを推進します。
- 移住・定住の促進のため、市民、団体、企業等とお互いの取組を共有し、連携を図ります。



施策

施策目標 移住・定住の取組が活発に行われている

目標達成のための施策

<p>① 移住・定住策の促進</p>	<p>住みよい住環境の整備、子育て支援の充実、市内就職促進のための情報提供や魅力的な仕事の創出など、各施策を連携して展開することで移住・定住を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ふる里就職促進事業（再掲） ◆ 企業の魅力発信事業（再掲） ◆ 尾道子育て応援スタイル（子育て世代包括支援センター“ぽかぽか☀”）（内容は94ページを参照） など
<p>② 移住・定住に係る情報の発信</p>	<p>移住・定住に必要な住まい・子育て・仕事に関する情報や支援策、先輩移住者の体験談などを併せて提供することや相談窓口の明確化などにより、移住・定住を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 移住・定住情報発信事業 など
<p>③ 移住・定住活動の官民連携</p>	<p>地域活性化に向けた地域住民の主体的な取組や、企業における広く人材を求めるための取組など、多様な主体の活動内容を共有し、積極的に連携することで、移住・定住の促進を図ります。</p>

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
24	転出超過数	396人 (平成22年～平成26年平均値)	



ローカルライフを楽しもう！移住交流フェア

※1 NPO: Nonprofit Organization の略。民間非営利団体。ボランティア活動などの社会貢献活動や慈善活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

尾道市総合計画 基本計画

第2章

魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり

政策目標3 心豊かな人材を育むまち

政策分野1 歴史・文化・芸術

施策目標1 歴史・文化・芸術が継承され、活かされている …… 54

政策分野2 学校教育

施策目標1 夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く人材が育っている …… 56

施策目標2 学校施設が整備されている …… 60

政策分野3 生涯学習

施策目標1 いつでも学べる環境が整っている …… 62

施策目標2 学校・家庭・地域の連携により子どもたちが健やかに成長している …… 64

施策目標3 スポーツを楽しんでいる …… 66

政策目標4 人と地域が支え合うまち

政策分野1 協働

施策目標1 協働のまちづくりの意識が定着している …… 68

施策目標2 地域でまちづくりを行う仕組みが形成されている …… 70

政策分野2 人権

施策目標1 人権が尊重されている …… 72

施策目標2 男女がともに認め合い、支え合う社会が実現している …… 74

政策
目標 **3**
心豊かな
人材を育む
まち

政策
分野 **1**
歴史・文化
・芸術

施策
目標 **1**

**歴史・文化・芸術が継承され、
活かされている**

現状と課題

本市では、古くから瀬戸内の要衝として経済的な発展を遂げる中、優れた芸術・文化を生み出し継承してきました。こうした取組が認められ、2年連続で日本遺産^{※1}に認定されており、さらに新たな認定に向けての取組も進めています。今後も地域固有の歴史・文化を継承していくためには、文化活動の継承や文化財等の保存・活用に加え、市民の芸術・文化活動をさらに充実させるための環境づくりが求められています。

文化活動の継承にあたっては、例えば、市技である囲碁の普及・発展を図る囲碁のまちづくり事業のように、それぞれの文化の魅力を高める活動を充実させることが求められています。

また、浄土寺多宝塔や向上寺三重塔など4件の国宝、54件の重要文化財、33件の登録文化財等、数多くの文化財を計画的に保存・活用するとともに、日本遺産に認定されたことを活かし、文化財愛護精神の育成に努めることが求められています。

芸術・文化の振興を図るための主体的な市民活動を支援するとともに、誰もが芸術・文化活動に参加できるよう、尾道市美術館ネットワーク^{※2}を活用した鑑賞機会の提供など市民が芸術・文化に触れ親しむ機会の創出が求められています。

また、既存の取組を発展させた瀬戸内海を舞台とした芸術・文化活動の推進や、鑑賞の場となる施設の維持・更新等の整備が必要となります。

基本方針

- 芸術・文化活動の充実を図るため、芸術・文化に触れる機会の創出や主体的に活動できる環境づくりを推進します。
- 全国に誇れる囲碁のまちとしての魅力を高めるため、市技「囲碁」の普及活動を推進します。
- 市民が芸術・文化活動に参加する意識を醸成するため、文化財の愛護精神等の育成、歴史文化資源の継承を促進します。
- 市民や観光客等に充実した鑑賞機会を提供するため、市内美術館、博物館等との連携強化を図ります。

施策

施策目標 **歴史・文化・芸術が継承され、活かされている**

目標達成のための施策

① 歴史・文化資源の継承	<p>市民やまちづくりに取り組む団体等と連携しながら、市内に残る歴史・文化資源の継承を促進します。</p> <p>尾道市囲碁のまちづくり推進協議会運営支援事業</p> <p>『囲碁のまち尾道』の全国発信と、囲碁人口の増加による囲碁文化の向上を図るため、囲碁の各種大会の実施と普及活動に取り組む尾道市囲碁のまちづくり推進協議会の運営を支援し、「囲碁」によるまちづくりを推進します。</p> <p>◆文化遺産を活かした地域活性化事業 など</p> 
② 文化財愛護精神の育成	<p>市内に多く存在する寺社等、文化財の保存・活用をしながら、文化財を愛護する精神を育成します。</p> <p>国宝・重要文化財保存事業</p> <p>日本遺産のストーリーを構成し、市民の誇りである国宝や重要文化財を未来に残すため、適切に保護、保存するとともに、特別公開や講演会を実施するなど、有効に活用することにより、市民の文化財保護意識の一層の高揚を図ります。</p> <p>◆市史編さん事業 ◆日本遺産推進事業（再掲） など</p> 
③ 芸術・文化活動の充実	<p>市民の音楽、絵画、舞踊等の芸術・文化活動、子どもの芸術・文化体験の充実を図ります。</p> <p>◆市民音楽芸能祭開催事業 ◆（仮称）尾道芸術祭 など ◆市内美術館連携強化事業</p>
④ 芸術・文化施設の整備	<p>多様化する芸術・文化施設に関するニーズに対応するため、市内の既存施設を維持するとともに、有効に活用します。また、新たな施設の整備については、既存施設の状況や、市民の意見を踏まえて必要性を検討します。</p> <p>◆しまなみ交流館整備事業 ◆瀬戸田市民会館整備事業 など</p>

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
25	本因坊秀策囲碁まつり参加者数	559人	600人
26	登録文化財数	33件	40件
27	市立美術館入館者数	29,672人 (平成27年度)	32,000人
28	公演入場率(1公演平均)	60.5% (平成27年度)	80.0%

※1 日本遺産：地域の歴史的魅力や特色を活かし、日本の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定するもの。

※2 尾道市美術館ネットワーク：尾道市内の6つの美術館が連携し、充実した鑑賞機会の提供と情報の共有化や発信に努めることを目的として設立した組織。

政策
目標 **3**
心豊かな
人材を育む
まち

政策
分野 **2**
学校教育

施策
目標 **1**

夢と志を抱き、グローバル社会 を生き抜く人材が育っている

現状と課題

社会・経済のグローバル^{※1}化の進展等によって、子どもを取り巻く環境が変化する中、本市では、就学前教育から高等教育まで、誰もが教育を受けることができる環境づくりを進めています。小・中学校におけるALT^{※2}を活用した英語教育や尾道市立大学における国際交流や留学生との交流を通じた人材育成など、グローバル社会に適応できる資質・能力を持つ子どもの育成に向けた一層の取組が求められています。

本市においては、平成22年（2010年）に策定した「尾道つくしプラン^{※3}」のもと、就学前教育と学校教育との円滑な接続による「尾道15年教育^{※4}」を進めるとともに、平成26年（2014年）に「夢と志を抱きグローバル社会を生き抜く子どもの育成」を施策の柱とした「尾道教育みらいプラン^{※5}」を策定し、「確かな学力」の向上、「豊かな心」の育成、「健やかな体」の育成、「信頼される学校づくり」に取り組んでいますが、各種学力調査の結果にみられる学力の問題や、児童生徒の不登校・問題行動が課題となっています。

今後、学校教育を通じて、尾道への郷土愛を醸成し、将来自立して、社会に貢献できる人材を育成していくために、知・徳・体のバランスのとれた教育活動及び生徒指導をより一層充実させる取組が必要とされています。また、ICT^{※6}を活用した学習活動や国際交流活動を推進するなど、今日的課題に即した効果的かつバランスのとれた質の高い事業の展開が求められています。

さらに、学校の自主性・自律性を確立し、地域に開かれ地域とともにある信頼される学校づくりを実現していく必要があります。教育環境を充実させるため、児童生徒数の増減などを注視しながら、学校及び就学前教育施設の適正配置の検討や、創意工夫のある教育活動への支援が求められています。

基本方針

- グローバル社会に適応した子どもを育成するため、「確かな学力」の向上、「豊かな心」の育成、「健やかな体」の育成を促進します。
- 学校の自主性・自律性を確立し、充実した教育環境の確保を図るため、地域に開かれ地域とともにある信頼される学校づくりを推進します。

施策

施策目標 夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く人材が育っている

本市の子どもたちの教育を就学前も含めた「尾道 15 年教育」として進める中、小・中学校教育については、「夢と志を抱きグローバル社会を生き抜く子どもの育成」を目標とする「尾道教育みらいプラン 2」に基づいて、特色ある各種事業を展開します。

尾道の豊かな伝統・文化などを活かした効果的で質の高い教育活動を実施することで、郷土を愛する心とグローバル社会に対応できる資質を持ち、社会に貢献できる「尾道の子どもたち」を育成します。



目標達成のための施策

<p>① 「確かな学力」の向上</p>	<p>グローバル社会に適応できる力をつけるため、基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力を育成するとともに学びに向かう力や人間性の涵養※7を図ります。また、子ども達に育成すべき資質・能力を総合的に育むため、主体的・対話的な学び（「アクティブ・ラーニング※8」の視点）を実現する授業改善を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 尾道版『学びの変革』推進事業 ◆ 特別支援教育推進事業 ◆ 国際交流推進事業（再掲） など
<p>② 「豊かな心」の育成</p>	<p>郷土を愛し、地域に貢献しようとする態度や、自己肯定感・自己指導能力を向上させるため、「ふるさと学習」や「地域貢献活動」を推進します。また、道徳教育の充実を図り、生命尊重、豊かな心、伝統・文化の尊重、郷土愛などを育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ふるさと学習推進事業 など
<p>③ 「健やかな体」の育成</p>	<p>体力・運動能力の向上に取り組むことを通して、生涯を通じて健康・安全・活力ある生活を送ろうとする意識の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 食育※9・健康教育を充実する取組 など
<p>④ 信頼される学校づくり</p>	<p>教職員の資質・能力の向上を図り、教育環境の充実を推進します。また、主体的で創意工夫のある教育活動の展開を図り、地域に開かれ地域とともにある学校づくりを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校評価、カリキュラム・マネジメント※10の充実を図る取組 など

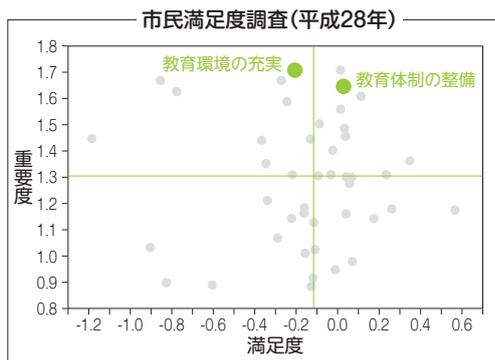
※1 グローバル：人やもの、情報が国境を越えて、世界的規模で地球全体にかかわるさま。
 ※2 ALT：Assistant Language Teacher の略。外国語指導助手。
 ※3 尾道つくしプラン：尾道 15 年教育の中での生活や学びの連続性を踏まえた就学前教育の部分。
 ※4 尾道 15 年教育：0 歳から 15 歳までの子どもを対象として、就学前教育から学校教育へ滑らかに接続していく教育計画。
 ※5 尾道教育みらいプラン：「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」、「信頼される学校づくり」の 4 つの基本方針による学校教育に関するプラン。
 ※6 ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信技術。
 ※7 人間性の涵養：水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくり人間性を養い育てること。
 ※8 アクティブ・ラーニング：教員が講義形式で一方向的に教えるのではなく、学生たちが主体的に、仲間と協力しながら課題を解決するような指導・学習方法の総称。
 ※9 食育：心身の健康の基本となる、食生活に関する様々な教育。
 ※10 カリキュラム・マネジメント：学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。また、そのための条件づくりや整備。

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
29	①広島県「基礎・基本」定着状況調査（小5・中2） 通過率※1の県平均と本市との差 ②全国学力・学習状況調査（小6・中3）正答率 の県平均と本市との差	①小学校 +2.2% 中学校 +0.4% ②小学校 -1.0% 中学校 -1.7%	小学校 +5.0% 中学校 +5.0%
30	広島県「基礎・基本」定着状況調査児童生徒質問 紙（小5・中2）における「外国人と積極的にコミュ ニケーションを取りたい」と答える児童生徒の割 合	小学校 64.1% 中学校 55.5%	小学校 80.0% 中学校 80.0%
31	広島県「基礎・基本」定着状況調査児童生徒質問 紙（小5・中2）における「自分の住んでいる地 域が好き」と答える児童生徒の割合	小学校 87.9% 中学校 81.1%	小学校 90.0% 中学校 90.0%
32	体力・運動能力調査の全国平均以上の種目数	小学校 男 7/8 女 5/8 中学校 男 2/9 女 2/9	全種目で 全国平均以上
33	不登校児童・生徒の割合	小学校 0.7% 中学校 3.1% (平成28年3月末)	小学校 0.4% 以下 中学校 2.5% 以下
34	信頼される学校づくりが進んでいると感じる保護 者の割合	未計測	80.0%

市民の意見

生活環境・取組（44項目）について、「教育環境の充実」は、満足度が低く、重要度が高くなっています。また、「教育体制の整備」は、重要度が高くなっています。





台湾の小学校との国際交流



中学校リーダー研修会

※1 通過率：学力調査の設問の回答が「正答」または「準正答」であった児童・生徒の割合。

政策
目標 **3**
心豊かな
人材を育む
まち

政策
分野 **2**
学校教育

施策
目標 **2** 学校施設が整備されている

現状と課題

学校施設は、児童生徒などが一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、生きる力を育むための教育環境として重要となっています。また、災害時には地域住民の応急避難場所としての機能も有しており、その安全性の確保は極めて重要です。このため、構造体・非構造部材等の耐震対策や老朽化が進んでいる学校施設の安全面・衛生面・機能面などに配慮した改修を実施するなど、快適な教育環境の確保に努めています。

しかしながら、建築後 25 年を経過した建物の面積は約 75% を占めており、不具合による早期の改修を必要とする施設も多く、また、学校トイレなどについては、家庭や他の公共施設と比べて整備が遅れている状況にあります。

今後も引き続き、耐震性がない建物の耐震化、屋内運動場の非構造部材等の耐震対策、老朽化が進んだ建物の老朽対策とともに、トイレの洋式化など時代のニーズに対応した施設整備が必要です。

学校給食施設は、学校統合等に併せて新たに単独調理場を整備するなど、施設整備に努めていますが、老朽化も進んだ施設も多い状況にあります。学校給食衛生基準では、衛生管理面で優れる調理場のドライシステム^{※1}の導入又はドライ運用が求められる中、単独給食調理場 16 施設、共同調理場 4 施設のドライシステム化率は 30% であり、引き続き老朽化対策やドライシステム化等の整備が必要です。

また、大学施設においては、老朽化に伴う計画的改修が必要です。就学前教育施設においても、教育と保育を一体的に行う施設である認定こども園^{※2}の整備などが必要です。

基本方針

- 幼稚園児、児童・生徒等の安全・安心で快適な教育環境を確保するため、引き続き学校施設の耐震化、老朽化した学校施設の大規模改修・長寿命化改修・トイレ洋式化・学校給食施設のドライシステム化改修など、施設整備を推進します。



向東認定こども園 完成イメージ

施策

施策目標 学校施設が整備されている

目標達成のための施策

① 学校施設の整備	<p>学校施設の耐震化とともに、老朽化した学校施設を大規模改修するなど、施設整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小・中学校等耐震改修事業 ◆ 小・中学校大規模改修事業 ◆ 小・中学校等トイレ改修事業 ◆ 既存施設の修繕等 ◆ 大学施設改修事業 ◆ 認定こども園整備事業 など
-----------	--

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
35	小・中学校の耐震化率※3	91.8%	100.0%
36	小・中学校トイレ洋式化率	24.4%	50.0%
37	給食施設ドライシステム化率	30.0%	45.0%



小学校耐震改修

※1 ドライシステム：給食施設などの調理場の床面を乾いた状態にする作業環境のこと。

※2 認定こども園：就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えるもので、都道府県知事の認定を受けた施設。

※3 耐震化率：耐震性があると認められた建物数を、全体の建物数で割った割合。

政策
目標 **3**
心豊かな
人材を育む
まち

政策
分野 **3**
生涯学習

施策
目標 **1**

いつでも学べる環境が
整っている

現状と課題

市民一人ひとりが、生きがいのある充実した人生を送るために、生涯の「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される「生涯学習社会」の実現に向けた取組が、今後ますます重要となります。本市では、ライフステージ※1に応じた学びの機会を充実させるため、公民館や美術館、図書館等で、多様な学習プログラムの充実や、利用拡大に向けた取組を進めており、多くの市民が参加しています。

また、尾道市立大学においても、大学施設及び知的資源を活用し、市民公開講座、発表会、講演会などを開催することにより市民交流の促進、生涯学習の充実を図るとともに、教育・研究・地域貢献を通して、まちづくりに資する人材育成に取り組んでいます。今後も、多岐にわたる市民の学習ニーズに対応した各種講座や講演会等を実施していくなど、生涯学習機会の充実を図るとともに、主体的な学びの創造を目指す必要があります。

基本方針

- 市民一人ひとりが、生きがいのある充実した人生を送るため、生涯にわたり学べる環境づくりを推進します。

施策

施策目標 **いつでも学べる環境が整っている**

目標達成のための施策

① 生涯学習の推進

市民が「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」学ぶことができ、学びを通じて得た成果がまちづくり・人づくりにつながる生涯学習を推進します。

- ◆ 定例主催講座・短期講座開催事業
- ◆ 公民館学習プログラムの開発・提供モデル事業 など

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
38	まちづくりをテーマとした講座受講者数	1,655人 (平成27年度)	1,700人
39	公民館自主サークル活動延べ人数	236,057人 (平成27年度)	240,000人
40	市民公開講座の受講者数	1,401人 (平成27年度)	1,600人



尾道市立大学公開講座



おのみち公民館いきいき講座

※1 ライフステージ：年齢にもなって変化する生活段階のこと。

政策
目標 **3**
心豊かな
人材を育む
まち

政策
分野 **3**
生涯学習

施策
目標 **2**

学校・家庭・地域の連携により 子どもたちが健やかに成長している

現状と課題

近年、子どもたちを取り巻く状況は急激に変化しており、子ども同士のいじめや不登校、人との関わりの希薄化による社会性や規範意識^{*1}の欠如など様々な問題が発生しています。

また、携帯電話、スマートフォン等の電子メディアやインターネットの普及等は、生活にもたらす恩恵が非常に大きい一方、これらを使いこなせる人と使いこなせない人との間に生じる格差(デジタル・デバイド)、ネット犯罪、情報流出などの新たな課題も指摘されています。過剰に情報が供給される社会において、子どもや青少年の心身、行動への悪影響も懸念されており、情報を正しく理解する能力(メディアリテラシー)を周知し、正しく安全な利用環境づくりを進めることが重要です。

こうした課題を解決するためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、一体となって子どもたちを育む必要があります。

基本方針

- 未来を担う子どもたちの健やかな成長・発達を促すため、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域全体の教育力の向上を促進します。



家庭教育講座

施策

施策目標 学校・家庭・地域の連携により子どもたちが健やかに成長している

目標達成のための施策

① 学校・家庭・地域の連携	<p>地域全体の教育力の向上を図るため、学校・家庭・地域の連携を強化し、子どもや青少年の健全育成に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 家庭教育支援事業 ◆ 放課後こども教室推進事業 ◆ 電子メディア対策推進事業 など
---------------	--

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
41	家庭教育講座の実施回数	45回 (平成27年度)	55回
42	教育ボランティア登録数	542人 (平成27年度)	➔
43	放課後子ども教室延べ参加児童数	33,606人 (平成27年度)	➔
44	学校、家庭、地域が協働※2して子どもたちの教育環境を整えていると感じる市民の割合	53.2%	60.0%



放課後こども教室

※1 規範意識：道徳、倫理、法律等の社会のルールを守ろうとする意識。

※2 協働：市民と市とが、対等な立場で必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担のもと、目標の達成に向けて協力して取り組むこと。

政策
目標 **3**
心豊かな
人材を育む
まち

政策
分野 **3**
生涯学習

施策
目標 **3** **スポーツを楽しんでいる**

現状と課題

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進のため、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で、不可欠なものです。また、スポーツを行うことで生まれる、人と人との交流、地域と地域との交流は、地域の一体感や活力を醸成します。本市においても、健康に対する市民の関心が高まる中、生涯にわたってスポーツを楽しめる取組が求められており、幼少時代からスポーツに親しむ機会の創出によるスポーツ人口の増加、他都市とのスポーツ交流、トップアスリートの育成等の推進が必要となっています。

このことから、本市では、市民が生涯にわたってスポーツを楽しむことができるよう「尾道市スポーツ推進計画」を策定し、3つの視点「する」、「観る」、「支える（育てる）」に加えて、「健康」の視点にも留意しながら、多面的なスポーツ施策の展開を図っています。こうした中、年齢や性別等に関わらず、広く市民がその適性等に応じて「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」スポーツを楽しむことができる環境づくりが求められています。なお、平成31年（2019年）のラグビーワールドカップや、平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピック等の開催を絶好の機会と捉え、市民のスポーツへの機運を醸成する必要があります。また、本市は広島県立びんご運動公園や御調ソフトボール球場など様々なスポーツ施設を有しています。今後、スポーツ施設の整備にあたっては、スポーツ・ツーリズム^{※1}など、交流の拡大に資する視点も必要となっています。

基本方針

- 市民一人ひとりが生涯にわたって「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」スポーツを楽しむことができるよう、スポーツ環境の整備を推進します。
- 心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進のため、運動による健康づくりの充実を図ります。



施策

施策目標 スポーツを楽しんでいる

目標達成のための施策

<p>① スポーツ環境の充実</p>	<p>市民一人ひとりが気軽に生涯にわたってスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進するとともに、競技力向上に向けた取組やスポーツを通じた交流を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校施設（旧学校施設を含む）開放事業 ◆ ニュースポーツ等の普及事業 など
<p>② 運動による健康づくりの充実</p>	<p>日常的に身体を動かす市民を増やし、生活習慣病^{※2} 予防等に努め、健康づくりの充実を推進します。</p> <div data-bbox="515 757 1433 1003" style="border: 1px solid #f08080; padding: 5px;"> <p>尾道健幸スタイル事業</p> <p>本市は、30 から 50 歳代の運動習慣のない人の割合が他の年齢層より高い状況です。若い世代が健康の保持増進に関心を持ち、日常的に運動を心掛けるよう、親子での運動・スポーツを促す事業の実施、健康づくりの取組を評価するコンテストなどに取り組みます。</p> </div> <div data-bbox="515 1014 1433 1249" style="border: 1px solid #f08080; padding: 5px;"> <p>幸齢ウォーキング推進事業（プラス10分てくてく運動）</p> <p>本市は、高齢化率が高く、健康寿命^{※3} も県平均を下回っています。生活習慣病や認知症^{※4}等を予防するため、プラス10分のウォーキングを習慣化し、歩いた日数に応じて、抽選で景品を贈呈します。</p> </div>

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
45	スポーツ施設延べ利用者数	1,459,033 人 (平成 27 年度)	1,500,000 人
46	スポーツ大会講習会等延べ参加者数	7,489 人 (平成 27 年度)	8,000 人
47	定期的（週1回以上）に運動・スポーツをしている市民の割合 (第二次健康おのみち中間評価時のアンケート調査結果)	男性 44.6% 女性 42.3%	男性 50.0% 女性 50.0%

※1 スポーツ・ツーリズム：プロスポーツの観戦やスポーツイベントへの参加と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組。

※2 生活習慣病：不健全な生活の積み重ねによって引き起こされる心臓病・脳卒中・糖尿病などの病気。食生活や喫煙、飲酒、運動不足など、生活習慣との関係が深い病気の総称。

※3 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されず生活できる期間。

※4 認知症：脳血管疾患、アルツハイマー病その他の原因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。

政策
目標 **4**
人と地域が
支え合う
まち

政策
分野 **1**
協働

施策
目標 **1**

**協働のまちづくりの意識が
定着している**

現状と課題

地域社会の様々な課題に対応していくため、市民一人ひとりが主役となる協働^{※1}のまちづくりに取り組んできたことから、行政への市民参加や官民協働に関する市民の満足度は上昇してきています。

一方、社会環境の変化による地域課題の多様化・複雑化やまちづくり団体^{※2}の担い手不足など、協働のまちづくりの意識を定着させるにあたって、解決すべき課題も依然として多く存在しています。

このため、各種媒体を活用した効果的な市政情報の発信や、双方向のコミュニケーションによる市民活動に関する情報の共有によって、新たな課題の解決につなげていく必要があります。また、まちづくりの担い手となる人材育成や、まちづくり活動への支援などに引き続き取り組んでいく必要があります。

基本方針

- 市民への市政情報発信やまちづくりに関する情報共有の機会の充実を図ります。
- まちづくり団体等の担い手の育成を促進します。
- 自主的に課題解決に取り組む団体の活動を支援します。



チャレンジ講座

施策

施策目標 協働のまちづくりの意識が定着している

目標達成のための施策

① 市政情報発信の充実等	<p>市政情報を市民が身近に感じられるよう、広報おのみちやホームページをより読みやすくわかりやすいものとするとともに、ICTの技術革新による新たな媒体の活用も研究しながら、効果的な市政情報の発信に努めます。また、各種審議会やパブリックコメント※3等によって、市の施策決定における市民参加を推進します。</p> <p>◆ 市政情報発信充実事業 など</p>
② まちづくりの情報共有	<p>まちづくりに関する情報を共有し、市民と市とが対等な立場で課題やその解決方法を一緒に考える環境を整えます。</p> <p>◆ 協働のまちづくり講座 ◆ まちづくり活動発表会 など</p>
③ まちづくりの担い手育成	<p>市民を対象とした講座や、中心的役割を担う人材や活動団体への研修・ワークショップ※4等を通じ、地域を支える人材を育成します。</p> <p>◆ 若者チャレンジ講座 など</p>
④ まちづくり活動団体の支援	<p>自主的に組織した市民の団体が取り組むまちづくり活動を支援します。</p> <p>◆ 市民活動支援事業</p>

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
48	市民のまちづくり活動や行政への市民参加が進んでいると感じる市民の割合	36.1%	40.0%
49	市民活動支援事業の活動者数	1,975人	2,800人
50	尾道ボランティアネットワーク加入団体の会員数	1,628人	1,800人

※1 協働：市民と市とが、対等な立場で必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担のもと、目標の達成に向けて協力して取り組むこと。

※2 まちづくり団体：町内会等の住民自治組織、NPO法人、ボランティア団体、企業等で、地域のために様々な取り組みを行う団体。

※3 パブリックコメント：Public Comment：地域住民から意見を求める政策決定手法。

※4 ワークショップ：学びや創造、問題解決やトレーニングの手法であり、自ら参加・体験する双方向的なもの。

政策
目標 **4**
人と地域が
支え合う
まち

政策
分野 **1**
協働

施策
目標 **2** 地域でまちづくりを行う仕組みが形成されている

現状と課題

人口減少や少子高齢化の進展、核家族化や単身世帯の増加などにより、地域コミュニティの組織力や活動の持続力が低下するとともに、地域間の住民意識に格差が生じるなど、地域の課題は多様化しています。

このような状況の中、地域社会を支えてきた町内会などの住民自治組織や市民活動団体等の各種団体の社会的役割は、ますます大きくなっています。これらの団体を中心とした地域における自主的なまちづくりを推進するために、活動の場づくり等を支援する仕組みや、知識・情報を共有する機会を設ける必要があります。

基本方針

- 地域住民の活動拠点となる施設の活用を進めるとともに、まちづくり活動を実践する場の創出を図ります。
- 地域での連帯意識や課題解決に取り組む自治意識の向上を図るため、住民自治組織や各種市民活動団体等の活動を支援します。
- 地域コミュニティにおける組織や機能の強化に必要な知識や情報を収集し、市民が広く共有できる体制づくりを促進します。



協働のまちづくり推進委員会

施策

施策目標 地域でまちづくりを行う仕組みが形成されている

目標達成のための施策

① 地域活動拠点の形成	コミュニティ活動が活発になるよう、活動場所を確保するための既存の施設の改修や備品の有効活用を促進します。
② 住民自治組織や市民活動団体等の活動支援	町内会などの住民自治組織や各種市民活動団体等がまちづくりを主体的に考え、活動していくための支援を行います。 ◆ 自治組織等活動支援事業 ◆ 市民活動支援事業（再掲）など
③ 情報共有の仕組みづくり	地域活動に必要な情報共有のための仕組みづくりを進めます。

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
51	地域コミュニティが良好に保たれていると感じる市民の割合	35.2%	40.0%
52	市民活動支援事業の補助採択を受けた地縁団体数(累計)	2 団体	10 団体



地域防災講座

政策
目標 **4**
人と地域が
支え合う
まち

政策
分野 **2**
人権

施策
目標 **1**

人権が尊重されている

現状と課題

本市では、すべての人々の人権が尊重され、互いに共存し得る平和で豊かな社会を実現するため、「尾道市人権啓発推進プラン」に基づき、市民や事業者に対して人権啓発に努めてきました。

近年、国際化や情報化の進展、価値観の多様化などにより、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する人権課題や同和問題、インターネットによる人権侵害に加え、性的マイノリティ(LGBT^{※1})への偏見や差別など新たな人権課題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチ^{※2}として、社会的問題になっています。複雑化する人権課題に対する取組を推進するため、啓発方法や内容を工夫するなど、より効果的な人権啓発が求められています。

また、社会・経済のグローバル^{※3}化が進む中、異文化を理解するとともに、文化の違いを尊重する多文化共生社会^{※4}の形成が求められています。これらのことから、人権尊重社会の早期実現に取り組み、すべての人が幸せに暮らすことができる社会をつくる必要があります。

基本方針

- 人権が共存する人権尊重社会を実現するため、多様な人権問題に対応する効果的な啓発を推進します。
- 誰もが、対等で、尊重され、受け入れられ、それぞれが持つ能力と持ち味を活かし合いながら、地域で共に生きていくため、多文化共生社会に対する理解を促進します。



「いのち・愛・おのみち」人権展・人権講演会

施策

施策目標 人権が尊重されている

目標達成のための施策

<p>① 人権啓発の推進</p>	<p>学校、地域、職場等の様々な場を通じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、効果的な人権啓発を推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「いのち・愛・おのみち」人権啓発推進事業</p> <p>市民が命や人権の大切さを学び、人権尊重の意識が高いまちとなるよう、市民参加型の人権展の開催や各地域で著名な講師による講演会を開催し、市民が参加しやすい啓発事業を推進します。</p> </div>
<p>② 多文化共生社会の推進</p>	<p>国籍や、文化の違いを認め合い、市民と外国人がともに暮らしやすいまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 講座、パネル展等多文化共生社会に関する啓発事業の実施 ◆ 国際交流推進事業（再掲） など



達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
53	人権講演会の参加者数	900人 (平成27年度)	1,000人
54	人権が尊重されていると感じている市民の割合	54.1%	60.0%



多文化共生 パネル展

※1 LGBT: 女性同性愛者 (Lesbian)、男性同性愛者 (Gay)、両性愛者 (Bisexual)、性同一性障がいを含む性的違和 (Transgender) の頭文字をとった言葉。
 ※2 ヘイトスピーチ: 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動。
 ※3 グローバル: 人やもの、情報が国境を越えて、世界的規模で地球全体にかかわるさま。
 ※4 多文化共生社会: 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会。

政策
目標 **4**
人と地域が
支え合う
まち

政策
分野 **2**
人権

施策
目標 **2** **男女がともに認め合い、
支え合う社会が実現している**

現状と課題

男女共同参画社会※¹とは、「市民一人ひとりの人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会です。

本市では、男女共同参画社会の実現を目指し、尾道市男女共同参画基本計画を策定しており、女性が政策決定の場や指導的立場へ進出するための具体的な支援や、男女がともに安心して暮らせる環境の整備などの事業を展開しています。

男女共同参画社会に関する意識啓発を行うため、セミナーや講演会を開催していますが、参加者は比較的高齢の女性が多く、若年層や男性への啓発に課題があります。参加者の幅を広げるために、啓発方法や内容に工夫が必要です。また、事業者や団体等への情報提供や支援体制を充実させる必要があります。

基本方針

- 性別に関わらず、すべての人が意欲に応じてあらゆる分野で活躍するため、男女共同参画社会の実現に向けた環境整備に努めます。



尾道市男女共同参画推進条例制定記念講演会



男女共同参画かがやき☆セミナー

施策

施策目標 男女がともに認め合い、支え合う社会が実現している

目標達成のための施策

<p>① 男女共同参画社会の推進</p>	<p>尾道市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて市民、事業所等と一体となって取り組みます。また、平成29年度(2017年度)を初年度とする尾道市男女共同参画基本計画の進行管理を行い、庁内全体で事業を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 女性団体等のネットワーク構築事業 ◆ 男女共同参画推進啓発事業
<p>② 女性・高齢者・障害のある人等の活躍の促進(再掲)</p>	
<p>③ 魅力ある働きやすい職場づくりの促進(再掲)</p>	

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
55	審議会等委員の女性の占める割合	23.2%	30.0%
56	男女共同参画が進んでいると感じる市民の割合	42.6%	50.0%



※1 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

尾道市総合計画 基本計画

第3章

誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり

政策目標5 市民生活を守る安全のまち

政策分野1 生活基盤

施策目標1	生活基盤が整い市民が安全に暮らしている	78
施策目標2	利用しやすい生活交通が確保されている	80
施策目標3	良好な住環境が整っている	82

政策分野2 防災・防犯・交通安全

施策目標1	防災・防犯・交通安全体制が充実している	84
-------	---------------------	----

政策分野3 消防

施策目標1	消防体制が充実している	86
-------	-------------	----

政策分野4 環境

施策目標1	環境が保全されている	88
-------	------------	----

政策目標6 安心な暮らしのあるまち

政策分野1 子育て

施策目標1	安心して子どもを産み育てられる環境が整備されている	92
-------	---------------------------	----

政策分野2 健康・福祉・医療・介護

施策目標1	健康寿命が延びている	96
施策目標2	高齢者や障害のある人が健康で安心して暮らしている	100
施策目標3	生活に課題を抱える人の支援体制が充実している	104
施策目標4	医療体制が充実している	106

政策
目標 **5**
市民生活を
守る安全の
まち

政策
分野 **1**
生活基盤

施策
目標

1

生活基盤が整い市民が安全に暮らしている

現状と課題

本市の可住地^{※1}や市街地は狭隘で、その周囲を山や海が囲んでいます。住宅、商業施設、公共施設、道路、河川、公園・緑地、水面等が適切に調和した生活基盤を確保していくことが必要です。快適な日常生活を支える道路、橋梁、上下水道、ごみ・し尿処理施設などの整備は、継続して実施していく必要があります。このうち、道路については、主要な地点の道路ネットワークの構築や、幹線道路等の整備に加えて、瀬戸内しまなみ海道沿線地域の活性化を図るため、パーキングエリアの活用に取り組んでいます。さらに、これまで整備してきた生活道路^{※2}は、施設別に長寿命化修繕計画を作成し、道路網の安全性・信頼性を確保することが求められています。

また、子どもの遊び場や高齢者の憩いの場としてだけでなく、災害時における避難場所や延焼防止、地球温暖化防止の観点からも公園や緑地の役割が重要となっていますが、道路と同様に、維持管理費が増加傾向にあり、適正な管理・整備が求められています。

本市の水道施設は、昭和40年から50年（1965年から1975年）頃に整備された施設が更新時期を迎えており、アセットマネジメント^{※3}に基づいた計画的な設備更新を実施していくことが必要です。

また、下水道の汚水処理人口普及率は、広島県平均を大きく下回っており、更なる効率的な整備が求められています。

塵芥処理場（ごみ処理施設）、し尿処理施設においては、老朽化が著しく処理能力が低下しており、施設の長寿命化が求められています。

基本方針

- 経済の活性化や市内の交通渋滞の緩和を図るため、景観に配慮した災害に強い幹線道路や生活道路の整備を推進します。
- 豊かな自然環境と市街地などが調和した土地利用を進めるため、公園長寿命化計画等に基づき、公園の適正な管理・充実を推進します。
- 市民生活や経済活動が円滑に行われるよう、更新時期を迎えている道路、上水道等の生活基盤について、計画的な設備更新を推進します。
- 汚水処理人口普及率を向上させるため、公共下水道の効率的な整備と小型合併浄化槽の普及を推進します。
- ごみやし尿の適正処理に取り組むとともに、長寿命化計画に基づき、施設の適正な更新を行うことにより、資源循環型社会^{※4}づくりを推進します。

施策

施策目標 **生活基盤が整い市民が安全に暮らしている**

目標達成のための施策

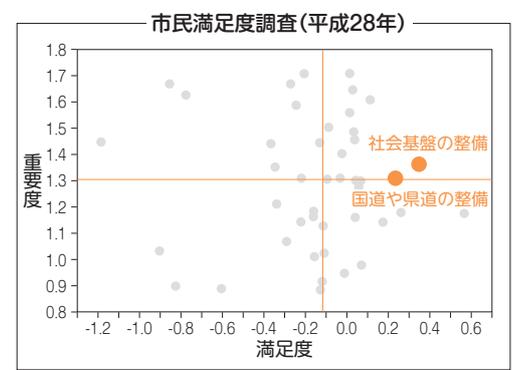
① 安全な道路環境の整備	利便性、安全性の向上を図るため、幹線道路や生活道路の整備を推進します。 ◆ 幹線道路の整備（一般国道2号木原道路） ◆ 市道整備事業（都市計画道路久保長江線） ◆ 幹線道路の整備（国道184号バイパス） ◆ 市道整備事業（市道山波45号線） ◆ 幹線道路の整備（国道317号） ◆ 市道整備事業（市道堤線） など ◆ 幹線道路の整備（国道486号）
② 生活に身近な道路の維持管理	道路や橋梁は市民に密接した地域の生活基盤であり、適正な維持管理を推進します。 ◆ 橋梁長寿命化修繕事業 ◆ トンネル長寿命化修繕事業 など ◆ 幹線道路舗装修繕事業
③ 公園・緑地などの充実	良好な都市環境の形成のために、公園・緑地などの適正な管理・整備を推進します。 ◆ 都市公園施設改修事業 ◆ 千光寺公園リニューアル事業（再掲） など
④ 上水道の適正な維持管理	更新時期を迎えている上水道施設について、優先順位を総合的に判断して適正な維持管理を推進します。 ◆ 水道施設（基幹施設〔ポンプ場・配水池〕）耐震化事業 ◆ 水道施設（老朽管更新）耐震化事業 など
⑤ 汚水処理の推進	環境保全のため、公共下水道の効率的な整備と小型合併浄化槽の普及を推進し、汚水処理人口普及率の向上に取り組みます。 ◆ 公共下水道事業 ◆ 小型合併浄化槽事業 など
⑥ ごみ・し尿の適正処理の推進	快適な市民生活を確保するため、家庭及び事業所から排出されるごみやし尿の適正処理を推進します。 ◆ クリーンセンター整備事業 ◆ おのみち地区し尿処理施設改修事業 など

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
57	基幹水道施設（配水池）の耐震化率※5	81.7% (平成27年度)	83.0%
58	基幹水道施設（管路）の耐震適合化率	38.0% (平成27年度)	44.5%
59	汚水処理人口普及率	43.7%	60.4%
60	身近な道路を安全に通 行できると感じる市民 の割合	48.0%	50.0%

市民の意見

生活環境・取組（44項目）について、それぞれの満足度は高いものの、「社会基盤の整備」は、重要度が高くなっています。「国道や県道の整備」は、重要度が中程度となっています。



※1 可住地：居住可能な条件を備えた土地
 ※2 生活道路：主に地域住民が買い物や通勤、通学等で使う身近な道路。
 ※3 アセットマネジメント：資産（asset）を効率よく管理・運用（management）すること。
 ※4 資源循環型社会：廃棄物等の発生を抑制し、有益なものは資源として活用しながら、適正な処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会。
 ※5 耐震化率：耐震性があると認められた建物数を、全体の建物数で割った割合。

政策
目標 **5**
市民生活を
守る安全の
まち

政策
分野 **1**
生活基盤

施策
目標 **2** **利用しやすい生活交通が
確保されている**

現状と課題

本市では、バスを中心とした陸上交通や海上における航路などが地域公共交通として市民の生活を支えています。今後、ますます高齢化が進むことで、高齢者の一人暮らしや自動車の運転を控える人の増加も想定され、移動に困難を生じる人が増えてくることが予想されています。このような状況の中、誰もが安全で安心して利用できる地域公共交通の維持・確保が求められています。

一方、自家用車の普及に伴い、地域公共交通の利用者は減少し、サービス事業者においても、乗務員の高齢化や人材不足、採算性の問題などで事業の縮小や撤退を余儀なくされるなど、地域公共交通サービスの維持が困難になっています。

高齢者や学生をはじめとした市民の生活に欠かすことのできない地域公共交通を維持・確保していくために、地域特性や市民生活の実態を踏まえた将来の交通網のあるべき姿と、必要な対策や支援の検討が必要となっています。

基本方針

- 地域特性や市民生活の実態を踏まえて、効率的で持続可能な交通体系のあり方を検討し、地域公共交通の活性化及び再生を推進します。
- 地域公共交通を維持・確保するため、国や県と連携し必要な支援を行います。
- 高齢者や学生などが利用しやすい地域公共交通を確保するため、地域の実情や利用実態にあった効率的な交通手段を検討し、可能性が高いものについては導入を促進します。



尾道駅前ロータリー

施策

施策目標 利用しやすい生活交通が確保されている

目標達成のための施策

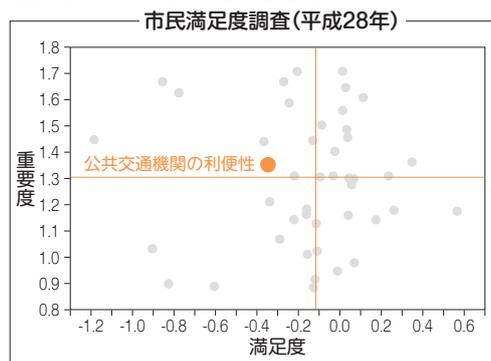
<p>① 地域公共交通のあり方の検討</p>	<p>地域特性や市民生活の実態を踏まえて、効率的で持続可能な交通体系のあり方を検討し、地域公共交通の活性化及び再生を推進します。</p> <p>◆ 尾道市地域公共交通網形成計画策定事業</p>
<p>② 地域公共交通維持のための支援</p>	<p>地域住民の暮らしを支える陸上交通や航路の維持・確保を図るとともに、安全で安心して利用できる環境を整備するため、必要な支援を推進します。</p> <p>◆ 離島航路補助事業 ◆ 生活交通路線維持事業 ◆ 生活航路維持確保対策事業 ◆ ノンステップバス^{※1}導入事業</p>
<p>③ 地域の実情や利用実態にあった交通手段の検討</p>	<p>高齢者や学生などが利用しやすい地域公共交通を確保するため、市民や交通事業者と連携し、地域の実情や利用実態にあった交通手段を検討します。さらに、検討の結果から、効果や実現性が高いと思われる交通手段については導入を促進していきます。</p>

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
61	公共交通機関を利用しやすいと感じる市民の割合	39.1%	45.0%

市民の意見

生活環境・取組（44項目）について、「公共交通機関の利便性」は、満足度が低く、重要度が高くなっています。



※1 ノンステップバス：車両の出入口の段差を無くした高齢者や障害者が乗降しやすい低床バス。

政策
目標 **5**
市民生活を
守る安全の
まち

政策
分野 **1**
生活基盤

施策
目標 **3** **良好な住環境が整っている**

現状と課題

本市では、住宅マスタープラン^{※1}・市営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の計画的な建替え・長寿命化を行っていますが、老朽化した木造住宅の除却は計画的に進んでいない状況です。今後、大量更新時期を迎えることから、計画的な更新を進めていく必要があります。

民間住宅においては、今後発生が危惧される南海トラフ地震による被害抑制のために、耐震化は急務となっていますが、依然として耐震化率^{※2}は低く、土砂災害が毎年のように各地で発生している中、対策は進んでいない状況にあります。今後も災害に係る情報発信や啓発促進、耐震化費用の補助などによる支援体制を構築していくことが求められています。

近年、管理されない空き家等が増加した結果、防災・衛生・景観等の面で周辺的生活環境に悪影響を及ぼし、大きな社会問題となっています。こうした空き家等の対策を進めるため、平成27年(2015年)5月に、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行されました。今後は尾道市空家等対策計画に基づいて、特定空家等^{※3}に対する指導や、空き家バンク^{※4}の拡充などによる空き家等の適正管理、活用等に取り組むことが求められています。

さらに、若者等の定住を促進するためには、雇用環境の充実を図るとともに、住宅事情による近隣他市町への転出を減少させる取組が必要となっています。今後は、本市の将来の都市像を描くために、住宅マスタープランに基づき総合的な住宅政策が必要となっています。

基本方針

- 住宅に困窮する世帯等が安心して暮らせる住宅を確保・提供するため、老朽住宅ストック^{※5}の計画的な建替え・長寿命化対策を進めるなど、良質な市営住宅の供給を推進します。
- 近年の災害の危険性に十分に対応した良好な住宅・住環境を確保するため、災害に強い安全な住まいづくりを促進します。
- 空き家等の適正管理、活用等を促進するため、尾道市空家等対策計画に基づき、特定空家等に対する指導や空き家バンク制度の拡充等に努めます。
- 良好な市街地を形成するため、都市的土地利用を誘導するにふさわしい開発可能な地区について、関係機関と連携し、計画的な都市開発を促進します。

施策

施策目標 良好な住環境が整っている

目標達成のための施策

① 市営住宅の整備	住宅に困窮する世帯に良質な住環境を提供するため、市営住宅の適切な整備・維持管理を推進します。
② 安全な住まいづくりの促進	近年の災害の危険性に十分に対応するとともに、耐震化費用の補助などによる支援を行い、災害に強い安全な住まいづくりを促進します。 ◆ 木造住宅耐震診断費、改修費補助事業 ◆ 建築物土砂災害対策改修促進事業 など
③ 空き家等の適正管理等の促進	空き家等の発生抑制、適正管理、活用、除却などのプロセス※6に応じた対策を促進します。 ◆ 空き家バンクエリア拡大事業
④ 定住につながる住環境の整備	本市の将来の都市像を描く中、計画的な都市開発による良好な市街地の形成を促進します。

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
62	市営住宅のバリアフリー※7 化戸数割合 (募集中の住宅の手摺り設置割合)	36.0%	50.0%
63	良好な住環境が整っていると感じる市民の割合	未計測	50.0%

※1 住宅マスタープラン：住宅に関する基本的な計画。

※2 耐震化率：耐震性があると認められた建物数を、全体の建物数で割った割合。

※3 特定空き家等：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であると認められる空き家等。

※4 空き家バンク：住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報を提供する制度。

※5 住宅ストック：建築されている既存の住宅。

※6 プロセス：物事を進める手順。

※7 バリアフリー：高齢者や障害者が生活していく際の障壁を取り除くこと。

政策
目標 **5**
市民生活を
守る安全の
まち

政策
分野 **2**
防災・防犯・
交通安全

施策
目標 **1** **防災・防犯・交通安全体制が
充実している**

現状と課題

平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災や平成 26 年（2014 年）8 月豪雨による広島市の土砂災害、平成 28 年（2016 年）熊本地震など、近年自然災害が多発しています。本市に大きな影響を及ぼす南海トラフ地震は、今後 30 年以内に約 70% の確率で発生すると想定されているほか、安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震や長者ヶ原断層、宇津戸断層等の断層地震の発生が懸念されています。また、山間部は急峻な地形により多くの土砂災害危険箇所が散在し、沿岸部では台風等の影響による高潮への警戒が必要です。地震に加え、土砂災害や高潮被害、河川氾濫などの風水害に対してハード・ソフト両面から総合的に防災・減災対策を講ずる必要があります。

「自らの命は自らで守る」という防災の基本に基づき、防災に関する正しい知識を習得し、地域防災活動への参加や非常持ち出し品の準備、住宅の耐震化など、災害に備えた市民一人ひとりの自発的な取組が求められています。また震災など大規模災害時には地域住民が一致協力して防災活動に取り組む必要があります。しかしながら、地域防災を担う自主防災組織の結成率は未だ低い水準にとどまっており、高齢化率の上昇に伴い今後避難行動要支援者^{※1}の増加も見込まれています。市民の防災意識の高揚を図り自主防災活動を促進するとともに、防災拠点施設の整備や情報伝達手段の多重化、災害対応力の向上など、防災体制の充実・強化が求められています。さらに、近年頻発するゲリラ豪雨^{※2}や高潮などに備え、急傾斜地や沿岸部などを中心に防災関連施設の整備が求められています。

消費者の安全・安心の確保については、高齢者の増加、高度情報通信社会の進展等に伴い、消費者トラブルや消費者被害の内容等も多様化・複雑化しており、更なる推進が求められています。

また、防犯・交通安全については、特殊詐欺^{※3}の被害防止や街頭犯罪抑止へ向けた取組のほか、自転車の安全利用の促進や子どもや高齢者の交通事故防止対策が求められており、警察や関係団体と連携した継続的な取組が必要です。

基本方針

- 災害に強いまちづくりを推進するため、防災意識の高揚や地域防災力の強化など、防災体制の充実・強化を図ります。
- 安心して暮らせるまちづくりを推進するため、防犯意識の高揚や地域防犯体制の強化など、防犯体制の充実・強化を図ります。
- 安全・安心な消費生活を送るため、消費者被害防止に向けた相談体制の充実及び啓発に努めます。
- 交通事故を防止し、安全で快適な交通環境を実現するため、交通安全意識の高揚を図り、交通安全対策を推進します。



尾道市本庁舎 完成イメージ

施 策

施策目標 防災・防犯・交通安全体制が充実している

目標達成のための施策

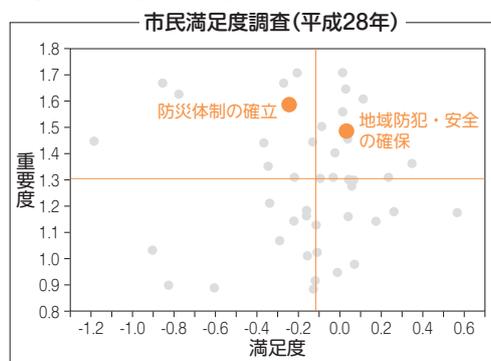
<p>① 防災・減災対策の推進</p>	<p>大規模な災害に対応するため、災害対応力の向上や防災拠点施設等の整備を推進するとともに、市民の防災意識の高揚や自主防災活動の促進など地域防災力の強化に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 庁舎整備事業 ◆ 自主防災組織育成支援事業 ◆ 防災行政無線整備事業 ◆ 災害情報システム整備事業 ◆ 海岸保全施設整備事業 など
<p>② 地域防犯体制の強化</p>	<p>自治会、町内会など地域が一体となった防犯活動を通して、防犯意識の高揚を図るとともに、地域防犯体制を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 防犯灯設置事業 など
<p>③ 消費生活相談・啓発体制の充実</p>	<p>消費者被害の未然・拡大防止のため、消費生活センターにおける相談体制の充実を図るとともに、消費生活に関する情報提供・啓発を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 消費生活相談員のレベルアップ等 ◆ 広報やパネル展、ホームページ等による情報提供・注意喚起 ◆ 消費生活講座や出前講座の開催 など
<p>④ 交通安全環境の整備</p>	<p>子ども、高齢者等の交通事故を防止し、安全で快適な交通環境の実現のため、交通安全意識の高揚を推進するとともに、交通安全施設（ガードレール等）の充実を図ります。</p>

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
64	自主防災組織結成率	55.0%	80.0%
65	災害対策が進んでいると感じる市民の割合	21.2%	40.0%
66	交通事故発生件数	470 件 / 暦年 (平成 27 年)	340 件 / 暦年 (平成 32 年)
67	犯罪発生件数	693 件 / 暦年 (平成 27 年)	➡

市民の意見

生活環境・取組（44 項目）について、「防災体制の確立」は、満足度が低く、重要度が高くなっています。「地域防犯・安全の確保」は、重要度が高くなっています。



※1 避難行動要支援者：高齢者、障害者、乳幼児など、特に配慮を要する人のうち、災害が発生した場合やそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、特に支援を要する人。

※2 ゲリラ豪雨：予期せず短時間に、狭い地域で大量に降る雨。

※3 特殊詐欺：面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまし、現金を交付させる等の詐欺。

政策
目標 **5**
市民生活を
守る安全の
まち

政策
分野 **3**
消防

施策
目標 **1**

消防体制が充実している

現状と課題

本市では、地域の防災拠点としての消防庁舎や消防団器具庫の整備、消防車両等の更新、防災意識の啓発、救命講習の普及などを行ってきたところですが、安全・安心なまちづくりを実現するため、一層の取組の強化が求められています。例えば、老朽化の激しい施設、耐震基準を満たしていない施設の整備、複雑多様化する災害に迅速かつ的確に対応するための消防車両等の計画的な更新が必要となっています。

また、大規模な自然災害や火災等に機能的に対応するため、三原市との通信指令業務の共同運用や緊急消防援助隊受援体制の確立など、広域的な消防体制の充実に取り組んでいます。今後さらに多様化する市民ニーズに対応するため、救急業務等の高度化、ICT※¹を活用した技術の導入を図るなど、効果的かつ効率的な活動の充実強化が求められています。

基本方針

- 地域の総合的な防災力を高めていくため、老朽化の激しい施設や耐震基準を満たしていない施設の整備、消防車両などの計画的な更新及び消防団の装備等の充実を図ります。
- 安全・安心なまちづくりを実現するため、消防団、自主防災組織等と連帯意識及び防災意識の高揚を図るなど、連携強化を推進します。



救急自転車

施策

施策目標 消防体制が充実している

目標達成のための施策

<p>① 消防力の充実強化</p>	<p>消防力の充実強化を推進するため、消防庁舎、消防車両等の整備、救急体制等の高度化を図ります。また、防災センターの活用を促進し、市民の防災意識高揚を図るとともに、消防団、自主防災組織等との連携を強化します。</p> <div style="border: 1px solid #f08080; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>救急自転車活用事業</p> <p>サイクリストの聖地として、多くの人に親しまれている瀬戸内しまなみ海道のサイクリングコースを、より安全・安心に楽しんでもらえるよう、救急自動車の進入が困難な現場で発生した救急事案に迅速に対応するため、自転車に乗り換えた救急救命士を先行して到着させることで、救命率の向上を図ります。</p> </div> <p></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防庁舎建設事業（尾道消防署向島分署庁舎） ◆ 消防車両整備事業（泡消火装置付消防ポンプ自動車、はしご車、救急患者搬送船等） ◆ 防災センター活用促進事業 など
<p>② 消防団の充実強化</p>	<p>地域の総合的な防災力の向上のため、地域の防災を担う消防団の施設及び装備等の充実強化を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防団施設整備事業（器具庫建設） ◆ 消防団への加入促進事業 など

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
68	耐震基準を満たす消防庁舎数	6 箇所	7 箇所 (すべての庁舎)
69	防災センター来館者数	2,205 人 (平成 27 年度)	2,500 人
70	消防団員数	1,621 人 (平成 28 年 4 月)	

※ 1 ICT : Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

政策
目標 **5**
市民生活を
守る安全の
まち

政策
分野 **4**
環境

施策
目標 **1**

環境が保全されている

現状と課題

本市では、尾道市環境基本計画に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。環境問題の多くは、日常生活や事業活動に起因しているため、市民及び事業者の環境保全に対する意識の向上が重要です。

森林は、水源涵養^{※1}、土砂災害防止、地球温暖化防止などの多面的な公益的機能が備わっており大切な資源となっていますが、本市においては、手入れが行き届かなくなり、放置された人工林や松枯れ跡地の未整備等が散見され、対応が必要です。河川や周辺海域は、公共下水道の整備や浄化槽の普及促進等により、水質は向上していますが、市内の河川は、水量が少なく汚濁の影響を受けやすい状況にあるため、引き続き水環境の保全に関する取組が必要です。

また、ごみの減量化・再資源化を推進していますが、再資源化率は低下の傾向にあるなど、減量化対策が急務となっています。資源循環型社会^{※2}の形成のため、廃棄物の発生抑制や再資源化等の推進など、環境負荷^{※3}の少ない地域づくりに取り組む必要があります。

さらに、東日本大震災を契機として、エネルギー政策の転換や省エネルギーに関する市民の意識が高まっており、低炭素社会^{※4}の実現に向けた取組が必要です。

基本方針

- 健全で恵み豊かな環境を保全するため、環境整備や環境保全活動を推進します。
- 資源循環型社会を形成するため、廃棄物減量施策に取り組み、資源の有効利用など環境負荷の少ない地域づくりを推進します。
- 環境にやさしい低炭素社会を実現するため、公共施設等における省エネルギー化や再生可能エネルギー^{※5}の活用を推進します。

施策

施策目標 **環境が保全されている**

目標達成のための施策

① 環境保全活動の推進

快適な生活環境や豊かな自然環境を保全するため、環境整備や環境保全活動を推進します。

- ◆ 森林や河川の整備・保全
- ◆ 大気、水質、騒音などの調査・監視
- ◆ 環境美化推進事業 など

<p>② 環境意識の向上</p>	<p>環境学習の実施、環境に配慮した行動を推進する啓発、環境衛生推進団体への支援などにより、環境意識の向上を図ります。</p> <div style="border: 1px solid #f08080; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>分別戦隊エコレンジャー事業</p> <p>本市のごみの分別収集は、細分化された23分別を行っており、市民に対してよりわかりやすい啓発を行う必要があります。市民の分別知識を高め、環境意識の高揚を図るため、幼稚園・保育所・小学校等で「エコレンジャー」を活用した寸劇形式などの環境リサイクル教室を開催し、啓発活動に取り組みます。</p> </div> <div style="border: 1px solid #f08080; padding: 5px;"> <p>環境学習推進事業</p> <p>本市の地域特性を活かした「しまなみ・やまなみ自然学校」で、子どもたちを対象とした体験型の環境学習を実施します。自然環境を大切にする気持ちを育むとともに、子どもたちの交流を深め、環境を大切にする市民の育成に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境情報の収集・提供 ◆ 環境啓発イベントの開催 など </div>
<p>③ リサイクルシステムの推進</p>	<p>資源循環型社会の形成のため、リフューズ（発生回避）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の4Rによる資源の有効利用に取り組み、環境負荷の少ない地域づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみの再資源化推進事業 ◆ ごみの排出量削減啓発事業 など
<p>④ 省エネルギー化・再生可能エネルギーの活用</p>	<p>公共施設等における省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、家庭、産業における環境負荷の低減を促進し、環境にやさしい低炭素社会の実現を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ CO₂削減推進事業 ◆ クリーンセンター整備事業（再掲） ◆ 市の事業におけるエネルギー使用量の削減 ◆ 省エネルギー化、再生可能エネルギー活用に向けた普及啓発 など

※1 水源涵養：雨水を蓄え、水源の枯渇を防ぐとともに、河川の流量を調節し、洪水を防ぐこと。
 ※2 資源循環型社会：廃棄物等の発生を抑制し、有益なものは資源として活用しながら、適正な処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会。
 ※3 環境負荷：人の活動が環境に与える影響で、環境の保全に支障が生じるおそれのあるもの。
 ※4 低炭素社会：地球温暖化の要因とされる温室効果ガスのうち二酸化炭素の排出量を抑えた社会。
 ※5 再生可能エネルギー：太陽光、太陽熱、風力など、一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
71	環境学習参加者数	340人 (平成27年度)	600人
72	河川のBOD値※1	栗原川(栗原小前) 4.3mg/L 栗原川(日小橋) 2.4mg/L 藤井川(木門田川合流前) 0.7mg/L 藤井川(三成) 1.1mg/L 御調川(府中市境付近) 0.7mg/L (平成27年度平均値)	すべての調査地点 で環境基準達成 (現状達成済み)
73	海域のCOD値※2	尾道市周辺海域 1.3mg/L (平成27年度平均値)	環境基準達成 (現状達成済み)
74	市民一人当たりの 家庭から出る可燃 ごみの量	438g/人・日 (平成27年度)	420g/人・日
75	ごみのリサイクル 率	16.5% (平成27年度)	現状維持

【参考】環境基準

調査地点	環境基準
栗原川(栗原小前)	5mg/L以下
栗原川(日小橋)	
藤井川(木門田川合流前)	2mg/L以下
藤井川(三成)	3mg/L以下
御調川(府中市境付近)	2mg/L以下
尾道市周辺海域	2mg/L以下



分別戦隊エコレンジャー



尾道クリーンセンター



因瀬クリーンセンター



海浜清掃活動

※1 BOD値：Biochemical Oxygen Demandの略。生物化学的酸素要求量。河川の汚濁を測る指標の一つ。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。

※2 COD値：Chemical Oxygen Demandの略。化学的酸素要求量。湖沼や海域の汚濁を測る指標の一つ。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。

政策
目標 6安心な
暮らしの
あるまち政策
分野 1

子育て

施策
目標 1安心して子どもを産み育てら
れる環境が整備されている

現状と課題

本市の年少人口割合は、少子化の進行により減少を続けており、平成27年（2015年）には約12%となりました。こうした中、就労環境や地域との関わり方などの社会環境の変化により、男女がともに育児と仕事の両立を実現し、安心して子どもを産み育てられる環境の整備が必要となっています。本市においては、利用ニーズが増大している放課後児童クラブ^{※1}、子育て支援センター^{※2}などの整備の充実、就学前の教育・保育の量の確保と質の向上のための保育士等の人材確保や子育てに係る経済的負担の軽減のための各種支援制度の充実が求められています。さらに、健やかな子どもの成長を支えるためには、小児医療体制を確保する必要があります。

また、妊娠・出産・子育てに関する悩みや課題は、個々のケースで多様化してきており、これらの不安に迅速に対応し、適切な支援を行うため、子育て世代包括支援センター^{※3}を設置して相談窓口のワンストップ^{※4}化を図ってきました。核家族化の進行や人のつながりの希薄化等の社会環境の変化に伴い、子育てに不安を感じる保護者が増えている中、地域の身近な場所できめ細かな支援活動を行っている子育て支援センターが子育て世代包括支援センターのサテライト機能を十分発揮するとともに、産前・産後の母子をサポートする機能や地域活動との連携をさらに充実させ、妊娠から子育てまでの切れ目ない総合的な支援体制の拠点としての機能強化を図ることが重要な課題となっています。さらに、発達の節目である健康診査や相談等で子ども達の健やかな育ちや発達を確認し、個々の実態に合わせた支援の充実も必要です。

近年、子どもの貧困が大きな社会問題となっている中、貧困の実態は見えにくく捉えにくいいため、子どもの貧困対策に取り組むにあたっては、子どもの生活実態を十分把握した上で、適切な施策を推進する必要があります。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困の連鎖によって、将来の夢や希望が閉ざされることのないよう、家庭、地域、行政が一体となって必要な環境を整備し、総合的支援を行うことが求められています。

基本方針

- 教育・保育事業の提供量の拡大と多様な支援サービスの充実とともに、各種支援サービスの質的向上を図りながら、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。
- 児童虐待防止への取組や発達に課題のある子ども、ひとり親家庭の子ども、社会的支援の必要性が高い子どもなど、すべての子どもが地域社会で健やかに成長するための支援を一層推進します。
- 結婚や妊娠を望む人の希望が叶えられる環境づくりを進め、出生率の向上を図ります。
- 安全・安心な妊娠・出産、育児不安の軽減、子どもの疾病予防など、妊娠・出産期から子育て期までを切れ目なく支援する尾道子育て応援スタイルの充実を図ります。
- 子どもの健やかな成長を支援するため、小児救急医療体制の確保に努めます。
- 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長できるよう、子どもの置かれている生活実態を十分把握し、適切な支援策を推進します。

施策

施策目標 安心して子どもを産み育てられる環境が整備されている

目標達成のための施策

<p>① 子ども・子育て支援体制の充実</p>	<p>社会全体で子育て世帯を支えるとともに、子育て支援サービスの充実、子育てに係る経済的負担の軽減等、子育てを楽しめるまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 乳幼児等医療費助成事業◆ 放課後児童クラブ事業◆ 特別保育※5 充実事業◆ 子育て支援センター事業◆ 保護者の学びの場の充実事業◆ ファミリー・サポート・センター※6 事業◆ 児童館・児童センター事業◆ 保育士就労奨励金交付事業◆ 認定こども園※7 整備事業（再掲）◆ 家庭保育園※8 保育創出事業 など
<p>② 子どもの心身の健やかな育ちや発達支援の充実</p>	<p>子ども達の発育・発達を確認し、発育に課題のある子どもや保護者の子育て不安に適切に対応するため、各種支援事業を実施します。また、児童虐待防止に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 新生児聴覚検査事業◆ こんにちは赤ちゃん訪問事業◆ 乳幼児健康診査事業◆ 幼児健康診査事後教室・発達相談事業◆ ブックスタート※9・プラス※10 事業及びブック・ステップアップ※11 事業◆ 5歳児相談事業◆ 障害児保育事業及び発達支援指導事業◆ 障害児通所支援事業◆ 児童虐待防止 など

- ※1 放課後児童クラブ：放課後、保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生の遊びや生活の場。
- ※2 子育て支援センター：地域全体の子育て家庭などを支援する施設。
- ※3 子育て世代包括支援センター：妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。
- ※4 ワンストップ：ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境、場所。
- ※5 特別保育：延長保育、障害児保育、病児・病後児保育、休日保育、乳幼児健康支援一時預かり保育等の総称。
- ※6 ファミリー・サポート・センター：保護者の仕事、病気、外出時などに子育てを支援する、育児サービスを受けたい依頼会員と育児サービスが出来る提供会員による有償の相互援助組織。
- ※7 認定こども園：就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えるもので、都道府県知事の認定を受けた施設。
- ※8 家庭保育園：認可外の保育園のうち、市が認定している保育園。
- ※9 ブックスタート：4か月児健診時（乳児健診）に、赤ちゃんに絵本をプレゼントする活動。
- ※10 ブックスタート・プラス：1歳6か月児健診時に、子どもに絵本をプレゼントする活動。
- ※11 ブック・ステップアップ：3歳児健診時に、子どもに絵本をプレゼントする活動。

<p>③ 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援</p>	<p>妊娠・出産・子育てにわたる総合的な相談体制や支援サービスの充実を図り、情報提供の充実や相談・支援の継続的な取組により、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>尾道子育て応援スタイル（子育て世代包括支援センター“ぽかぽか”）</p> <p>少子化や核家族化が進行し、ニーズが多様化している中、母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターを配置したワンストップ※¹サービスの拠点を市内全域に整備し、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩みに対し専門的な見地による相談支援を常時継続的に行います。また、医師会をはじめ関係機関や地域の子育て拠点等とのフォロー体制を構築し、産前・産後の支援を充実することで不安・負担感を軽減するとともに、地域活動との連携を深めながら、楽しく子育てが行えるよう支援します。</p> </div>  <ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊産婦健康診査事業 ◆ パパ☆ママ準備スクール（日曜日編） ◆ 子育て情報 Web サイト事業 ◆ 子育て応援ガイドブック事業 など
<p>④ 出生率の向上につながる支援</p>	<p>少子化の原因とされている若者の未婚率の上昇、晩婚化、晩産化を抑制していくため、企業等と協力した出会いの場の創出や情報提供などの結婚支援の取組を推進するとともに、出産の希望を叶えるため、不妊治療への支援により出生率の向上を推進します。また、子育て世代の働き方改革や男性の子育て参加への啓発を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 結婚応援フォーラム開催事業 ◆ 結婚新生活支援事業 ◆ 少子化対策プロジェクト ◆ 一般不妊治療医療費支援事業 ◆ ワーク・ライフ・バランス※²推進事業 ◆ パパの輪プロジェクト など
<p>⑤ ひとり親家庭への支援</p>	<p>相談・支援体制の充実など、母子、父子のひとり親家庭への支援を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ひとり親家庭等医療費助成事業 ◆ 母子家庭等対策総合支援事業 ◆ ハローワークと連携した就労支援事業 ◆ ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業 など
<p>⑥ 小児救急医療体制の支援</p>	<p>安心して子どもを産み、育てることができるよう、小児救急医療を提供している医療機関を支援することで、尾道市の小児救急医療を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域医療支援事業 ◆ 小児科診療支援事業 など

子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長することができる環境づくりを図るため、子どもの生活の実態把握と適切な対策を推進します。

⑦ 子どもの貧困対策

尾道市子どもの貧困対策プロジェクト

本市の未来を担う子どもたちが夢と希望を持って成長していくことができるよう、庁内に関係課職員で構成するプロジェクトチームを設置し、子どもの貧困問題に関する調査及び研究等、組織横断的な取組を通じて、尾道の特色を活かした実効性のある総合的な対策を企画・立案します。



子どもの居場所づくり事業

貧困の連鎖を防止する観点から、支援が必要な子どもに対して、尾道市立大学や地域のボランティア等とも連携し、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援等を行い、子どもの生活向上を図ります。

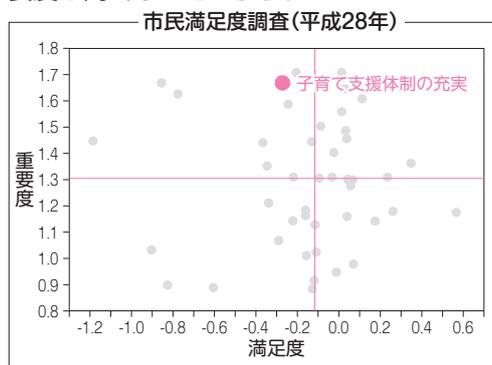


達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
76	合計特殊出生率※3	1.53 (平成20年～平成24年)	1.62 (平成30年～平成34年)
77	乳幼児健康診査受診率	4か月児 98.2%	4か月児 98.7%
		1歳6か月児 96.3%	1歳6か月児 96.8%
		3歳児 93.0%	3歳児 94.1%
	(平成27年度)		
78	乳幼児健康診査要精密者(健診時)の受診率	4か月児 95.3%	4か月児 96.8%
		1歳6か月児 84.8%	1歳6か月児 90.0%
		3歳児 83.5%	3歳児 90.0%
	(平成27年度)		
79	不妊治療により妊娠に至った人数(一般不妊治療助成制度を活用した人)	11人	20人
80	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	92.3% (平成28年4月)	100.0%

市民の意見

生活環境・取組(44項目)について、「子育て支援体制の充実」は、満足度が低く重要度は高くなっています。



子育て世代包括支援センター「ほかほか」

※1 ワンストップ：ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境、場所。

※2 ワーク・ライフ・バランス：Work Life Balance：仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※3 合計特殊出生率：1人の女性が生涯に産む子供の平均数を表した数値。

政策
目標 **6**

安心な
暮らしの
あるまち

政策
分野 **2**

健康・福祉・
医療・介護

施策
目標 **1**

健康寿命が延びている

現状と課題

近年、高齢者が住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らせるよう、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上を主とした介護予防と健康づくりに取り組むことで、心身ともに自立し、健康的に生活できる期間をいかに延ばしていくかが求められており、引き続き、健康寿命^{*1}の延伸、QOL^{*2}(Quality Of Life)の向上に取り組んでいく必要があります。

健康寿命の長い地域は、特定健診^{*3}の受診率が高く、自分の健康は自分で管理するという意識も高い傾向にあり、役割や生きがいを持って、人と社会との結びつきを強化する互助^{*4}活動も盛んであるとされています。

尾道市国民健康保険の特定健診受診率の更なる向上とともに、特定保健指導を含む受診後のフォローの充実が課題となっています。また、無関心層や若い世代の生活習慣病^{*5}予防の取組についても強化する必要があります。

本市は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も多く、孤立化を防ぐためにも、地域間や世代間交流を通じたつながりの強化や仲間づくりを促進する互助活動が重要となっており、ふれあいサロン^{*6}事業やシルバーリハビリ体操事業等、「地域の出かけられる場」の必要性は今後ますます高まると考えられます。中でも、シルバーリハビリ体操事業においては、受講者としての参加者は勿論のこと、何より指導士自らの健康増進と何事にも前向きに取り組む積極性が生まれるとされています。そのことが地域コミュニティを育む大きな推進力として地域を牽引しており、今後も充実していく必要があります。

また、認知症^{*7}の高齢者等が増加しているため、生活支援や予防サービス、見守りに対するニーズが急速に高まるとともに、社会や環境の変化に伴い人間関係が複雑化しており、心の健康づくり対策はますます重要となっています。

さらに、様々な感染症の発症予防並びに発症時の重症化や感染拡大を最小限にとどめるための感染症対策も求められています。

基本方針

- 健康寿命と関連が深い生活習慣病を予防・早期発見するため、健康診査の受診率向上に努め、結果を活かした生活習慣の改善及び重症化予防等を推進します。
- 心身ともに自立し、生活の質を維持・向上させるため、口腔機能の維持・向上や日常的に身体を動かす市民を増やし、生活習慣病予防や介護予防を推進します。
- 高齢者が、積極的に地域活動に参加・活躍し、生きがいをもって元気に暮らせるよう、健康保持・増進につながる生活の支援や地域における世代間交流を推進します。
- 誰もが安心して暮らせるよう、精神疾患の予防や心の健康づくりを推進します。
- 感染症の発症と発症時の重症化や感染拡大を防止するため、感染症対策を推進します。

施策

施策目標 健康寿命が延びている

目標達成のための施策

<p>① 健康づくりに取り組むための意識の醸成</p>	<p>市民・行政・関係機関・企業等が一体となって取り組む健康づくりを推進します。</p> <div style="border: 1px solid #f08080; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>健康都市尾道 2022 宣言</p> <p>第二次健康おのみち21の最終年度である2022年に向けて、全市をあげて健康づくりに取り組む機運を高めるための道しるべとして宣言を行い、各種イベントや講演会等を開催するなど、健康寿命の延伸を図ります。</p> </div> 
<p>② 健康づくりの支援</p>	<p>地域の健康づくりリーダー等の人材育成及び活動の支援を行います。また、関係機関や団体、企業等と協働^{※8}し、市民の主体的な健康づくりを支援するとともに、地域での健康づくり活動の拠点や体制の整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 保健推進員活動支援・育成事業 ◆ (仮称) 尾道市因島総合福祉保健センター建設事業 など
<p>③ 運動による健康づくりの充実(再掲)</p>	
<p>④ 生活習慣病の発症及び重症化予防、口腔機能の低下予防の推進</p>	<p>健康診査の受診率向上に努め、結果を活かした生活習慣の改善及び重症化予防、口腔機能の低下予防等を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ がん検診事業 ◆ 特定健康診査・特定保健指導事業 ◆ 生活習慣病重症化予防 ◆ 歯周疾患検診事業 など
<p>⑤ 介護予防の推進</p>	<p>介護予防を実践するグループの活動を支援するなど、健康寿命の延伸に向け、介護予防を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ シルバーリハビリ体操事業 など

※1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されず生活できる期間。

※2 QOL：Quality Of Lifeの略。一人ひとりの人生の内容の質や社会的な生活の質のこと。

※3 特定健診：「病気を予防する」ことを目的とした、公的医療保険に加入している40～74歳のすべての方を対象に、実施されている検診。

※4 互助：人間同士がお互いに助けあうこと。

※5 生活習慣病：不健全な生活の積み重ねによって引き起こされる心臓病・脳卒中・糖尿病などの病気。食生活や喫煙、飲酒、運動不足など、生活習慣との関係が深い病気の総称。

※6 ふれあいサロン：公共施設等の身近に集える場を利用し、地域の高齢者や障害者等が、地域の仲間と一緒に楽しく過ごす場所。

※7 認知症：脳血管疾患、アルツハイマー病その他の原因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。

※8 協働：市民と市とが、対等な立場に必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担のもと、目標の達成に向けて協力して取り組むこと。

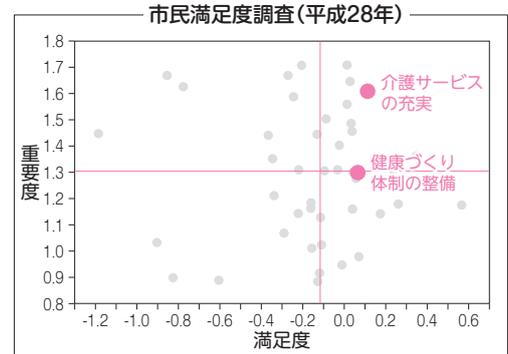
<p>⑥ 高齢者の健康づくりの推進</p>	<p>高齢者が、積極的に地域活動に参加・活躍し、生きがいをもって元気に暮らせるよう、健康保持・増進につながる生活の支援や地域における世代間交流を推進します。</p> <div style="border: 1px solid #f08080; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>おのみち幸齢プロジェクト</p> <p>歳を重ねることを楽しみ、健康でいきいきと安心して暮らせる尾道を実現するため、健康づくり・介護予防・生きがいづくり・環境づくりをテーマとした特色ある事業に関係各課が連携して取り組みます。（「出たもん勝ち」、「おのみち見守りネットワーク」など）</p> </div>  <ul style="list-style-type: none"> ◆ ふれあいサロン事業 ◆ 外出促進事業 など
<p>⑦ メンタルヘルス※1ケアの充実</p>	<p>心の健康づくりの相談体制の充実やうつ病対策を推進します。また、関係機関や企業等の情報交換会等を通して、メンタルヘルスの向上を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 精神保健（こころの相談・自殺対策）事業 など
<p>⑧ 感染症対策の推進</p>	<p>感染症の発症を予防するとともに、発症時に重症化と感染拡大を最小限にとどめ、感染拡大を可能な限り抑制するため、様々な感染症対策を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 予防接種事業 など
<p>⑨ 女性・高齢者・障害のある人等の活躍の促進（再掲）</p>	

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
81	健康寿命※2	男 77.54 歳 女 82.07 歳 (平成 22 年)	➔
82	特定健康診査受診率	34.7% (平成 27 年度)	60.0%
83	シルバーリハビリ体操 延べ参加者数	20,104 人 (平成 27 年度)	30,000 人
84	ふれあいサロン※3 延べ参加者数	70,662 人 (平成 27 年度)	73,000 人

市民の意見

生活環境・取組（44 項目）について、「介護サービスの充実」は、重要度が高くなっています。「健康づくり体制の整備」は、重要度は中程度となっています。





健康相談



シルバーリハビリ体操

※1 メンタルヘルス：精神面における健康のこと。

※2 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されず生活できる期間。

※3 ふれあいサロン：公共施設等の身近に集える場を利用し、地域の高齢者や障害者等が、地域の仲間と一緒に楽しく過ごす場所。

政策
目標 6安心な
暮らしの
あるまち政策
分野 2健康・福祉・
医療・介護施策
目標 2高齢者や障害のある人が
健康で安心して暮らしている

現状と課題

本市では、医療・介護の関係機関が連携し、誰もが住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らせるよう、地域包括ケアシステム^{※1}の構築に努めてきました。今後、高齢化が進展する中、75歳以上の人口がピークを迎える「2025年問題^{※2}」を見据えた対応が必要となっています。増加している一人暮らしや認知症^{※3}の高齢者への支援、障害のある人が地域の中で安心して暮らせる環境づくり、介護職等のマンパワー不足への対応などが求められています。

こうした課題に対応するため、日常生活圏域ごとの地域特性に応じた地域包括ケア体制の更なる充実が求められています。その実現に向けて、「自助^{※4}」、「互助^{※5}」、「共助^{※6}」、「公助^{※7}」の4つの力が相互に機能することが大切です。これまでの専門職の連携、行政機関や施設・病院の連携に加えて、「互助」と言われる「地域の力」が地域包括ケア体制の大きな推進力として期待されています。

また、障害のある人（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・その他の心身の機能の障害がある人）は年々増加傾向にあり、「ライフステージ^{※8}に応じた支援」と「ともに暮らす地域づくり」を2本柱として、障害福祉サービス等をはじめとする各種施策を進めています。短期入所、グループホーム、日中一時支援、移動支援等を行う社会資源の充実、地域格差の解消が求められており、必要な支援が行き渡るよう地域自立支援協議会などを活用し、社会資源の充実や介護職員の確保を図るとともに、障害福祉制度を着実に実施していくことが必要です。

さらに、障害のある人が地域生活、社会参加を行う上で、尾道市障害者サポートセンターを中心に相談支援体制の一層の強化や、障害や障害のある人に対する正しい知識の習得、相互理解が不可欠です。平成28年（2016年）4月には、障害者差別解消法が施行されており、障害を理由とする差別の解消を進め、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることが求められています。

基本方針

- 住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるため、日常生活圏域ごとの地域特性に応じた地域包括ケアシステムの一層の充実を図ります。
- 一人暮らしや認知症の高齢者を見守るため、高齢者支援ネットワークの整備を推進します。
- 認知症の高齢者が安心して暮らし続けることのできる地域づくりのため、認知症に対する理解を促し、地域全体で支える体制づくりや環境整備を推進します。
- 障害のある人が地域の中で安心して暮らしていくことができる環境づくりのため、社会資源の充実、介護職員の確保を図るとともに、障害福祉制度を着実に実施し、啓発や広報活動を通じて、地域での自立を支援し、社会参加を促進します。

施策

施策目標 高齢者や障害のある人が健康で安心して暮らしている

目標達成のための施策

① 地域包括ケアシステムの充実	公立みつぎ総合病院や尾道市医師会、因島医師会を中心に「地域包括ケアシステム」が構築されており、団塊の世代が75歳以上となる「2025年問題」を見据え、日常生活圏域ごとの地域特性に応じた地域包括ケアシステムの更なる充実を推進します。 ◆生活支援体制整備事業 など
② 医療・介護の連携	住み慣れた家庭や地域で療養することができ、また、人生の最終段階まで身近な地域で適切な医療・介護サービスを受けられる環境の整備を目指し、医療と介護の関係者との協働※9を推進します。 ◆在宅医療・介護連携推進事業 ◆地域医療シンポジウム事業 など
③ 介護保険事業の推進	介護従事者の養成と就労に対して支援を行うなど、介護保険事業を推進します。 ◆介護人材確保・定着支援事業 ◆介護サービス基盤整備事業 など
④ 高齢者支援ネットワークの整備	一人暮らしや認知症の高齢者を見守るため、高齢者支援ネットワークの整備を推進します。 ◆一人暮らし高齢者巡回相談事業 ◆おのみち見守りネットワーク事業 など
⑤ 認知症対策の推進	認知症に対する理解を促し、認知症の人及びその家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。 ◆認知症総合支援事業 ◆認知症サポーター養成事業 ◆おのみち見守りネットワーク事業（再掲） など
⑥ 障害者の自立支援	障害のある人が地域の中で安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、積極的に社会参加できる機会を設けるなど、安心して生活できる地域づくりを推進します。 ◆障害者自立支援事業 ◆地域生活支援事業 など

※1 地域包括ケアシステム：高齢者等が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援体制。

※2 2025年問題：団塊の世代が75歳以上の高齢者となることにより、医療・介護費など社会保障費の急増が懸念される問題。

※3 認知症：脳血管疾患、アルツハイマー病その他の原因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。

※4 自助：自分のことを自分ですること。

※5 互助：人間同士がお互いに助けあうこと。

※6 共助：社会保険制度、医療や年金などの相互扶助のこと。

※7 公助：行政機関などによる支援のこと。

※8 ライフステージ：年齢にともなって変化する生活段階のこと。

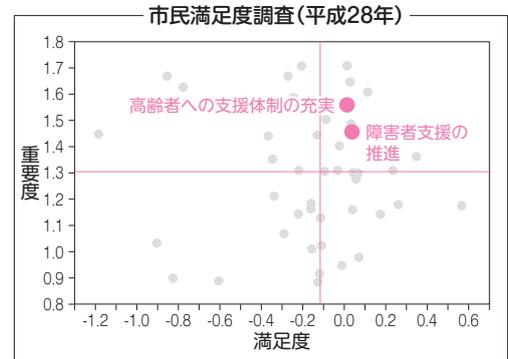
※9 協働：市民と市とが、対等な立場で必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担のもと、目標の達成に向けて協力して取り組むこと。

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
85	高齢者への支援体制が充実していると感じる市民の割合	52.1%	60.0%
86	障害者福祉が充実していると感じる市民の割合	53.7%	60.0%
87	認知症サポーター養成者数（累計）	14,387人 (平成27年度)	19,000人

市民の意見

生活環境・取組（44項目）について、「高齢者への支援体制の充実」、「障害者支援の推進」はともに、重要度が高くなっています。





認知症サポーター養成講座



おのみち見守り訓練

政策
目標 **6**

安心な
暮らしの
あるまち

政策
分野 **2**

健康・福祉・
医療・介護

施策
目標

3

生活に課題を抱える人の
支援体制が充実している

現状と課題

雇用形態の多様化や雇用のミスマッチなどによって、就職に至らない人、不安定な就労状況に陥る人が増加しており、社会的な格差が問題となっています。また、高齢者やひとり親世帯、障害や病気等によって生活上に様々な課題を抱えた人など支援を必要としている人も多くいます。それぞれの人
が抱える課題は多様かつ複雑であることも多く、単一の施策で対応ができない場合には複数の施策を
組み合わせて支援していかななくてはなりません。課題を整理して確実に必要とする各種支援制度の利
用に導いていく取組が重要です。

生活に様々な課題を抱えている人達の相談を受け付けて包括的な支援を行う機関として、本市では
平成27年（2015年）4月に「くらしサポートセンター尾道」を開設しました。相談者が抱える課題
やニーズを把握し、各種の支援を実施する関係機関との連絡調整を行うことにより、課題を解決、自
立した生活が可能となるようにサポートしています。この事業を広く周知し、利用の拡大を図ってい
く必要があります。

また、子どもの貧困が大きな社会問題になっている中、子どもの将来が生まれ育った環境によって
左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすることのないよう、すべての子どもが夢と希望を持っ
て成長していくことができる取組が求められています。

基本方針

- 経済的に最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある世帯が、社会から尊重され、孤立せず、自
立した生活を送ることができるよう、包括的支援を推進します。
- 家庭の経済力によって教育や将来を左右されることなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長
していくことができるよう、子どもの貧困対策を推進します。



施策

施策目標 生活に課題を抱える人の支援体制が充実している

目標達成のための施策

① 生活困窮者に対する支援	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある世帯が自立した生活を維持できるように包括的支援を推進します。
② 子どもの貧困対策(再掲)	

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
88	くらしサポートセンター尾道 新規相談件数	172件 (平成27年度)	365件



政策
目標 **6**

安心な
暮らしの
あるまち

政策
分野 **2**

健康・福祉・
医療・介護

施策
目標

4

医療体制が充実している

現状と課題

本市では、「尾道市の地域医療を守る条例」により、行政・市民・医療機関が一体となって、地域の医療体制を支えています。臨床研修医制度の改正、専門医取得制度の導入検討などに伴う医師の偏在による医師不足等への対応が課題となっています。こうした中、医療人材の確保に取り組むとともに、限りある医療資源を効率的に活用し、地域の医療機関の連携による切れ目のない質の高い医療提供体制を継続的に提供していくことが重要です。そのためには、身近なかかりつけ医による日常的な医療と、高次医療機関との役割を明確化し、高度な急性期医療^{※1}が必要になった場合は、拠点となる総合病院などの医療機関において、安全で質の高い医療や手厚い看護を受けることができる体制を確保することが重要です。さらに、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし、人生の最終段階まで身近な地域で適切な医療・介護サービスを受けられることができる環境を整備していくことが求められています。救急医療においては、尾道市立夜間救急診療所を設置するなど、地域全体で救急医療体制の充実に努めています。

地域の医療対策を推進するためには、地域の医療と介護関係者の多職種連携を強化するとともに、今後、高齢化の進展により在宅医療等の医療・介護需要の増加が見込まれる中、多様なニーズに対応するための地域医療対策が求められています。

基本方針

- 市民が安心して暮らせるよう、質の高い地域医療の提供体制の確保を図ります。
- 市民が安心して医療、介護のサービス提供を受けられるよう、医療と介護の連携を図ります。
- 地域医療を守り維持するため、医療人材の確保を図ります。



尾道市立市民病院



公立みつぎ総合病院

施策

施策目標 医療体制が充実している

目標達成のための施策

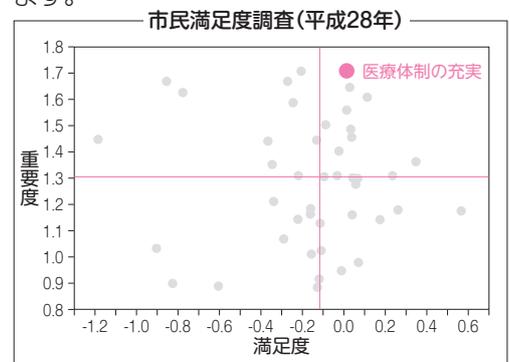
<p>① 地域医療体制の維持・確保</p>	<p>医療機関の救急医療体制の充実など、質の高い地域医療の提供体制を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 救急医療体制充実事業 ◆ 市立病院機能強化事業 など
<p>② 医療・介護の連携(再掲)</p>	
<p>③ 医療人材の確保</p>	<p>市民の安心な暮らし、地域医療を守り維持するための人材確保を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 医師確保奨学金事業 ◆ 産科医等確保支援事業 ◆ 看護職確保奨学金事業 など

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
89	医療体制が充実していると感じる市民の割合	51.6%	55.0%

市民の意見

生活環境・取組（44項目）について、「医療体制の充実」は、重要度が高くなっています。



尾道市立夜間救急診療所

※1 急性期医療：病気の発症から回復期や亜急性期まで移行するまでの期間における医療。

尾道市総合計画 基本計画

第4章

計画推進を支える行政運営

1	市民ニーズに柔軟に対応できる行政運営	110
	（1）社会情勢に適応した柔軟な行政組織・機構、行政経営システム	110
	（2）行政におけるICTの有効活用	110
2	安定した財政基盤の確立による財政健全化	110
3	行政組織を支える市職員の能力向上	111
4	地域特性を活かした市の持続的発展	111
5	広域行政・連携の推進	111

都市像の実現に向けて、基本計画に掲げる施策の計画的な推進を図るため、以下の行政運営に取り組みます。

1 市民ニーズに柔軟に対応できる行政運営

(1) 社会情勢に適応した柔軟な行政組織・機構、行政経営システム

高度多様化する市民ニーズや、人口減少、少子高齢化をはじめとする社会情勢の変化など、本市を取り巻く環境は急激に変化しており、行政運営の困難性は増しています。こうした中、本市が持続的に発展していくためには、情勢に即した機能的かつ効率的な行政組織・機構が不可欠です。

本計画の進行管理にあたっては、平成20年度（2008年度）から導入した行政評価システム^{※1}と連携を図りながら、施策目標の達成に向けて、行政経営システム（PDCA^{※2}サイクル）に基づき、成果指標の達成状況を確認し、施策の進捗状況を管理します。また、分析・評価した内容は、事務事業の見直しや新たな事業等の企画立案に活用していきます。

(2) 行政におけるICT^{※3}の有効活用

行政事務におけるICTの活用が進展する中、住民基本台帳・税・福祉等の各システムの安定運用、情報通信基盤の維持、セキュリティ対策など、情報システムの強化を図ります。

また、市民の個人情報を適正に管理するとともに、必要な行政情報を適切かつ速やかに市民に伝えることが求められています。今後も、広報おのみち、ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティFM等を通じて行政情報の発信に努めるとともに、公正で透明性の高い行政運営を進め、一層の情報公開を推進します。

2 安定した財政基盤の確立による財政健全化

普通交付税の合併算定替の特例期間の終了に伴い、交付税が段階的に縮減され、ますます厳しい財政状況が見込まれています。こうした中、尾道市行財政改革大綱及び同実施計画に基づき、財政の健全化、効率的な行政運営に取り組み、安定した財政基盤の確立を推進します。

なお、本市では、高度経済成長期に整備された多くの公共施設等が、一斉に老朽化、更新時期を迎える中、厳しい財政状況から、今ある公共施設等をすべて現状のまま維持することは困難であると同時に、その必要性や効果を十分に検証する必要があります。

このため、今後も真に必要な行政サービスを持続可能なものにしていくため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進し、財政負担の軽減・平準化を図ります。

3 行政組織を支える市職員の能力向上

市民満足度の高い行政運営を確立するためには、市職員一人ひとりの成長が不可欠です。

本市では、「尾道市人材育成基本方針」に基づき、人事管理・職員研修・職場風土づくりなどの多角的な取組を効果的に連動させ、職員の自ら学び、育とうとする意欲を喚起・支援し、新しい時代の「尾道」を創る使命感を持ち、果敢に挑戦し政策を実現する人材の育成に努めます。

4 地域特性を活かした市の持続的発展

本市は、平成17年(2005年)、平成18年(2006年)の2度にわたる合併により、内陸部の中山間地域から島しょ部まで、多様な特性をもつ地域により構成されています。一方、拡大した市域の中では、少子高齢化による人口減少や、就業、購買等の日常生活における行動範囲の変化等に伴い、生活環境をめぐる地域特有の課題も発生しています。こうした課題の解決に努めるとともに、地域の歴史・文化を継承し、市民との協働^{※4}により地域特性を活かしたまちづくりに取り組むことで、持続的に発展する尾道市を築きあげます。

5 広域行政・連携の推進

情報通信技術の進歩、交通手段の発達等により、市民の日常生活圏の広域化が進んでおり、行政ニーズも多様化しています。行政区域を越えた課題に対応するとともに、各都市の特色づくりと都市間の役割分担が求められています。

本市は、瀬戸内しまなみ海道、山陽自動車道、中国やまなみ街道等によって形成される「瀬戸内の十字路」の中心に位置し、中国地方や備後圏域での広域行政や連携の一翼を担うことが期待されています。そのため、近隣自治体との広域的な連携(備後圏域連携中枢都市圏、広島臨空広域都市圏、中国やまなみ街道沿線地域利用促進協議会、瀬戸内しまなみ海道振興協議会等)を強化し、観光や福祉、産業振興、雇用確保など多様な分野での広域的な行政・連携を進め、効率的な行政運営を推進します。

※1 行政評価システム：PDCAサイクルを定着させ、行政の無駄をなくすことや行政の説明責任を果たすことを目的とした行政経営のためのシステム。

※2 PDCA：Plan Do Check Actionの略。施策などの計画を策定(Plan)、実施(Do)実施結果を評価(Check)して改善(Action)に結びつけその結果を次の計画に活用すること。

※3 ICT：Information and Communication Technologyの略。情報通信技術。

※4 協働：市民と市とが、対等な立場で必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担のもと、目標の達成に向けて協力して取り組むこと。

尾道市総合計画

附属資料

1 尾道市総合計画策定条例

平成 27 年 9 月 28 日

条例第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、尾道市総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市の将来にわたる健全な発展と市民生活の安定及び生活環境の向上を図るために策定する市政の総合的な計画をいう。
- (2) 基本構想 本市の発展方向及び将来像を示し、これらを達成するために必要な施策の大綱を定めるもので、基本計画の基礎となるものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、基本的施策を明らかにしたもので、計画実施の基礎となるものをいう。

(尾道市総合計画審議会への諮問)

第 3 条 市長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、尾道市総合計画審議会条例(昭和 47 年条例第 34 号)第 1 条に規定する尾道市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

- 2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画の策定)

第 5 条 基本計画は、市長が、基本構想に即して策定し、又は変更するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第 7 条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(尾道市総合計画審議会条例の一部改正)

- 2 尾道市総合計画審議会条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

2 尾道市総合計画審議会条例

昭和 47 年 6 月 27 日

条例第 34 号

注 平成 19 年 3 月から改正経過を注記した。

(名称及び目的)

第 1 条 この審議会は、尾道市総合計画審議会と称し、尾道市の将来にわたる総合計画について審議策定し、市長に答申することを目的とする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 40 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市議会の議員
- (4) 各種団体の役員又は職員
- (5) 市民の代表
- (6) 市の職員

(平 23 条例 26 ・ 一部改正)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了するときまでとする。ただし、委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員の職を失なうものとする。

(平 23 条例 26 ・ 一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長 1 名及び副会長 2 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員)

第 6 条 審議会に専門の事項を調査するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから会長の推せんに基づいて、市長が委嘱する。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、審議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、企画財務部において処理する。

(平 19 条例 8 ・ 平 20 条例 3 ・ 平 24 条例 7 ・ 一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が審議会にはかって、これを定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年11月1日条例第47号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(昭和47年条例第46号)の施行の日(昭和47年11月20日)から施行する。

付 則(昭和47年12月25日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和54年10月20日条例第31号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(昭和54年条例第30号)の施行の日(昭和54年11月1日)から施行する。

付 則(昭和58年3月24日条例第7号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(昭和58年条例第6号)の施行の日(昭和58年4月1日)から施行する。

付 則(平成5年3月24日条例第2号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(平成5年条例第1号)の施行の日(平成5年4月1日)から施行する。

付 則(平成8年3月26日条例第4号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(平成8年条例第3号)の施行の日(平成8年4月1日)から施行する。

付 則(平成11年3月25日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成13年3月23日条例第8号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(平成13年条例第7号)の施行の日から施行する。

付 則(平成16年3月24日条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月22日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月19日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成23年6月29日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年3月22日条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成27年9月28日条例第34号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

3 尾道市総合計画策定に関する規則

昭和 47 年 8 月 28 日

規則第 43 号

注 平成 17 年 3 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、尾道市総合計画策定条例(平成 27 年条例第 34 号)に基づく総合計画の策定について、必要な事項を定めるものとする。

(平 27 規則 56・一部改正)

(計画策定の原則)

第 2 条 総合計画は、関係機関等と連絡協調を保ちながら、効率よく実施できるよう策定しなければならない。

(平 27 規則 56・旧第 3 条線上)

(実施計画の策定)

第 3 条 市長は、基本計画で定めた基本的施策を実現するための具体的な事業及び施策を明らかにした実施計画を策定することができる。

(平 27 規則 56・追加)

(策定会議)

第 4 条 総合計画の試案策定及び総合計画に関する重要事項を審議するため、尾道市総合計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

2 策定会議は、副市長及び職員のうちから市長が任命する者をもって組織する。

3 策定会議は、副市長が主宰する。

4 副市長に事故あるときは、あらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(平 19 規則 36・平 20 規則 58・一部改正、平 27 規則 56・旧第 5 条線上)

(事務局)

第 5 条 策定会議の事務を処理するため、企画財務部政策企画課に事務局を置く。

2 事務局長は、市長が任命する職員をもって充てる。

(平 19 規則 36・平 20 規則 58・平 24 規則 35・一部改正、平 27 規則 56・旧第 6 条線上)

(部門別計画)

第 6 条 尾道市部設置条例(昭和 31 年条例第 24 号)第 2 条に規定する部、因島総合支所、御調支所、向島支所、瀬戸田支所、教育委員会教育総務部、教育委員会学校教育部、水道局、病院事業局及び消防局長(以下「部局長」という。)は、所管事務に属する事項について部門別計画を作成し、策定会議に提出しなければならない。

2 課(これに相当するものを含む。以下同じ。)の長(以下「課長」という。)は、部属部局長の命を受けて所管事項について現状のは握及びその問題点を摘出して、部門別計画を作成し、所属部局長に提出しなければならない。

(平 17 規則 86・平 17 規則 106・平 18 規則 3・平 19 規則 36・平 20 規則 58・平 22 規則 65・平 24 規則 42・一部改正、平 27 規則 56・旧第 7 条線上)

(計画主任)

第 7 条 各課に部門別計画の企画立案に関する事務を担当させるため、計画主任を置く。

2 計画主任は、課長が所属職員のうちから指名する者をもって充てる。

3 各課長は、計画主任を指名し、又は指名替えしたときは、その職氏名を事務局長に報告しなければならない。

(平 27 規則 56・旧第 8 条線上)

(事務局長の資料の提出要求)

第 8 条 事務局長は、必要があると認めるときは、計画主任に対して総合計画策定に関する資料の提出を求めることができる。

2 前項の要求があったときは、計画主任は直ちに必要資料を作成し、所属課長の承認を得て事務局長に送付しなければならない。

(平 27 規則 56・旧第 9 条線上)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(平27規則56・旧第10条繰上)

付則

この規則は、公布の日から施行する。

付則(昭和50年10月30日規則第37号)

この規則は、昭和50年11月1日から施行する。

付則(昭和54年11月1日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

付則(昭和58年4月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

付則(平成5年4月1日規則第14号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

付則(平成8年4月1日規則第16号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の尾道市行政組織規則の規定により、付則別表左欄の部課に所属する職員は、別に辞令が発せられない限り、同表右欄の部課に勤務を命ぜられたものとみなす。

付則別表

左欄		右欄	
市長公室	企画課		企画室
	秘書広報課	総務部	秘書広報課
都市部	都市計画課	都市部	都市デザイン課
開発事業部	再開発課	再開発部	再開発課

付則(平成10年4月1日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

付則(平成11年4月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

付則(平成13年3月30日規則第23号)抄

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付則(平成16年3月24日規則第19号)抄

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付則(平成17年3月2日規則第86号)

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

付則(平成17年3月25日規則第106号)

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

付則(平成18年1月10日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付則(平成19年3月30日規則第36号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付則(平成20年3月31日規則第58号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付則(平成22年10月18日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

付則(平成24年3月30日規則第35号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付則(平成24年3月30日規則第42号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付則(平成27年9月28日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

4 尾道市総合計画審議会分科会設置要綱

(目的)

第1条 尾道市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務の円滑な運営を図るため、次の尾道市総合計画審議会分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

元気あふれるまち部会
人がつながるまち部会
安心して暮らせるまち部会

(職務)

第2条 分科会は、次の各号に掲げる部会ごとに当該各号に掲げる事項を分掌する。

- (1) 元気あふれるまち部会 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくりに関すること。
- (2) 人がつながるまち部会 魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくりに関すること。
- (3) 安心して暮らせるまち部会 誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくりに関すること。

(組織)

第3条 分科会は、審議会の委員（以下「委員」という。）若干名をもって組織する。

(委員の指名)

第4条 分科会に属する委員（以下「所属委員」という。）は、審議会会長が指名する。

(会長及び会長代理)

第5条 分科会に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長及び会長代理は、所属委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を掌理し、分科会の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 4 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 分科会の会議は、所属委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 3 分科会の議事は、出席所属委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委員等の出席)

第7条 委員は、その所属する分科会以外の分科会の会議に出席することができる。ただし、発言しようとするときは、会長の許可を得なければならない。

- 2 会長は、分科会の会議において必要があると認めるときは、所属委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、企画財務部において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し、必要な事項は、審議会会長が定める。

付 則

この要綱は、平成8年7月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年9月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年7月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年6月21日から施行する。

5 尾道市総合計画審議会委員名簿

(順不同)

区分	所属・役職名	氏名	A	B	C
会長	尾道市立大学学長	中谷 武	○	○	○
副会長	尾道商工会議所副会頭	今岡 寛信	○		
副会長	尾道市議会議長	高本 訓司			○
部会長	因島商工会議所会頭	村上 祐司	○		
部会長	尾道市立大学芸術文化学部教授	光原 百合		○	
部会長	尾道市社会福祉協議会会長	村上 光範			○
部会長代理	尾道市農業協同組合経済事業専任理事常務	比本 学志	○		
部会長代理	尾道市 PTA 連合会顧問	山元 剛介		○	
部会長代理	尾道市保健推進員連絡協議会副会長	日下 恵子			○
	尾道しまなみ商工会会長	青木 透	○		
	尾道青年会議所理事長	麻生 裕雄		○	
	子育てサロン連絡協議会会長	緒方 恵理子			○
	尾道商工会議所女性会会長	金光 洋子	○		
	尾道観光協会会長	川崎 育造	○		
	市民代表	川本 秀司			○
	尾道市歯科医師会会長	小山 重夫			○
	尾道市議会文教委員長	田頭 敬康		○	
	市民代表	田坂 八重子		○	
	市民代表	豊田 博子		○	
	NPO 法人尾道空き家再生プロジェクト代表理事	豊田 雅子		○	
	尾道市文化協会副会長	中田 富美		○	
	尾道市議会総務委員長	二宮 仁	○		
	因島医師会会長	藤井 温			○
	尾道市議会産業建設委員長	前田 孝人	○		
	市民代表	槇田 麻利子			○
	広島県経営戦略部長	松井 浩美			○
	広島大学大学院文学研究科教授	三浦 正幸		○	
	尾道市医師会副会長	三宅 規之			○
	因島歯科医師会会長	宮地 弘展			○
	尾道市議会民生委員長	宮地 寛行			○
	市民代表	向井 せい子	○		
	広島経済同友会尾道支部支部長	柰谷 正樹	○		
	尾道市立大学経済情報学部講師	森本 幾子		○	
	尾道市議会副議長	山根 信行		○	
	(前尾道市議会副議長)	(山戸 重治)			
	尾道市水産振興協議会会長	吉岡 照明	○		
	(前尾道市水産振興協議会会長代理)	(田頭 信親)			
	市民代表	吉原 軍治	○		
	尾道市副市長	澤田 昌文			○
	尾道市副市長	富永 嘉文	○	○	

※平成 29 年 (2017 年) 2 月 18 日現在。氏名 () 内は前任者。

- A 元気あふれるまち部会
- B 人がつながるまち部会
- C 安心して暮らせるまち部会

6 尾道市総合計画の策定について（諮問）

尾企政第524号
平成28年1月23日

尾道市総合計画審議会会長 様

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市総合計画の策定について（諮問）

尾道市総合計画を策定したいので、その基本構想及び基本計画について、尾道市総合計画審議会条例（昭和47年条例第34号）第1条の規定により、貴会の意見を求めます。

7 尾道市総合計画（基本構想）について（答申）

平成28年8月25日

尾道市長 平谷 祐宏 様

尾道市総合計画審議会
会長 中谷 武

尾道市総合計画（基本構想）について（答申）

平成28年1月28日付けで諮問を受けた尾道市総合計画（基本構想）について、慎重に審議した結果を答申いたします。

なお、基本計画については、あらためて答申いたします。

8 尾道市総合計画（基本計画）について（答申）

平成 29 年 2 月 18 日

尾道市長 平谷 祐宏 様

尾道市総合計画審議会
会長 中谷 武

尾道市総合計画（基本計画）について（答申）

平成 28 年 1 月 28 日付けで諮問を受けた尾道市総合計画（基本計画）について、慎重に審議した結果を別添のとおり答申いたします。

この基本計画は、今後の尾道市のまちづくりを進める上で、極めて重要な役割を担うものです。審議にあたっては、3つの分科会を設け、各委員から多くのご意見、ご提言を賜りました。それを基に、尾道市が将来にわたり、持続的に発展していくための計画としています。

貴職におかれましては、速やかに基本計画を策定されるとともに、当審議会の審議過程を十分尊重し、社会・経済情勢の変化や市民ニーズに的確に対応しながら、計画に掲げた施策の実施に着実に取り組まれることを希望します。

9 尾道市総合計画策定の経過

年月日	項目	主な内容
平成 27 年 (2015 年) 11 月 16 日	第 1 回策定会議開催	総合計画策定の背景、策定に係る組織、策定フロー、策定スケジュール
12 月 25 日	第 1 回課長・計画主任合同会議	まちづくりの方向性、概要、策定フロー、人口ビジョン・総合戦略との関係、国や県の動向、策定スケジュール、現総合計画の検証
平成 28 年 (2016 年) 1 月 18 日	第 2 回策定会議開催	策定スケジュールの一部変更、総合計画策定方針 (案)、市民アンケート (案)、現計画の数値目標達成状況
1 月 23 日	第 1 回審議会開催	会長及び副会長の互選、諮問、総合計画の策定方針、策定スケジュール、市民アンケート (満足度調査)
2 月 2 日 ~26 日	市民満足度調査実施	
3 月 4 日 ~11 日	市内企業・関係団体アンケート実施	
4 月 19 日	第 3 回策定会議開催	基本構想の骨子 (案)
5 月 12 日	第 2 回審議会開催	基本構想の骨子 (案)
5 月 19 日	第 2 回課長・計画主任合同会議	基本構想の骨子
5 月 24 日	第 4 回策定会議開催	基本構想 (素案)、基本計画骨子 (案)
6 月 2 日	第 3 回審議会開催	基本構想 (素案)、基本計画骨子 (案)
7 月 20 日 ~25 日	市内企業・関係団体ヒアリング実施	
8 月 18 日	第 5 回策定会議開催	基本構想 (案)、基本計画 (計画フレーム)
8 月 25 日	第 4 回審議会開催	基本構想 (案)、基本構想の答申、基本計画 (計画フレーム)、総合計画審議会分科会
9 月 21 日	第 6 回策定会議開催	基本計画 (素案)
9 月 27 日	第 1 回人がつながるまち部会	会長及び会長代理の互選、基本計画 (素案)
9 月 27 日	第 1 回安心して暮らせるまち部会	会長及び会長代理の互選、基本計画 (素案)
9 月 30 日	第 1 回元気あふれるまち部会	会長及び会長代理の互選、基本計画 (素案)
10 月 31 日	第 2 回安心して暮らせるまち部会	基本計画 (素案)
11 月 1 日	第 2 回人がつながるまち部会	基本計画 (素案)
11 月 1 日	第 2 回元気あふれるまち部会	基本計画 (素案)
11 月 18 日	第 7 回策定会議開催	基本計画 (案)
11 月 24 日	第 5 回審議会開催	基本計画 (案)
12 月 20 日	市議会で基本構想議決・同日決定	
12 月 26 日 ~ 平成 29 年 (2017 年) 1 月 27 日	パブリックコメント実施	基本計画 (案)
2 月 10 日	第 8 回策定会議開催	基本計画 (案)
2 月 18 日	第 6 回審議会開催	基本計画 (案)、基本計画の答申

※随時担当課ヒアリング実施

10 尾道オリジナル事業一覧

No.	施策目標	事業名等	概要
1	1-1-3	尾道ブランド発展支援事業	尾道ブランド農産物認証制度により認証された「尾道ブランド農産物」を生産する JA 生産部会等が行う生産量の増加や新規生産者の増加に資する取組を支援します。
2	1-1-3	尾道スローフードまちづくり事業	尾道固有の豊かな自然の恩恵を受けて育んできた食と食文化を守り、次世代への継承と食育、交流人口の拡大に取り組み、自然と調和する住みよいまちづくりを目指します。
3	1-1-3	尾道季節の地魚の店認定事業	尾道の地魚を積極的に提供している飲食店等を「尾道季節の地魚の店」に認定し、イベント開催や情報発信による地魚の地産地消を推進し、地域の活性化を図ります。
4	2-1-1	日本遺産推進事業	「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」と「村上海賊の歴史遺産群のストーリー」が、全国で唯一、2年連続日本遺産に認定されました。交流促進等による地域の活性化を図るため、本市の魅力を国内外に発信し、特色を活かした事業を展開します。
5	2-1-1	しまなみ DMO 形成推進事業	瀬戸内しまなみ海道エリアの行政、民間事業者等が連携して自立的な事業体である DMO を設立します。本市の特色であるサイクリングを活用するなど、「稼ぐ力」を向上させ、観光産業発展による地域経済活性化、雇用拡大を図り、しまなみファンの創出を移住・定住につなげます。
6	2-1-1	フィルム・コミッション事業	瀬戸内海を望む階段や坂道、路地越しに見える尾道水道、旅情を誘う雁木などの優れたロケーションは、これまでに数々の映像作品の舞台となっています。今後も、培ったノウハウを生かし、制作に関する各種サービスを提供することで、知名度の向上、観光集客力の強化等を図ります。
7	2-1-1	外国人旅行者誘致事業	国のビジット・ジャパン事業や広島県・愛媛県の訪日外国人誘致事業と連携し、海外の旅行事業者・マスコミなどを対象とした招聘事業や PR 事業を展開するとともに、無料公衆無線 LAN の整備や観光案内所での多言語対応など、受入体制を整備します。
8	2-1-1	しまなみ海道サイクリングロード施設整備事業	瀬戸内しまなみ海道にブルーライン、距離標等の路面標示整備やサイクリング位置情報表示板を設置するなど、自転車で周遊するサイクリストに安全・安心で快適なサイクリングの機会を提供します。
9	2-1-1	千光寺公園リニューアル事業	千光寺公園展望台からの尾道水道を中心とした眺望は、市民に愛され親しまれるとともに、国内外からの観光客をひきつける魅力を有しています。この展望台をはじめとした公園内の施設等をリニューアルして、一層のイメージアップを図ります。
10	2-1-2	尾道リノベーションプロジェクト	リノベーションにより、民間団体等が行う、空き家・空き店舗を活用した拠点施設の整備、創業やイベント開催の支援などにより、市街地東側へ回遊性を高め、観光客等の滞在時間の延長を図るなど、市街地全体の活性化を図ります。
11	2-1-2	まちなみ再生事業	BISHOKU（美食・尾食）×観光をキーワードとして、イベントの開催や空き店舗の活用を支援することにより、まちなかの賑わいを創出し、交流人口の拡大を図ります。
12	2-1-2	国際交流推進事業	海外からの留学生の受入や交流イベントへの支援を行うことにより、市民が外国人と接して理解を深める機会を増やし、国際的な視野を持つ人材の育成を図ります。こうした取組により、観光を基幹産業にすることの前提となる外国人観光客を受け入れる「おもてなしマインド」を醸成します。
13	2-1-2	絵のまち尾道四季展開催事業	尾道の風景・風俗を題材にした他に類を見ない独創的な全国絵画公募展を開催し、市民の文化意識の高揚と心豊かな感性の涵養に資する機会を創出するとともに、本市の個性と魅力を全国に発信します。また、高校生を対象にした全国絵画公募展では、副賞にフランス旅行が贈られ、本市と文化的友好を育むオンフルール市を表敬訪問することにより交流を深めます。
14	2-1-2	高校生絵のまち尾道四季展開催事業	

No.	施策目標	事業名等	概要
15	2-1-2	写真のまち尾道四季展開催事業	自然景観に恵まれ、歴史と文化の香り高い尾道をモチーフにした作品を全国から公募しています。写真文化の振興と交流人口の拡大を図り、写真の題材にもなる多くの魅力的資源を持つ尾道を広く PR します。
16	2-2-1	歴史的風致維持向上事業（通りの美装化等）	歴史的風致維持向上計画に基づき、通りの美装化に取り組むなど、日本遺産のストーリーを構成している魅力的なまちなみと景観を未来へ伝えます。
17	3-1-1	尾道市囲碁のまちづくり推進協議会運営支援事業	『囲碁のまち尾道』の全国発信と、囲碁人口の増加による囲碁文化の向上を図るため、囲碁の各種大会の実施と普及活動に取り組む尾道市囲碁のまちづくり推進協議会の運営を支援し、「囲碁」によるまちづくりを推進します。
18	3-1-1	国宝・重要文化財保存事業	日本遺産のストーリーを構成し、市民の誇りである国宝や重要文化財を未来に残すため、適切に保護、保存するとともに、特別公開や講演会を実施するなど、有効に活用することにより、市民の文化財保護意識の一層の高揚を図ります。
19	3-2-1	尾道教育みらいプラン2	本市の子どもたちの教育を就学前も含めた「尾道 15 年教育」として進める中、小・中学校教育については、「夢と志を抱きグローバル社会を生き抜く子どもの育成」を目標とする「尾道教育みらいプラン2」に基づいて、特色ある各種事業を展開します。 尾道の豊かな伝統・文化などを生かした効果的で質の高い教育活動を実施することで、郷土を愛する心とグローバル社会に対応できる資質を持ち、社会に貢献できる「尾道の子どもたち」を育成します。
20	3-3-3	尾道健幸スタイル事業	本市は、30 から 50 歳代の運動習慣のない人の割合が他の年齢層より高い状況です。若い世代が健康の保持増進に関心を持ち、日常的に運動を心掛けるよう、親子での運動・スポーツを促す事業の実施、健康づくりの取組を評価するコンテストなどに取り組みます。
21	3-3-3	幸齢ウォーキング推進事業（プラス 10 分てくてく運動）	本市は、高齢化率が高く、健康寿命も県平均を下回っています。生活習慣病や認知症等を予防するため、プラス 10 分のウォーキングを習慣化し、歩いた日数に応じて、抽選で景品を贈呈します。
22	4-2-1	「いのち・愛・おのみち」人権啓発推進事業	市民が命や人権の大切さを学び、人権尊重の意識が高いまちとなるよう、市民参加型の人権展の開催や各地域で著名な講師による講演会を開催し、市民が参加しやすい啓発事業を推進します。
23	5-3-1	救急自転車活用事業	サイクリストの聖地として、多くの人に親しまれている瀬戸内しまなみ海道のサイクリングコースを、より安全・安心に楽しんでもらえるよう、救急自動車の進入が困難な現場で発生した救急事案に迅速に対応するため、自転車に乗り換えた救急救命士を先行して到着させることで、救命率の向上を図ります。
24	5-4-1	分別戦隊エコレンジャー事業	本市のごみの分別収集は、細分化された 23 分別を行っており、市民に対してよりわかりやすい啓発を行う必要があります。市民の分別知識を高め、環境意識の高揚を図るため、幼稚園・保育所・小学校等で「エコレンジャー」を活用した寸劇形式などの環境リサイクル教室を開催し、啓発活動に取り組みます。
25	5-4-1	環境学習推進事業	本市の地域特性を活かした「しまなみ・やまなみ自然学校」で、子どもたちを対象とした体験型の環境学習を実施します。自然環境を大切にする気持ちを育むとともに、子どもたちの交流を深め、環境を大切にする市民の育成に取り組みます。

No.	施策目標	事業名等	概要
26	6-1-1	尾道子育て応援スタイル（子育て世代包括支援センター“ぼかぼか★”）	少子化や核家族化が進行し、ニーズが多様化してきている中、母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターを配置したワンストップサービスの拠点を市内全域に整備し、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩みに対し専門的な見地による相談支援を常時継続的に行います。また、医師会をはじめ関係機関や地域の子育て拠点等とのフォロー体制を構築し、産前・産後の支援を充実することで不安・負担感を軽減するとともに、地域活動との連携を深めながら、楽しく子育てが行えるよう支援します。
27	6-1-1	尾道市子どもの貧困対策プロジェクト	本市の未来を担う子どもたちが夢と希望を持って成長していくことができるよう、庁内に関係課職員で構成するプロジェクトチームを設置し、子どもの貧困問題に関する調査及び研究等、組織横断的な取組を通じて、尾道の特色を生かした実効性のある総合的な対策を企画・立案します。
28	6-1-1	子どもの居場所づくり事業	貧困の連鎖を防止する観点から、支援が必要な子どもに対して、尾道市立大学や地域のボランティア等とも連携し、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援等を行い、子どもの生活向上を図ります。
29	6-2-1	健康都市尾道 2022 宣言	第二次健康おのみち 21 の最終年度である 2022 年に向けて、全市をあげて健康づくりに取り組む機運を高めるための道しるべとして宣言を行い、各種イベントや講演会等を開催するなど、健康寿命の延伸を図ります。
30	6-2-1	おのみち幸齢プロジェクト	歳を重ねることを楽しみ、健康でいきいきと安心して暮らせる尾道を実現するため、健康づくり・介護予防・生きがいづくり・環境づくりをテーマとした特色ある事業に関係各課が連携して取り組みます。（「出たもん勝ち」、「おのみち見守りネットワーク」など）

11 目標の達成度を測る指標一覧

No.	指標名	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 33 年度）	ページ
1	製造品出荷額等	5,787 億円 / 暦年 （平成 26 年）		31
2	年間商品販売額	卸売業 2,015 億円 / 暦年 小売業 1,148 億円 / 暦年 （平成 26 年）		31
3	地域産業が活性化していると感じる市民の割合	20.6%	25.0%	31
4	創業支援制度利用者数	180 人 （平成 27 年度）	200 人	33
5	新規事業の展開が進んでいると感じる市民の割合	37.7%	40.0%	33
6	ブランド認証農産物（累計）	2 件	7 件	35
7	集落法人などの生産基盤面積	574.3ha	600.0ha	35
8	主要魚種の漁獲量	645t （平成 26 年度）		35
9	6 次産業化支援件数（累計）	1 件	3 件	35
10	因島技術センター研修修了者数（累計）	1,655 人	2,065 人	37
11	認定農業者数	119 人	120 人	37
12	集落法人数	8 法人	10 法人	37
13	職場環境が充実していると感じる市民の割合	46.8%	50.0%	39
14	女性再就職支援者数	未計測	20 人	39
15	総観光客数	6,746 千人 / 暦年 （平成 27 年）	7,230 千人 / 暦年 （平成 32 年）	42
16	観光消費額	264 億円 / 暦年 （平成 27 年）		42
17	外国人観光客数	214,045 人 / 暦年 （平成 27 年）	290,000 人 / 暦年 （平成 32 年）	42
18	ホームページのページビュー数	400 万 PV / 暦年 （平成 27 年）	440 万 PV / 暦年 （平成 32 年）	42
19	まちなかが賑わっていると感じる市民の割合	34.0%	40.0%	46
20	国際交流が推進されていると感じる市民の割合	未計測	50.0%	46
21	他の自治体との広域的な交流が進んでいると感じる市民の割合	未計測	50.0%	46
22	尾道の景観は観光の面からも大切な財産であり、観光都市尾道として守るべきものと感じる市民の割合	未計測	65.0%	49
23	歴史的風致の事業（通りの美装化、石畳化）により、尾道らしい景観や風景が良好に保たれていると感じる市民の割合	未計測	25.0%	49
24	転出超過数	396 人 （平成 22 年～平成 26 年平均値）		51

No.	指標名	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 33 年度）	ページ
25	本因坊秀策囲碁まつり参加者数	559 人	600 人	55
26	登録文化財数	33 件	40 件	55
27	市立美術館入館者数	29,672 人 (平成 27 年度)	32,000 人	55
28	公演入場率（1 公演平均）	60.5% (平成 27 年度)	80.0%	55
29	①広島県「基礎・基本」定着状況調査（小5・中2）通過率の県平均と本市との差 ②全国学力・学習状況調査（小6・中3）正答率の県平均と本市との差	①小学校 +2.2% 中学校 +0.4% ②小学校 -1.0% 中学校 -1.7%	小学校 +5.0% 中学校 +5.0%	58
30	広島県「基礎・基本」定着状況調査児童生徒質問紙（小5・中2）における「外国人と積極的にコミュニケーションを取りたい」と答える児童生徒の割合	小学校 64.1% 中学校 55.5%	小学校 80.0% 中学校 80.0%	58
31	広島県「基礎・基本」定着状況調査児童生徒質問紙（小5・中2）における「自分の住んでいる地域が好き」と答える児童生徒の割合	小学校 87.9% 中学校 81.1%	小学校 90.0% 中学校 90.0%	58
32	体力・運動能力調査の全国平均以上の種目数	小学校 男 7/8 女 5/8 中学校 男 2/9 女 2/9	全種目で全国平均以上	58
33	不登校児童・生徒の割合	小学校 0.7% 中学校 3.1% (平成 28 年 3 月末)	小学校 0.4% 以下 中学校 2.5% 以下	58
34	信頼される学校づくりが進んでいると感じる保護者の割合	未計測	80.0%	58
35	小・中学校の耐震化率	91.8%	100.0%	61
36	小・中学校トイレ洋式化率	24.4%	50.0%	61
37	給食施設ドライシステム化率	30.0%	45.0%	61
38	まちづくりをテーマとした講座受講者数	1,655 人 (平成 27 年度)	1,700 人	62
39	公民館自主サークル活動延べ人数	236,057 人 (平成 27 年度)	240,000 人	62
40	市民公開講座の受講者数	1,401 人 (平成 27 年度)	1,600 人	62
41	家庭教育講座の実施回数	45 回 (平成 27 年度)	55 回	65
42	教育ボランティア登録数	542 人 (平成 27 年度)		65
43	放課後子ども教室延べ参加児童数	33,606 人 (平成 27 年度)		65
44	学校、家庭、地域が協働して子どもたちの教育環境を整えていると感じる市民の割合	53.2%	60.0%	65
45	スポーツ施設延べ利用者数	1,459,033 人 (平成 27 年度)	1,500,000 人	67
46	スポーツ大会講習会等延べ参加者数	7,489 人 (平成 27 年度)	8,000 人	67
47	定期的（週 1 回以上）に運動・スポーツをしている市民の割合（第二次健康おのみち中間評価時のアンケート調査結果）	男性 44.6% 女性 42.3%	男性 50.0% 女性 50.0%	67

No.	指標名	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 33 年度）	ページ
48	市民のまちづくり活動や行政への市民参加が進んでいると感じる市民の割合	36.1%	40.0%	69
49	市民活動支援事業の活動者数	1,975 人	2,800 人	69
50	尾道ボランティアネットワーク加入団体の会員数	1,628 人	1,800 人	69
51	地域コミュニティが良好に保たれていると感じる市民の割合	35.2%	40.0%	71
52	市民活動支援事業の補助採択を受けた地縁団体数（累計）	2 団体	10 団体	71
53	人権講演会の参加者数	900 人 （平成 27 年度）	1,000 人	73
54	人権が尊重されていると感じている市民の割合	54.1%	60.0%	73
55	審議会等委員の女性の占める割合	23.2%	30.0%	75
56	男女共同参画が進んでいると感じる市民の割合	42.6%	50.0%	75
57	基幹水道施設（配水池）の耐震化率	81.7% （平成 27 年度）	83.0%	79
58	基幹水道施設（管路）の耐震適合化率	38.0% （平成 27 年度）	44.5%	79
59	汚水処理人口普及率	43.7%	60.4%	79
60	身近な道路を安全に通行できると感じる市民の割合	48.0%	50.0%	79
61	公共交通機関を利用しやすいと感じる市民の割合	39.1%	45.0%	81
62	市営住宅のバリアフリー化戸数割合 （募集中の住宅の手摺り設置割合）	36.0%	50.0%	83
63	良好な住環境が整っていると感じる市民の割合	未計測	50.0%	83
64	自主防災組織結成率	55.0%	80.0%	85
65	災害対策が進んでいると感じる市民の割合	21.2%	40.0%	85
66	交通事故発生件数	470 件 / 暦年 （平成 27 年）	340 件 / 暦年 （平成 32 年）	85
67	犯罪発生件数	693 件 / 暦年 （平成 27 年）	➡	85
68	耐震基準を満たす消防庁舎数	6 箇所	7 箇所（すべての庁舎）	87
69	防災センター来館者数	2,205 人 （平成 27 年度）	2,500 人	87
70	消防団員数	1,621 人 （平成 28 年 4 月）	➡	87

No.	指標名	現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 33 年度）	ページ
71	環境学習参加者数	340 人 (平成 27 年度)	600 人	90
72	河川の BOD 値	栗原川（栗原小前） 4.3mg/L 栗原川（日小橋） 2.4mg/L 藤井川（木門田川合流前） 0.7mg/L 藤井川（三成） 1.1mg/L 御調川（府中市境付近） 0.7mg/L (平成 27 年度平均値)	すべての調査地点で 環境基準達成 (現状達成済み)	90
73	海域の COD 値	尾道市周辺海域 1.3mg/L (平成 27 年度平均値)	環境基準達成 (現状達成済み)	90
74	市民一人当たりの家庭から出る可燃ごみの量	438g/人・日 (平成 27 年度)	420g/人・日	90
75	ごみのリサイクル率	16.5% (平成 27 年度)	現状維持	90
76	合計特殊出生率	1.53 (平成 20 年～平成 24 年)	1.62 (平成 30 年～平成 34 年)	95
77	乳幼児健康診査受診率	4 か月児 98.2% 1 歳 6 か月児 96.3% 3 歳児 93.0% (平成 27 年度)	4 か月児 98.7% 1 歳 6 か月児 96.8% 3 歳児 94.1%	95
78	乳幼児健康診査要精密者（健診時）の受診率	4 か月児 95.3% 1 歳 6 か月児 84.8% 3 歳児 83.5% (平成 27 年度)	4 か月児 96.8% 1 歳 6 か月児 90.0% 3 歳児 90.0%	95
79	不妊治療により妊娠に至った人数 (一般不妊治療助成制度を活用した人)	11 人	20 人	95
80	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	92.3% (平成 28 年 4 月)	100.0%	95
81	健康寿命	男 77.54 歳 女 82.07 歳 (平成 22 年)		98
82	特定健康診査受診率	34.7% (平成 27 年度)	60.0%	98
83	シルバーリハビリ体操延べ参加者数	20,104 人 (平成 27 年度)	30,000 人	98
84	ふれあいサロン延べ参加者数	70,662 人 (平成 27 年度)	73,000 人	98
85	高齢者への支援体制が充実していると感じる市民の割合	52.1%	60.0%	102
86	障害者福祉が充実していると感じる市民の割合	53.7%	60.0%	102
87	認知症サポーター養成者数（累計）	14,387 人 (平成 27 年度)	19,000 人	102
88	くらしサポートセンター尾道新規相談件数	172 件 (平成 27 年度)	365 件	105
89	医療体制が充実していると感じる市民の割合	51.6%	55.0%	107

12 尾道市市民満足度調査(平成28年実施)の44項目

生活基盤 交通・	1	身近な道路を安全に通行できる
	2	身近なところで緑や水辺に親しめる
	3	生活の基盤が整い、日常的な暮らしが快適にできる
	4	公共交通機関(鉄道、バス、航路)が利用しやすい
	5	安全で使いやすい高速道路や港が整備されている
	6	国道や県道が整備されて、走行しやすい
交流	7	市民や観光客等が集まる施設に魅力があり、利用しやすい
	8	市内各地の個性を活かした交流が活発に行われている
	9	観光客をもてなす心が市民に育っている
	10	尾道地域のまちなかが賑わっている
	11	御調地域のまちなかが賑わっている
	12	向島のまちなかが賑わっている
	13	因島のまちなかが賑わっている
	14	生口島のまちなかが賑わっている
地域の文化・景観	15	市民活動を通じて豊かな芸術・文化が継承・創造されている
	16	芸術・文化にふれ親しむことができる
	17	地域の景観が良好に保全・形成されている
	18	瀬戸内や里山の自然が大切にされている
	19	環境にやさしい暮らし方が定着している
産業	20	雇用の場が確保・創出されている
	21	地域の産業が活性化している
	22	新しい事業の展開が進んでいる
	23	自分が働いている職場の環境がよい
	24	農林漁業が活性化し、次の担い手が育っている
教育・学習	25	子どもたちに確かな学力と豊かな人間性が身についている
	26	学校、家庭、地域が協働して子どもたちの教育環境を整えている
	27	利用しやすい生涯学習施設が整備されている
	28	利用しやすいスポーツ・レクリエーション施設が整備されている
	29	一人ひとりの人権が尊重されている
	30	男女共同参画が進んでいる
医療・福祉 子育て・	31	子どもを安心して産み、育てることができる
	32	食生活や運動など健康づくりに対する支援が充実している
	33	医療体制やサービスが充実している
	34	高齢者が地域社会でいきいきと暮らしている
	35	ニーズに応じた介護サービスが提供されている
	36	障害者の社会参加や福祉サービスが推進されている
市民協働	37	市民や事業者と市との協働が進んでいる
	38	行政情報の広報、情報公開が進んでいる
	39	市民活動団体やNPOが育っている
	40	まちづくり活動や行政への市民参加が進んでいる
	41	地域コミュニティが良好に保たれている
安心・安全・	42	市民・地域と市が協力して、市民の暮らしや地域の安全を守っている
	43	安心して消費生活を送れている
	44	地域の災害対策が進んでいる

13 分野別計画一覧

No.	政策 目標	政策 分野	施策 目標	計画名	計画概要	計画期間	担当課
第1章 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり							
1	1 活力ある産業が育つまち	1 産業	1 地域経済を支える産業に活気がある	尾道市造船産業 振興ビジョン	本市の基幹産業である造船業及び船用工業の競争力を将来にわたり確保し、本市の経済発展を継続的に支える産業として維持・発展させるため、市と造船産業のそれぞれにおいて、課題解決を推進する各種施策について定めたビジョン。	平成 23 年度 (2011 年度)~	商工課
2				尾道市農業振興 ビジョン (後期)	近年の農業を取り巻く情勢や農業に関する地域ごとの課題に対応するため、本市の農業振興を図ることを目的として策定したビジョン。平成 29 年度に成果を検証し、平成 30 年度 ~ 平成 39 年度ビジョンを策定する。	平成 25 年度 (2013 年度) ~ 平成 29 年度 (2017 年度)	農林水 産課
3				尾道市農業経営 基盤強化促進基 本構想	尾道市の農業構造を改革し、農業が職業として選択し得る魅力あるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための構想。	平成 23 年度 (2011 年度) ~ 平成 32 年度 (2020 年度)	農林水 産課
4				尾道農業振興地 域整備計画書	優良農地を確保し、農業振興施策を計画的に推進するため、農業振興地域整備に関する法律に基づいて策定した農業振興を図る計画。	昭和 46 年度 (1971 年度)~	農林水 産課
5				尾道市森林整備 計画	適切な森林整備を推進するため、森林関連施策の方向性、森林所有者が行う伐採・造林等森林施業の指針を定めた計画。	平成 24 年度 (2012 年度) ~ 平成 34 年度 (2022 年度)	農林水 産課
6				尾道市水産振興 ビジョン (後期)	市民への新鮮でおいしい水産物の安定供給及び尾道の魚食文化の継承発展・地産地消の実現を図るため、平成 25 年度までの前期振興ビジョンに続き策定したビジョン。	平成 26 年度 (2014 年度) ~ 平成 30 年度 (2018 年度)	農林水 産課
7	2 活発な交流と 賑わいのあるまち	2 景観	1 景観が保全・整備 されている	尾道市景観計画	尾道市の良好な景観の形成を図るため、区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定めた計画。	平成 18 年度 (2006 年度)~	まちづ くり推 進課
8				尾道市歴史的風 致維持向上計画	尾道らしい景観を保全するため、歴史的風致をそのまま「維持」するだけでなく、歴史的建造物の復元、修理、周辺整備等の手法により、その環境を「向上」させることを目的とした計画。	平成 24 年度 (2012 年度) ~ 平成 33 年度 (2021 年度)	まちづ くり推 進課

No.	政策 目標	政策 分野	施策 目標	計画名	計画概要	計画期間	担当課
第2章 魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり							
9				尾道市教育大綱	市長と教育委員会が連携し、教育課題に対応し、教育施策の総合的な推進を図るため、本市の教育行政の目標や施策の根本となる方針を定めた大綱。	平成29年度 (2017年度) ～ 平成33年度 (2021年度)	教育総務部 庶務課
10				尾道教育総合推進計画	学校・家庭・地域・行政が緊密に連携し、より大きな教育力を発揮するため、本市における教育振興のための施策を定めた基本計画。	平成29年度 (2017年度) ～ 平成33年度 (2021年度)	教育総務部 庶務課
11		1 歴史・文化・芸術	1 歴史・文化・芸術が継承され、活かされている	尾道市歴史文化基本構想	地域固有の歴史・文化を継承していくため、地域の文化財をその周辺環境も含め、総合的に保存・活用していくことを目指した尾道市の文化財に関わる最上位の構想。	平成22年度 (2010年度)～	文化振興課
12	尾道市文化財保存活用計画			地域固有の歴史・文化を継承していくため、尾道市歴史文化基本構想に基づき、文化財をその周辺環境も含め、総合的に保存・活用していくための計画。	平成23年度 (2011年度) ～ 平成32年度 (2020年度)	文化振興課	
13	3 心豊かな人材を育むまち	2 学校教育	1 夢と志を抱き、生き抜く人材が育っている	尾道教育みらいプラン2	夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く子どもを育成するため、4つの基本方針①「確かな学力」の向上②「豊かな心」の育成③「健やかな体」の育成④「信頼される学校づくり」に基づき、それぞれの重点目標を定め、様々な事業や取組を行う計画。	平成29年度 (2017年度)～	教育指導課
14				子供の読書活動推進計画	関係機関や団体と連携・協力して読書活動を推進するため、「尾道教育みらいプラン」及び「広島県子供の読書活動推進計画」に基づき、乳幼児期からスタートする「ことばの教育の充実」を基本方針として、概ね5年間の施策の基本的な方針と具体的な方策を定めた計画。	平成26年度 (2014年度) ～ 平成30年度 (2018年度)	教育指導課
15		3 生涯学習	1 いつでも学べる環境が整っている	尾道市生涯学習推進基本計画	市民一人ひとりが、生きがいのある充実した人生を送るため、学習機会の提供、施設の整備・有効活用など、尾道市生涯学習推進基本構想(平成11年12月)等に基づいて策定した計画。	平成13年度 (2001年度)～	生涯学習課
16				尾道市スポーツ推進計画	心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進のため、「スポーツ推進＝健康力の向上」と捉え、5つの基本方針①スポーツを通じた交流の促進、②生涯スポーツの推進、③競技スポーツの向上、④スポーツ施設の整備、⑤スポーツによる健康づくりの充実に基づき、全ての市民がスポーツに関わる機会を増やし、スポーツを楽しむことを目的として策定した計画。	平成26年度 (2014年度) ～ 平成35年度 (2023年度)	生涯学習課

No.	政策目標	政策分野	施策目標	計画名	計画概要	計画期間	担当課
17	4 人と地域が支え合うまち	1 協働	1 協働のまちづくりの意識が定着している	尾道市協働のまちづくり行動計画	協働のまちづくりを推進するため、平成 21 年度（2009 年度）に策定した「尾道市協働のまちづくり指針」に基づき、市民と本市が連携して取り組むべき姿を明確にした計画。	平成 24 年度（2012 年度）～	政策企画課
18		2 人権	1 人権が尊重されている	尾道市人権啓発推進プラン	人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、取り組むべき人権啓発の方向性を示し、総合的かつ計画的に推進するために策定した計画。	平成 18 年度（2006 年度）～	人権推進課
19			2 男女がともに認め合い、支え合う社会が実現している	尾道市男女共同参画基本計画	男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び尾道市男女共同参画推進条例（平成 28 年 4 月）に基づき、男女共同参画に係る施策の総合的かつ計画的な推進を目的として策定した計画。	平成 29 年度（2017 年度）～ 平成 33 年度（2021 年度）	人権推進課
第 3 章 誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり							
20	5 市民生活を守る安全のまち	1 生活基盤	1 暮らししている生活基盤が整い市民が安全に	尾道市橋梁長寿命化修繕計画	老朽化した橋梁の急速な増大に対応するため、橋梁の長寿命化を図り、市内の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とした計画。	平成 24 年度（2012 年度）～	維持修繕課
21				尾道市水道事業ビジョン	給水区域の住民に対する事業の安定性や持続性を示していく責任を果たすため、長期的視点を踏まえた戦略的な水道事業の計画立案を行い、水道事業の最上位計画として策定したビジョン。	平成 29 年度（2017 年度）～ 平成 38 年度（2026 年度）	水道局庶務課
22				尾道市公共下水道事業計画	尾道処理区の生活環境の向上、川や海の清浄化のため、市街地の一般家庭や事業所等から発生する下水の排除・処理を推進する計画。	平成 23 年度（2011 年度）～ 平成 32 年度（2020 年度）	下水道課
23		3 良好な住環境が整っている	尾道市住宅マスタープラン	社会情勢の変化に対応した住宅施策を体系的・総合的に推進するため、市営住宅の再生目標・方針、ストック活用計画、その他の住宅供給施策について検討し、市営住宅の役割と基本整備方針について定めた計画。	平成 21 年度（2009 年度）～ 平成 30 年度（2018 年度）	建築課	
24			尾道市営住宅等長寿命化計画	市営住宅の予防保全的な維持管理、長寿命化に資する改善等を実施するため、市営住宅ストックのライフサイクルコストの縮減を図るとともに、効率的かつ円滑な整備等や維持管理を推進することを目的とした計画。	平成 26 年度（2014 年度）～ 平成 35 年度（2023 年度）	建築課	

No.	政策 目標	政策 分野	施策 目標	計画名	計画概要	計画期間	担当課	
25	5 市民生活を守る安全のまち	1 生活基盤	3 良好な住環境が整っている	尾道市空家等対策計画	空家等の適正管理、活用等を促進するため、適切な管理が行われていない空家等がもたらす防災、衛生、景観等への深刻な影響から市民の生命・財産を保護し、その生活環境を保全するとともに、空家等の利活用を図ることを目的とした計画。	平成 29 年度 (2017 年度) ～ 平成 33 年度 (2021 年度)	建築指導課	
26				尾道市耐震改修促進計画(第 2 期計画)	大地震発生時における建築物の倒壊等による被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市内の住宅・建築物の耐震化の目標を設定し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進するための計画。	平成 28 年度 (2016 年度) ～ 平成 32 年度 (2021 年度)	建築指導課	
27		2 防災・防犯・交通安全	1 防災・防犯・交通安全体制が充実している	尾道市地域防災計画	地域、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関する業務の大綱を示し、災害予防、災害応急対策、災害復旧について必要な施策を推進するための計画。	平成 28 年 (2016 年) 6 月修正	総務課	
28				尾道市交通安全計画	交通事故を防止し、安全で快適な交通環境を実現するため、人命尊重の理念に基づき、交通社会を構成する人間、車両及びそれらが活動する交通環境という三要素についての安全対策について定めた計画。	平成 28 年度 (2016 年度)～	総務課	
29		4 環境	1 環境が保全されている	第 2 次尾道市環境基本計画	環境に優しい社会を実現するため、尾道市環境基本条例に基づき、環境の保全・創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的とした計画。	平成 29 年度 (2017 年度) ～ 平成 38 年度 (2026 年度)	環境政策課	
30				一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働して 4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、「地球・地域環境の保全に向けて、循環型社会の構築」と「常に環境を意識しながら生活することができるまちづくり」の実現を目的とした計画。	平成 23 年度 (2011 年度) ～ 平成 37 年度 (2025 年度)	清掃事務所	
31		6 安心な暮らしのあるまち	1 子育て	1 安心して子どもを産み育てられる環境が整備されている	尾道つくしプラン	「学びの基盤づくり」、「豊かな人間性づくり」、「安心できる子育て環境づくり」を基本方針として、「教諭、保育士等の資質向上」、「幼保小連携の推進」等を重点目標に掲げ、就学前教育から学校教育への滑らかな接続を図るため、0 歳から 15 歳までの行政の一体化による計画的、系統的な取組を行い、就学前教育の一層の充実を図ることを目的とした計画。	平成 22 年度 (2010 年度)～	教育指導課
32					尾道市子ども子育て支援事業計画	質の高い就学前教育・保育の総合的な提供、待機児童の解消、地域での子ども子育て支援の充実など、未来の尾道市を担う子供たちが健やかに成長できるよう、子ども・子育て支援の取組を総合的に推進するため、「ともにつながり、ともに高めあい、子どもの笑顔が輝くまち尾道」を基本理念とする計画。	平成 27 年度 (2015 年度) ～ 平成 31 年度 (2019 年度)	子育て支援課

No.	政策目標	政策分野	施策目標	計画名	計画概要	計画期間	担当課
33	6 安心な暮らしのあるまち	1 子育て	1 安心して子どもを産み育てられる環境が整備されている	尾道市就学前教育・保育施設再編計画	本市の未来を担う子どもたちが健やかに育つまちを実現するため、適正な施設規模の確保、認定こども園の設置推進、施設整備の推進、民間活力の積極的な活用により、教育・保育の質を確保することを目的とした計画。	平成 24 年度 (2012 年度)～	子育て支援課
34				尾道市国民健康保険データヘルス計画	被保険者の健康保持増進を図るため、診療報酬明細書（レセプト）や健診結果等のデータ分析により、尾道市国民健康保険被保険者の課題を抽出し、必要に応じて事業内容等の見直しを行うことを目的とした計画。	平成 27 年度 (2015 年度) ～ 平成 29 年度 (2017 年度)	保険年金課
35		2 健康・福祉・医療・介護	1 健康寿命が延びている	第 2 期尾道市国民健康保険特定健康診査等実施計画	メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病を中心とした疾病予防を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律及び特定健康診査等基本指針に基づいて策定した計画。	平成 25 年度 (2013 年度) ～ 平成 29 年度 (2017 年度)	保険年金課
36				第 2 次健康おのみち 21、第 2 次食育推進計画	市民の健康寿命の一層の延伸を図るため、本市におけるこれまでの取組、国・県の健康づくりや食育に関わる動向等を踏まえ、健康づくりや食育の総合的かつ計画的な推進を目的とした計画。	平成 25 年度 (2013 年度) ～ 平成 34 年度 (2022 年度) (食育推進計画は平成 29 年度まで)	健康推進課
37				尾道市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザや新たな感染症が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、生活及び経済に及ぼす影響を最小にするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法や広島県の行動計画に基づいて策定した計画。	平成 27 年度 (2015 年度)～	健康推進課
38				尾道市高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画	急速な高齢化の進展に伴う諸課題に対応し、今後も高齢者が住みなれた地域で元気でいきいきと暮らすことができるよう、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画と介護保険法第 117 条に規定する介護保険事業計画を併せて、一体的に策定した計画。	平成 27 年度 (2015 年度) ～ 平成 29 年度 (2017 年度)	高齢者福祉課
39				尾道市第 3 次障害者保健福祉計画	障害者が地域の中で安心して暮らせるよう、障害者基本法（第 9 条）に基づき、6 年を 1 期とした長期的な障害福祉施策の目指す方向性を示した基本計画。	平成 24 年度 (2012 年度) ～ 平成 29 年度 (2017 年度)	社会福祉課

No.	政策 目標	政策 分野	施策 目標	計画名	計画概要	計画期間	担当課
第4章 計画推進を支える行政運営							
40	-	-	-	第6次尾道市行 財政改革大綱	厳しい財政状況の中、将来にわたり持続可能な行政運営を実現するため、3つの基本方針（①財政の健全化、②効率的な行政運営、③市民と行政の新たな関係によるまちづくり）に基づき、策定した大綱。	平成26年度 (2014年度) ～ 平成31年度 (2019年度)	職員課
41	-	-	-	第4次尾道市定 員適正化計画	厳しい財政状況の中、将来にわたり持続可能な行政運営を実現するため、市民職員数の適正管理に努め、効率的な行政運営実現するとともに、総人件費を抑制し、本市の財政状況を改善することを目的とした計画。	平成29年度 (2017年度) ～ 平成31年度 (2019年度)	職員課
42	-	-	-	尾道市特定事業 主行動計画	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、全職員が仕事も家庭も大切にしながら働くことのできる仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現と、女性職員が十分に能力を発揮し、活躍できる職場環境づくりを目指すことを目的とした計画。	平成27年度 (2015年度) ～ 平成31年度 (2019年度)	職員課
43	-	-	-	尾道市公共施設 等総合管理計画	必要な公共サービスを持続可能なものにするため、公共施設等における適切な規模や在り方等について見直し、財政負担の軽減・平準化を図ることを目的とした計画。	平成29年度 (2017年度) ～ 平成58年度 (2046年度)	契約管 財課
44	-	-	-	尾道市都市計画 マスタープラン	本市を取り巻く大きな変化に対応し、健全で魅力ある都市を実現するため、まちづくりの基本理念とそれにふさわしい都市計画の基本方針を定めた計画。	平成11年度 (1999年度)～	まちづ くり推 進課
45	-	-	-	尾道市過疎地域 自立促進計画	過疎地域（御調町、瀬戸田町）の自立促進に必要な業務を総合的かつ計画的に実施するため、過疎地域自立促進特別措置法に基づいて策定した計画。	平成28年度 (2016年度) ～ 平成32年度 (2020年度)	政策企 画課
46	-	-	-	尾道市まち・ひ と・しごと創生 人口ビジョン及 び総合戦略	人口減少や高齢化の進展に対応したまちづくりを進めていくため、国の「長期ビジョン」を勘案して策定。人口ビジョンは、本市の現状を分析し、将来の方向性を提示したもの。総合戦略は、人口ビジョンで分析した課題を解決し、目標とする人口を達成するための施策や事業をまとめたもの。	平成27年度 (2015年度) ～ 平成72年度 (2060年度) (総合戦略は平 成31年度まで)	政策企 画課

尾道市総合計画

平成 29 年 3 月

尾道市企画財務部政策企画課

〒 722-8501 尾道市久保一丁目 15 番 1 号

TEL : 0848-38-9316 FAX : 0848-37-2740

E-mail : kikaku@city.onomichi.hiroshima.jp



尾道市総合計画

 尾道市